

国 自 基 第 1 1 3 号
令和 8 年 9 月 3 0 日

一般社団法人 日本建設機械工業会会長 殿

国土交通省物流・自動車局長

「道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定める自動車等について（依命通達）」の一部改正について（依命通達）

標記について、別紙のとおり各地方運輸局長及び内閣府沖縄総合事務局長に対して通知しましたので了知頂くとともに、遺漏なきようお願いいたします。

道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令案について

1. 背景

我が国は、自動車の安全基準等について国際的な整合性を図り自動車の安全性等を確保するため、国際連合の「車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定（以下「協定」という。）」に平成 10 年に加入し、現在、当該協定に基づく規則（以下「協定規則」という。）について段階的に採用を進めているところである。

今般、国際連合自動車基準調和世界フォーラム（WP. 29）第 198 回会合において、「運転者の眠気監視警報に係る協定規則（第 182 号）」等が新たに採択されたほか、「軽・中量車の世界統一排出ガス測定法に係る協定規則（第 154 号）」等の改訂が採択された。

これらを踏まえ、道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号。以下「保安基準」という。）、道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）、装置型式指定規則（平成 10 年運輸省令第 66 号）、道路運送車両法関係手数料規則（平成 28 年国土交通省令第 17 号）について、所要の改正を行う必要がある。

2. 概要

（１）保安基準の一部改正（第 1 条関係）

道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号。以下「法」という。）第 3 章の規定に基づく保安基準について、以下の改正を行うほか、所要の改正を行う。

- ①運転者の状態を監視し、眠気・脇見を検知した場合に運転者へ警報する装置（眠気警報装置・脇見警報装置）を備えなければならないこととする（第 43 条の 11 及び第 43 条の 12 関係）。
- ②照射光線を自動車の乗車又は積載の状態に応じて鉛直方向に調節する必要があるすれ違い用前照灯等を備える自動車について、自動式であることその他の基準に適合する前照灯照射方向調節装置を備えなければならないことを明確化する（第 32 条関係）。

（２）道路運送車両法施行規則（第 2 条関係）

法第 59 条第 1 項の規定による新規検査において行う保安基準適合審査について、当該基準に適合することを証する書面の確認により適合性を審査する基準として、保安基準第 43 条の 11 に規定する眠気警報装置及び第 43 条の 12 に規定する脇見警報装置に係る基準を追加する（第 36 条第 14 項関係）。

（３）装置型式指定規則の一部改正（第 3 条関係）

- ①法第 75 条の 3 第 1 項の規定により型式指定の対象となる特定装置の種類に、協定規則第 182 号に基づき認定された「眠気警報装置」及び協定規則第 183 号に基づき認定された「脇見警報装置」を追加する（第 2 条関係）。

- ②法第 75 条の 3 第 8 項の規定により指定を受けたものとみなす特定装置の種類に協定規則第 182 号に基づき認定された「眠気警報装置」及び協定規則第 183 号に基づき認定された「脇見警報装置」を追加するとともに、協定規則の改訂に伴い、対象の規則番号を以下のとおり改める。(第 5 条関係)

第 154 号第 2 改訂版	⇒	第 154 号第 4 改訂版
第 154 号第 3 改訂版		
第 168 号	⇒	第 168 号改訂版
第 177 号	⇒	第 177 号改訂版

- ③法第 75 条の 4 第 1 項の規定に基づく特別な表示を付することができる特定装置として、協定規則第 182 号に基づき認定された「眠気警報装置」及び協定規則第 183 号に基づき認定された「脇見警報装置」を追加する。(第 3 号様式関係)

(4) 道路運送車両法関係手数料規則の一部改正 (第 4 条関係)

以下の改正を行うほか、所要の改正を行う。

- ①協定規則第 182 号及び協定規則第 183 号の採択に伴い、「眠気警報装置」及び「脇見警報装置」が特定装置となったため、型式の指定を申請する者が、当該装置の保安基準適合性審査を受ける際に独立行政法人自動車技術総合機構に納付すべき手数料の額を新たに規定する。
- ②協定規則第 154 号の改訂により、試験工数に変更が生じるため、型式の指定を申請する者が、当該装置の保安基準適合性審査を受ける際に独立行政法人自動車技術総合機構に納付すべき手数料の額を改定する。

3. 今後のスケジュール (予定)

公布：令和 8 年 9 月 30 日 (水) (WP. 29 第 198 回会合における改訂事項の発効日)

施行：公布の日 (※眠気警報装置及び脇見警報装置に係る部分は、令和 8 年 10 月 20 日 (火))

○国土交通省令第八十号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第四十一条第一項（同法第九十九条において準用する場合を含む。）、第七十五条の三第一項及び第八項、第七十五条の四第一項、第七十六条並びに第百四条並びに道路運送車両法関係手数料令（昭和二十六年政令第二百五十五号）第三条第二項の規定に基づき、道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令を次のように定める。

国土交通大臣 井林 辰憲

令和八年九月三十日

道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令

（道路運送車両の保安基準の一部改正）

第一条 道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のうちに改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後		改 正 前	
（操縦装置） 第十条 自動車の運転に際して操作を必要とする次に掲げる装置は、運転者が定位置において容易に識別でき、かつ、操作できるものとして、配置、識別表示等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。 一 始動装置、加速装置、点火時期調節装置、噴射時期調節装置、クラッチ、変速装置その他の原動機及び動力伝達装置の操作装置 二 制動装置の操作装置 三 前照灯（走行用前照灯、すれ違い用前照灯及び配光可変型前照灯をいう。以下この章において同じ。）、警告器、方向指示器、窓ふき器、洗浄液噴射装置及びデフロスタ（前面ガラスの水滴等の曇りを除去するための装置をいう。以下同じ。）の操作装置 （前照灯等） 第三十二条 （略） 239 （略） 101 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）には、前照灯照射方向調節装置（すれ違い用前照灯及び配光可変型前照灯の照射方向を調節するための装置をいう。次項において同じ。）であって、すれ違い用前照灯及び配光可変型前照灯の照射方向を自動車の乗車又は積載の状態に応じて自動的に鉛直方向に調節するものを備えなければならない。ただし、乗車又は積載の状態の変化によるすれ違い用前照灯及び配光可変型前照灯の照射方向の変動が告示で定める基準に適合する自動車にあつては、この限りでない。 111 前照灯照射方向調節装置は、性能等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。 1214 （略）		（操縦装置） 第十条 自動車の運転に際して操作を必要とする次に掲げる装置は、運転者が定位置において容易に識別でき、かつ、操作できるものとして、配置、識別表示等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。 一 始動装置、加速装置、点火時期調節装置、噴射時期調節装置、クラッチ、変速装置その他の原動機及び動力伝達装置の操作装置 二 制動装置の操作装置 三 前照灯、警告器、方向指示器、窓ふき器、洗浄液噴射装置及びデフロスタ（前面ガラスの水滴等の曇りを除去するための装置をいう。以下同じ。）の操作装置 （前照灯等） 第三十二条 （略） 239 （略） 101 自動車には、前照灯の照射方向の調節に係る性能等に関し告示で定める基準に適合する前照灯照射方向調節装置（前照灯（走行用前照灯、すれ違い用前照灯及び配光可変型前照灯をいう。以下この章において同じ。）の照射方向を自動車の乗車又は積載の状態に応じて鉛直方向に調節するための装置をいう。）を備えることができる。 （新設） 1113 （略）	

(眠気警報装置) 第四十三条の十一 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車、最高速度七十キロメートル毎時以下の自動車並びに被牽引自動車を除く。）には、運転に支障を及ぼすおそれのある運転者の眠気を検知し、その旨を当該運転者に対し警報するものとして、機能、性能等に関し告示で定める基準に適合する眠気警報装置を備えなければならない。 (脇見警報装置) 第四十三条の十二 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車、最高速度二十キロメートル毎時未満の自動車並びに被牽引自動車を除く。）には、運転者の脇見（進行方向以外に視線を向けている状態であつて、運転に支障を及ぼすおそれのあるものをいう。）を検知し、その旨を当該運転者に対し警報するものとして、機能、性能等に関し告示で定める基準に適合する脇見警報装置を備えなければならない。		(新設)		
(道路運送車両法施行規則の一部改正) 第二条 道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）の一部を次のように改正する。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。 <table><tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr><tr><td> (新規検査の申請) 第三十六条 (略) 2、13 (略) 14 国土交通大臣が指定する自動車について新規検査を申請する者は、当該自動車に適用される道路運送車両の保安基準第四条、第四条の二第一項、第二項若しくは第三項、第五条、第六条第一項若しくは第二項、第七条、第八条第一項、第五項若しくは第八項、第九条第一項、第二項若しくは第三項、第十条、第十一条第一項若しくは第二項、第十二条の二第二項若しくは第三項、第十二条第一項若しくは第二項、第十三条、第十四条、第十五条第一項若しくは第二項、第十七条第一項、第二項若しくは第三項、第十七条の二第一項、第二項、第三項、第四項、第五項若しくは第六項、第十八条第二項、第三項、第四項、第五項、第六項若しくは第七項、第十八条の二第三項、第四項、第五項若しくは第六項、第十九条、第二十条第四項、第五項若しくは第七項、第十八条の二第三項、第四項、 </td></tr></table>		改正後	改正前	(新規検査の申請) 第三十六条 (略) 2、13 (略) 14 国土交通大臣が指定する自動車について新規検査を申請する者は、当該自動車に適用される道路運送車両の保安基準第四条、第四条の二第一項、第二項若しくは第三項、第五条、第六条第一項若しくは第二項、第七条、第八条第一項、第五項若しくは第八項、第九条第一項、第二項若しくは第三項、第十条、第十一条第一項若しくは第二項、第十二条の二第二項若しくは第三項、第十二条第一項若しくは第二項、第十三条、第十四条、第十五条第一項若しくは第二項、第十七条第一項、第二項若しくは第三項、第十七条の二第一項、第二項、第三項、第四項、第五項若しくは第六項、第十八条第二項、第三項、第四項、第五項、第六項若しくは第七項、第十八条の二第三項、第四項、第五項若しくは第六項、第十九条、第二十条第四項、第五項若しくは第七項、第十八条の二第三項、第四項、
改正後	改正前			
(新規検査の申請) 第三十六条 (略) 2、13 (略) 14 国土交通大臣が指定する自動車について新規検査を申請する者は、当該自動車に適用される道路運送車両の保安基準第四条、第四条の二第一項、第二項若しくは第三項、第五条、第六条第一項若しくは第二項、第七条、第八条第一項、第五項若しくは第八項、第九条第一項、第二項若しくは第三項、第十条、第十一条第一項若しくは第二項、第十二条の二第二項若しくは第三項、第十二条第一項若しくは第二項、第十三条、第十四条、第十五条第一項若しくは第二項、第十七条第一項、第二項若しくは第三項、第十七条の二第一項、第二項、第三項、第四項、第五項若しくは第六項、第十八条第二項、第三項、第四項、第五項、第六項若しくは第七項、第十八条の二第三項、第四項、第五項若しくは第六項、第十九条、第二十条第四項、第五項若しくは第七項、第十八条の二第三項、第四項、				

二項若しくは第三項、第三十九条第二項若しくは第三項、第三十九條の二第二項若しくは第三項、第四十条第二項若しくは第三項、第四十条の二第二項若しくは第三項、第四十一条第二項若しくは第三項、第四十一条の二第二項若しくは第三項、第四十一条の三第二項若しくは第三項、第四十一条の四第三項若しくは第四項、第四十一条の五第三項若しくは第四項、第四十二条、第四十三条第二項若しくは第三項、第四十三条の二、第四十三条の三、第四十三条の四第一項、第四十三条の五第二項、第四十三条の六、第四十三条の七、第四十三条の八、第四十三条の九、第四十三条の十第二項及び第三項、第四十三条の十一、第四十三条の十二、第四十四条第一項、第二項、第三項、第四項、第五項、第六項若しくは第七項、第四十四条の二、第四十五条第一項若しくは第二項、第四十六条第一項、第四十六条の二、第四十七条第一項、第四十七條の二、第四十八条第二項、第四十八条の二第二項、第四十八条の三第二項又は第五十条の基準（同令第五十八条の規定に基づく告示によりこれらの基準が適用されないこととされている自動車にあつては、これらの基準に代えて適用すべきものとして当該告示に定める基準）のうち、国土交通大臣が指定する基準に適合するものであることを証する書面を提出しなければならない。 15 (略)	第三項、第三十九条第二項若しくは第三項、第三十九條の二第二項若しくは第三項、第四十条第二項若しくは第三項、第四十条の二第二項若しくは第三項、第四十一条第二項若しくは第三項、第四十一条の二第二項若しくは第三項、第四十一条の三第二項若しくは第三項、第四十一条の四第三項若しくは第四項、第四十一条の五第三項若しくは第四項、第四十二条、第四十三条第二項若しくは第三項、第四十三条の二、第四十三条の三、第四十三条の四第一項、第四十三条の五第二項、第四十三条の六、第四十三条の七、第四十三条の八、第四十三条の九、第四十三条の十第二項及び第三項、第四十四条第一項、第二項、第三項、第四項、第五項、第六項若しくは第七項、第四十四条の二、第四十五条第一項若しくは第二項、第四十六条第一項、第四十六條の二、第四十七条第一項、第四十七條の二、第四十八条第二項、第四十八条の二第二項、第四十八条の三第二項又は第五十条の基準（同令第五十八条の規定に基づく告示によりこれらの基準が適用されないこととされている自動車にあつては、これらの基準に代えて適用すべきものとして当該告示に定める基準）のうち、国土交通大臣が指定する基準に適合するものであることを証する書面を提出しなければならない。 15 (略)
第三條 装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）の一部を次のように改正する。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げるその標記部に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。 改正後	改正前
（特定装置の種類） 第二條 法第七十五条の三第一項の国土交通省令で定める特定装置は、次のとおりとする。 一〜四十の八（略） 四十の九 法第四十一条第十四号の警報装置のうち眠気警報装置（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタビラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車、最高速度七十キロメートル毎時以下の自動車並びに被牽引自動車に備えるものを除く。） 四十の十 法第四十一条第十四号の警報装置のうち脇見警報装置（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタビラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車、最高速度二十キロメートル毎時未満の自動車並びに被牽引自動車に備えるものを除く。） 四十一〜五十（略） （指定を受けたものとみなす特定装置） 第五條 法第七十五条の三第八項の国土交通省令で定める特定装置は、次の表の上欄に掲げるものとし、同項の認定その他の証明は、同表の上欄に掲げる特定装置の種類に応じ、国土交通大臣が告示で定める国が、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定に附属する同表の下欄に掲げる規則に基づき行う認定によるものとする。	（特定装置の種類） 第二條 法第七十五条の三第一項の国土交通省令で定める特定装置は、次のとおりとする。 一〜四十の八（略） （新設） （新設） （新設） 四十一〜五十（略） （指定を受けたものとみなす特定装置） 第五條 法第七十五条の三第八項の国土交通省令で定める特定装置は、次の表の上欄に掲げるものとし、同項の認定その他の証明は、同表の上欄に掲げる特定装置の種類に応じ、国土交通大臣が告示で定める国が、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定に附属する同表の下欄に掲げる規則に基づき行う認定によるものとする。

特 定 装 置 の 種 類		規 則 番 号
一 第二条第一号の自動車駆動用出力装置		第八十五号 第百七十七号改訂版
一の二 第二条第一号の二の自動車駆動用燃料消費装置		第百五十四号第四改訂版（レベル A に係る部分を除く。）
一の三 第二条第一号の三の自動車駆動用燃料消費装置、自動車駆動用電力消費装置及び一酸化炭素等発散防止装置		
一の四 第二条第一号の四の自動車駆動用燃料消費装置、自動車駆動用電力消費装置、一酸化炭素等発散防止装置及び燃料蒸発ガス排出抑止装置		
一の五 第二条第一号の五の自動車駆動用燃料消費装置及び一酸化炭素等発散防止装置		
一の六 第二条第一号の六の自動車駆動用燃料消費装置、一酸化炭素等発散防止装置及び燃料蒸発ガス排出抑止装置		
一の七 第二条第一号の七の自動車駆動用電力消費装置		
一の八～十五の三（略）		（略）
十五の四 第二条第十八号の二のディフィートストラテジー防止装置		第百六十八号改訂版（レベル A に係る部分を除く。）
十五の五～三十四の七（略）		（略）
三十四の八 第二条第四十号の八の車両後退通報装置		第百六十五号
三十四の九 第二条第四十号の九の眠気警報装置		第百八十二号
三十四の十 第二条第四十号の十の脇見警報装置		第百八十三号
三十五～四十二（略）		（略）

2・3（略）

第三号様式（特別な表示）（第六条関係）

（略）

（単位：ミリメートル）

特 定 装 置 の 種 類		a
（略）		（略）
第二条第四十号の八の車両後退通報装置		4 以上

特 定 装 置 の 種 類		規 則 番 号
一 第二条第一号の自動車駆動用出力装置		第八十五号 第百七十七号
一の二 第二条第一号の二の自動車駆動用燃料消費装置		第百五十四号第二改訂版（レベル A に係る部分を除く。）
一の三 第二条第一号の三の自動車駆動用燃料消費装置、自動車駆動用電力消費装置及び一酸化炭素等発散防止装置		
一の四 第二条第一号の四の自動車駆動用燃料消費装置、自動車駆動用電力消費装置、一酸化炭素等発散防止装置及び燃料蒸発ガス排出抑止装置		第百五十四号第三改訂版
一の五 第二条第一号の五の自動車駆動用燃料消費装置及び一酸化炭素等発散防止装置		
一の六 第二条第一号の六の自動車駆動用燃料消費装置、一酸化炭素等発散防止装置及び燃料蒸発ガス排出抑止装置		
一の七 第二条第一号の七の自動車駆動用電力消費装置		
一の八～十五の三（略）		（略）
十五の四 第二条第十八号の二のディフィートストラテジー防止装置		第百六十八号
十五の五～三十四の七（略）		（略）
三十四の八 第二条第四十号の八の車両後退通報装置		第百六十五号
三十五～四十二（略）		（略）

2・3（略）

第三号様式（特別な表示）（第六条関係）

（略）

（単位：ミリメートル）

特 定 装 置 の 種 類		a
（略）		（略）
第二条第四十号の八の車両後退通報装置		4 以上

第二条第四十号の九の気圧警報装置	8以上
第二条第四十号の十の協見警報装置	
(略)	(略)

(道路運送車両法関係手数料規則の一部改正)

第四条 道路運送車両法関係手数料規則（平成二十八年国土交通省令第十七号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定として移動する。

改正後

改正前

（審査試験項目及び審査試験項目別費用額）

第一条（略）

2 令第三条第二項の表二の項下欄の国土交通省令で定める試験の項目は別表第一の上欄に掲げるものとし、同項下欄の国土交通省令で定める額は別表第一の下欄に掲げるとおりとする。この場合において、同表中「自動車審査試験項目」とあるのは「特定共通構造部審査試験項目」と、「自動車審査試験項目別費用額」とあるのは「特定共通構造部審査試験項目別費用額」と、同表第一号上欄中「自動車」とあるのは「特定共通構造部」と、同号下欄中「二十六万九千円」とあるのは「六十万千円」と、同表備考第一号中「指定特定共通構造部及び指定特定装置」とあるのは「指定特定装置」と、「自動車」とあるのは「特定共通構造部」と、同表備考第二号中「自動車型式指定規則（昭和二十六年運輸省令第八十五号）」とあるのは「共通構造部型式指定規則（平成二十八年国土交通省令第十五号）」と、「二十三万八千円」とあるのは「五十七万円」とする。

3・4（略）

（自動車の型式の指定に係る手数料の減額）

第三条 令第三条第二項の表備考第一号の規定により減額することができる額は、次の各号に掲げる自動車審査試験項目の区分に応じ、当該各号に定める額の合計額とする。

一（略）

二 別表第一第二号から第百八十三号までの上欄に掲げる自動車審査試験項目 指定特定共通構造部を有し、又は令第三条第二項の表備考第一号に規定する特定装置（以下「指定特定装置」という。）を取り付けた自動車の型式について指定を申請する場合には、イに掲げる額からロに掲げる額を減じた額

イ・ロ（略）

（特定改造等の許可に係る手数料の減額）

第五条 令第三条第二項の表備考第三号の国土交通省令で定める書類は、次の各号のいずれかに該当することを証する書類とする。

一（略）

2 令第三条第二項の表備考第三号の規定により減額することができる額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前項第一号に該当することを証する書類を添えて法第九十九条の第三項の許可を申請する場合 特定改造等自動車審査試験項目のうち申請に係るプログラム等の改変により改造された自動車の構造、装置及び性能が道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号。以下「保安基準」という。）に適合するかどうかを審査するために必要なものの特定改造等自動車審査試験項目別費用額の合計額から三万二千円を減じた額

二（略）

（審査試験項目及び審査試験項目別費用額）

第一条（略）

2 令第三条第二項の表二の項下欄の国土交通省令で定める試験の項目は別表第一の上欄に掲げるものとし、同項下欄の国土交通省令で定める額は別表第一の下欄に掲げるとおりとする。この場合において、同表中「自動車審査試験項目」とあるのは「特定共通構造部審査試験項目」と、「自動車審査試験項目別費用額」とあるのは「特定共通構造部審査試験項目別費用額」と、同表第一号上欄中「自動車」とあるのは「特定共通構造部」と、同号下欄中「二十六万九千円」とあるのは「六十万千円」と、同表備考第一号中「指定特定共通構造部及び指定特定装置」とあるのは「指定特定装置」と、「自動車」とあるのは「特定共通構造部」と、同表備考第二号中「自動車型式指定規則（昭和二十六年運輸省令第八十五号）」とあるのは「共通構造部型式指定規則（平成二十八年国土交通省令第十五号）」と、「二十三万八千円」とあるのは「五十七万円」とする。

3・4（略）

（自動車の型式の指定に係る手数料の減額）

第三条 令第三条第二項の表備考第一号の規定により減額することができる額は、次の各号に掲げる自動車審査試験項目の区分に応じ、当該各号に定める額の合計額とする。

一（略）

二 別表第一第二号から第百七十九号までの上欄に掲げる自動車審査試験項目 指定特定共通構造部を有し、又は令第三条第二項の表備考第一号に規定する特定装置（以下「指定特定装置」という。）を取り付けた自動車の型式について指定を申請する場合には、イに掲げる額からロに掲げる額を減じた額

イ・ロ（略）

（特定改造等の許可に係る手数料の減額）

第五条 令第三条第二項の表備考第三号の国土交通省令で定める書類は、次の各号のいずれかに該当することを証する書類とする。

一（略）

2 令第三条第二項の表備考第三号の規定により減額することができる額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前項第一号に該当することを証する書類を添えて法第九十九条の第三項の許可を申請する場合 特定改造等自動車審査試験項目のうち申請に係るプログラム等の改変により改造された自動車の構造、装置及び性能が保安基準に適合するかどうかを審査するために必要なものの特定改造等自動車審査試験項目別費用額の合計額から三万二千円を減じた額

二（略）

別表第一

自動車審査試験項目		自動車審査試験 項目別費用額
一〇三 (略)		(略)
四 保安基準第二条、第四条、第四条の二、第二十条第一項、第二十三条第二項、第二十四条第一項及び第三項、第二十五条第五項及び第六項並びに第二十六条第一項に定める基準のうち、寸法又は重量の測定に係る試験（同令第四条の二第一項及び第三項に定める基準に係る試験にあつては、牽引自動車に係る試験を除く。）		二十八万千円
五〇八 (略)		(略)
九 保安基準第六条に定める基準に係る試験		二十八万千円
十 保安基準第八条第一項に定める基準に係る試験（第五号及び次号に掲げる試験を除く。）		二十八万千円
十一 保安基準第八条第一項に定める基準のうち車載式燃料・電力消費等測定装置（外部電源により供給される電気を動力源とするもの（二輪自動車、側車付二輪自動車及び圧縮水素ガスを燃料とする自動車を除く。）に限る。）に係る試験		四十二万二千円
十二〇十八 (略)		(略)
十九 保安基準第九条第一項に定める基準に係る試験（第五号、第十七号及び前号に掲げる試験を除く。）		六十万九千円
二十〇三十 (略)		(略)
三十一 保安基準第十二条に定める基準に係る試験（第五号及び第三十三号から第三十六号までに掲げる試験を除く。）（専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員十人未満のもの、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び最高速度二十五キロメートル毎時以下の自動車（被牽引自動車を除く。）に係る試験を除く。）		百四十五万千円
三十二 保安基準第十二条に定める基準に係る試験（第五号及び次号から第三十六号までに掲げる試験を除く。）（専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員十人未満のもの（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車、最高速度二十五キロメートル毎時以下の自動車及び被牽引自動車を除く。）に係る試験に限る。）		七十九万六千円
三十三〇三十六 (略)		(略)

別表第一

自動車審査試験項目		自動車審査試験 項目別費用額
一〇三 (略)		(略)
四 道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号。以下「保安基準」という。）第二条、第四条、第四条の二、第二十条第一項、第二十三条第二項、第二十四条第一項及び第三項、第二十五条第五項及び第六項並びに第二十六条第一項に定める基準のうち、寸法又は重量の測定に係る試験（同令第四条の二第一項及び第三項に定める基準に係る試験にあつては、牽引自動車に係る試験を除く。）		二十八万千円
五〇八 (略)		(略)
九 保安基準第六条に定める基準に係る試験		二十八万千円
十〇十六 (略)		(略)
十七 保安基準第九条第一項に定める基準に係る試験（第五号、第十五号及び前号に掲げる試験を除く。）		六十万九千円
十八〇二十八 (略)		(略)
二十九 保安基準第十二条に定める基準に係る試験（第五号及び第三十三号から第三十四号までに掲げる試験を除く。）（専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員十人未満のもの、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び最高速度二十五キロメートル毎時以下の自動車（被牽引自動車を除く。）に係る試験を除く。）		百四十五万千円
三十 保安基準第十二条に定める基準に係る試験（第五号及び次号から第三十四号までに掲げる試験を除く。）（専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員十人未満のもの（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車、最高速度二十五キロメートル毎時以下の自動車及び被牽引自動車を除く。）に係る試験に限る。）		七十九万六千円
三十一〇三十四 (略)		(略)

三十七 保安基準第十二条第一項に定める基準に係る試験（第五号及び第三十三号から前号までに掲げる試験を除く。）（二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車（最高速度二十五キロメートル毎時以下の自動車及び被牽引自動車を除く。）に係る試験に限る。）	二十八万千円
三十八 保安基準第十二条第一項に定める基準に係る試験（第五号及び第三十三号から第三十六号までに掲げる試験を除く。）（大型特殊自動車及び最高速度二十五キロメートル毎時以下の自動車（被牽引自動車を除く。）に係る試験に限る。）	二十八万千円
三十九、四十、四十六（略）	（略）
四十七 保安基準第十七条第一項に定める基準のうち、燃料装置の強度及び構造に係る試験（第五号、次号及び第五十号に掲げる試験を除く。）（圧縮天然ガスを燃料とする自動車（以下「圧縮天然ガス燃料自動車」という。）（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を限る。）に限る。）に係る試験に限る。）	四十二万二千円
四十八、五十二（略）	（略）
五十三 保安基準第十七条第一項に定める基準のうち、燃料装置の強度、構造及び取付方法に係る試験（第五号、次号及び第五十五号に掲げる試験を除く。）（圧縮水素燃料自動車に係る試験に限る。）	二十八万千円
五十四、七十三（略）	（略）
七十四 保安基準第十七条の二第六項に定める基準に係る試験（第六十七号から前号までに掲げる試験を除く。）	二十八万千円
七十五、百二十一（略）	（略）
百二十二 保安基準第三十二条第一項、第二項、第四項、第五項、第十項及び第十一項に定める基準のうち、前照灯（配光可変型前照灯を除く。以下同じ。）に係る試験（最高速度三十五キロメートル毎時未満の大型特殊自動車に係る試験を除く。）	六十万九千円
百二十三 保安基準第三十二条第一項、第二項、第四項、第五項、第十項及び第十一項に定める基準のうち、前照灯に係る試験（最高速度三十五キロメートル毎時未満の大型特殊自動車に係る試験に限る。）	二十八万千円
百二十四 保安基準第三十二条第一項、第四項、第七項、第八項、第十項、第十一項及び第十二項に定める基準のうち、配光可変型前照灯に係る試験	百七万七千円
百二十五、百二十六（略）	（略）

三十五	保安基準第十二条第一項に定める基準に係る試験（第五号及び第三十一号から前号までに掲げる試験を除く。）（二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車（最高速度二十五キロメートル毎時以下の自動車及び被牽引自動車を除く。）に係る試験に限る。）	六十万九千円
三十六	保安基準第十二条第一項に定める基準に係る試験（第五号及び第三十一号から第三十四号までに掲げる試験を除く。）（大型特殊自動車及び最高速度二十五キロメートル毎時以下の自動車（被牽引自動車を除く。）に係る試験に限る。）	二十八万千円
三十七	四十四（略）	（略）
四十五	保安基準第十七条第一項に定める基準のうち、燃料装置の強度及び構造に係る試験（第五号、次号及び第四十八号に掲げる試験を除く。）（圧縮天然ガスを燃料とする自動車（以下「圧縮天然ガス燃料自動車」という。）（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車に限る。）に係る試験に限る。）	四十二万二千円
四十六	五十（略）	（略）
五十一	保安基準第十七条第一項に定める基準のうち、燃料装置の強度、構造及び取付方法に係る試験（第五号、次号及び第五十三号に掲げる試験を除く。）（圧縮水素燃料自動車に係る試験に限る。）	二十八万千円
五十二	七十一（略）	（略）
七十二	保安基準第十七条の二第六項に定める基準に係る試験（第六十五号から前号までに掲げる試験を除く。）	二十八万千円
七十三	百十九（略）	（略）
百二十	保安基準第三十二条第一項、第二項、第四項、第五項及び第十項に定める基準のうち、前照灯（配光可変型前照灯を除く。以下同じ。）に係る試験（最高速度三十五キロメートル毎時未満の大型特殊自動車に係る試験を除く。）	六十万九千円
百二十一	保安基準第三十二条第一項、第二項、第四項、第五項及び第十項に定める基準のうち、前照灯に係る試験（最高速度三十五キロメートル毎時未満の大型特殊自動車に係る試験に限る。）	二十八万千円
百二十二	保安基準第三十二条第一項、第四項、第七項、第八項、第十項及び第十一項に定める基準のうち、配光可変型前照灯に係る試験	百七万七千円
百二十三・百二十四	（略）	（略）

百二十七	保安基準第三十二条第十三項に定める基準に係る試験	六十万九千円
百二十八	保安基準第三十二条第十四項に定める基準に係る試験	二十八万千円
百二十九	保安基準第三十二条第十五項に定める基準に係る試験	(略)
百六十	保安基準第四十三条の十第一項及び第三項に定める基準に係る試験(前号に掲げる試験を除く。)	四十二万二千円
百六十七	保安基準第四十三条の十一に定める基準に係る試験	七十九万六千円
百六十八	保安基準第四十三条の十二に定める基準に係る試験	四十二万二千円
百六十九	保安基準第四十三条の十三に定める基準に係る試験	(略)

備考
一・二 (略)
三 次の表の上欄に掲げる規定の自動車審査試験項目別費用額は、同欄に掲げる規定の自動車審査試験項目に規定する試験に代えて、保安基準第五十八条の規定により適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準又は保安基準第二章の規定に基づく自動車の保安基準に関する告示が改正された場合における改正後の規定の適用に関して告示で適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準に適合するかどうかを審査するための告示で定める試験を行う場合にあつては、同表の下欄に掲げる額とする。

第十六号	六十万九千円
第二十四号	四十二万二千円
第三十一号	六十万九千円(被牽引自動車に係る試験に限る。)

次の各号に掲げる試験の区分に応じ、当該各号に定める額(被牽引自動車に係る試験を除く。)

一 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示(令和七年国土交通省告示第四百六十九号)による改正前の細目告示第十五条第二項に定める基準に係る試験 百七万七千円

二 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示(平成二十五年国土交通省告示第八百二十六号)による改正前の細目告示第十五条第二項に定める基準に係る試験 イ及びロに掲げる試験の区分に応じ当該イ及びロに定める額の合計額

イ アンチロック・ブレーキシステムに係る試験 四十二万二千円

ロ イに掲げる試験以外の試験 四十二万二千円

百二十五	保安基準第三十二条第十二項に定める基準に係る試験	六十万九千円
百二十六	保安基準第三十二条第十三項に定める基準に係る試験	二十八万千円
百二十七	保安基準第三十二条第十四項に定める基準に係る試験	(略)
百六十四	保安基準第四十三条の十第一項及び第三項に定める基準に係る試験(前号に掲げる試験を除く。)	四十二万二千円
百六十五	保安基準第四十三条の十一に定める基準に係る試験	(略)
百六十六	保安基準第四十三条の十二に定める基準に係る試験	(略)

備考
一・二 (略)
三 次の表の上欄に掲げる規定の自動車審査試験項目別費用額は、同欄に掲げる規定の自動車審査試験項目に規定する試験に代えて、保安基準第五十八条の規定により適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準又は保安基準第二章の規定に基づく自動車の保安基準に関する告示が改正された場合における改正後の規定の適用に関して告示で適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準に適合するかどうかを審査するための告示で定める試験を行う場合にあつては、同表の下欄に掲げる額とする。

第十四号	六十万九千円
第二十二号	四十二万二千円
第二十九号	六十万九千円(被牽引自動車に係る試験に限る。)

次の各号に掲げる試験の区分に応じ、当該各号に定める額(被牽引自動車に係る試験を除く。)

一 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示(令和七年国土交通省告示第四百六十九号)による改正前の細目告示第十五条第二項に定める基準に係る試験 百七万七千円

二 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示(平成二十五年国土交通省告示第八百二十六号)による改正前の細目告示第十五条第二項に定める基準に係る試験 イ及びロに掲げる試験の区分に応じ当該イ及びロに定める額の合計額

イ アンチロック・ブレーキシステムに係る試験 四十二万二千円

ロ 前号に掲げる試験以外の試験 四十二万二千円

第三十二号	六十万九千円
第三十三号	四十二万二千円
第三十七号	四十二万二千円
第四十号	六十万九千円
第五十一号	次の各号に掲げる試験の区分に応じ、当該各号に定める額の合計 一 燃料装置の構造に係る試験のうち、気密性に係る試験 四十二万二千円 二 前号に掲げる試験以外の試験 四十二万二千円
第八十号	六十万九千円
第九十号	次の各号に掲げる試験の区分に応じ、当該各号に定める額の合計 一 インストールメントパネルに係る試験 二十八万千円 二 前号に掲げる試験以外の試験 二十八万千円
第九十三号	二十八万千円
第一百一号	二十八万千円（専ら乗用の用に供する自動車に係る試験を除く。）
第一百九号	二十八万千円
第一百十二号	二十八万千円
第一百十三号	四十二万二千円
第一百十七号	二十八万千円
第一百十八号	二十八万千円
第一百二十二号	二十八万千円
第一百六十九号	次の各号に掲げる試験の区分に応じ、当該各号に定める額の合計 一 運転者の視野に係る試験 二十八万千円 二 乗車人員の保護に係る試験 二十八万千円 三 歩行者の保護に係る試験 二十八万千円
第一百八十一号	三百十八万三千円
第十三号及び第十五号	七十九万六千円
第十三号、第十五号及び第一百十二号	七十九万六千円

四 次の表の上欄に掲げる規定の自動車審査試験項目別費用額の合計額は、同欄に掲げる規定の自動車審査試験項目に關し同時に二以上の試験を受けようとする場合においては、同表の下欄に掲げる額とする。

第三十号	六十万九千円
第三十一号	四十二万二千円
第三十五号	四十二万二千円
第三十八号	六十万九千円
第四十九号	次の各号に掲げる試験の区分に応じ、当該各号に定める額の合計 一 燃料装置の構造に係る試験のうち、気密性に係る試験 四十二万二千円 二 前号に掲げる試験以外の試験 四十二万二千円
第七十八号	六十万九千円
第八十八号	次の各号に掲げる試験の区分に応じ、当該各号に定める額の合計 一 インストールメントパネルに係る試験 二十八万千円 二 前号に掲げる試験以外の試験 二十八万千円
第九十一号	二十八万千円
第九十九号	二十八万千円（専ら乗用の用に供する自動車に係る試験を除く。）
第一百七号	二十八万千円
第一百十号	二十八万千円
第一百十一号	四十二万二千円
第一百十五号	二十八万千円
第一百十六号	二十八万千円
第一百二十号	二十八万千円
第一百六十五号	次の各号に掲げる試験の区分に応じ、当該各号に定める額の合計 一 運転者の視野に係る試験 二十八万千円 二 乗車人員の保護に係る試験 二十八万千円 三 歩行者の保護に係る試験 二十八万千円
第一百七十七号	三百十八万三千円
第十一号及び第十三号	七十九万六千円
第十一号、第十三号及び第一百十号	七十九万六千円

四 次の表の上欄に掲げる規定の自動車審査試験項目別費用額の合計額は、同欄に掲げる規定の自動車審査試験項目に關し同時に二以上の試験を受けようとする場合においては、同表の下欄に掲げる額とする。

第十三号及び第百十二号	四十二万二千元
第十七号及び第十八号	四十二万二千元
第三十二号、第三十五号及び第三十六号	七十九万六千元
第四十二号、第五十八号、第六十八号、第七十四号、第七十六号及び第百七十九号	六十万九千元
第四十三号、第五十九号、第六十九号、第七十七号及び第百七十九号	六十万九千元
第四十四号、第六十号、第七十号、第七十八号及び第百七十九号	六十万九千元
第四十五号、第六十一号、第七十一号及び第七十九号	六十万九千元
第四十六号、第六十二号及び第七十二号	六十万九千元
第五十号及び第五十一号	百七万七千元
第七十七号及び第百六十三号	六十万九千元
第七十八号及び第百六十三号	六十万九千元
第百号、第百一号及び第百四号	四十二万二千元
第百六十三号及び第百七十九号	六十万九千元

五 次の表の上欄に掲げる規定の自動車審査試験項目別費用額は、同欄に掲げる規定の自動車審査試験項目に規定する試験を実施するために必要な情報として告示で定めるものについて、機構が当該情報の確認を行う場合にあつては、同表の下欄に掲げる額とする。

第十三号	七十九万六千元
第十四号	七十九万六千元
第十五号	百七万七千元
第百十二号	七十九万六千元
第百十三号	百七万七千元

六 前二号の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる規定の自動車審査試験項目別費用額の合計額は、同欄に掲げる規定の自動車審査試験項目に規定する試験を実施するために必要な情報として告示で定めるものについて、機構が当該情報の確認を行う場合（同欄に掲げる規定のうちいずれかに係る確認を行う場合を含む）であつて、同欄に掲げる規定の自動車審査試験項目に關し同時に二以上の試験を受けようとする場合においては、同表の下欄に掲げる額とする。

第十一号及び第百十号	四十二万二千元
第十五号及び第十六号	四十二万二千元
第三十号、第三十三号及び第三十四号	七十九万六千元
第四十号、第五十六号、第六十六号、第七十二号、第七十四号及び第百七十五号	六十万九千元
第四十一号、第五十七号、第六十七号、第七十五号及び第百七十五号	六十万九千元
第四十二号、第五十八号、第六十八号、第七十六号及び第百七十五号	六十万九千元
第四十三号、第五十九号、第六十九号及び第七十七号	六十万九千元
第四十四号、第六十号及び第七十号	六十万九千元
第四十八号及び第四十九号	百七万七千元
第七十五号及び第百六十一号	六十万九千元
第七十六号及び第百六十一号	六十万九千元
第九十八号、第九十九号及び第百二号	四十二万二千元
第百六十一号及び第百七十五号	六十万九千元

五 次の表の上欄に掲げる規定の自動車審査試験項目別費用額は、同欄に掲げる規定の自動車審査試験項目に規定する試験を実施するために必要な情報として告示で定めるものについて、機構が当該情報の確認を行う場合にあつては、同表の下欄に掲げる額とする。

第十一号	七十九万六千元
第十二号	七十九万六千元
第十三号	百七万七千元
第百十号	七十九万六千元
第百十一号	百七万七千元

六 前二号の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる規定の自動車審査試験項目別費用額の合計額は、同欄に掲げる規定の自動車審査試験項目に規定する試験を実施するために必要な情報として告示で定めるものについて、機構が当該情報の確認を行う場合（同欄に掲げる規定のうちいずれかに係る確認を行う場合を含む）であつて、同欄に掲げる規定の自動車審査試験項目に關し同時に二以上の試験を受けようとする場合においては、同表の下欄に掲げる額とする。

第十三号及び第十五号	百七十七千円
第十三号、第十五号及び第一百十二号	百七十七千円
第十三号及び第一百十二号	七十九万六千円

七 第九十二号及び第九十三号の自動車審査試験項目別費用額の合計額は、第九十二号及び第九十三号の自動車審査試験項目に同じ同時に試験を受けようとする場合であつて、同号の自動車審査試験項目に規定する試験に代えて、保安基準第二章の規定に基づく自動車の保安基準に関する告示が改正された場合における改正後の規定の適用に關して告示で適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準に適合するかどうかを審査するための告示で定める試験を行う場合においては、二十八万千円とする。

八 第九十三号及び第九十三号の自動車審査試験項目別費用額の合計額は、第九十三号及び第九十三号の自動車審査試験項目に同じ同時に試験を受けようとする場合であつて、第九十三号の自動車審査試験項目に規定する試験に代えて、保安基準第二章の規定に基づく自動車の保安基準に関する告示が改正された場合における改正後の規定の適用に關して告示で適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準に適合するかどうかを審査するための告示で定める試験を行う場合においては、二十八万千円とする。

別表第二

特定装置審査試験項目	特定装置審査試験項目別費用額
一、百 (略)	(略)
百一 保安基準第三十二条第一項、第二項、第四項、第五項、第十項及び第十一項に定める基準のうち、前照灯に係る試験（最高速度三十五キロメートル毎時未満の大型特殊自動車に係る試験を除く。）	六十万九千円
百二 保安基準第三十二条第一項、第四項、第七項、第八項、第十項、第十一項及び第十二項に定める基準のうち、配光可変型前照灯に係る試験	百七十七千円
百三・百四 (略)	(略)
百五 保安基準第三十二条第十三項に定める基準に係る試験	六十万九千円
百六 保安基準第三十二条第十四項に定める基準に係る試験	二十八万千円
百七・百三十九 (略)	(略)
百四十 保安基準第四十三条の十第一項及び第三項に定める基準に係る試験（前号に掲げる試験を除く。）	四十二万二千円
百四十一 保安基準第四十三条の十一に定める基準に係る試験	七十九万六千円
百四十二 保安基準第四十三条の十二に定める基準に係る試験	四十二万二千円
百四十三・百五十四 (略)	(略)

第十一号及び第十三号	百七十七千円
第十一号、第十三号及び第一百十号	百七十七千円
第十一号及び第一百十号	七十九万六千円

七 第九十号及び第九十九号の自動車審査試験項目別費用額の合計額は、第九十号及び第九十九号の自動車審査試験項目に同じ同時に試験を受けようとする場合であつて、同号の自動車審査試験項目に規定する試験に代えて、保安基準第二章の規定に基づく自動車の保安基準に関する告示が改正された場合における改正後の規定の適用に關して告示で適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準に適合するかどうかを審査するための告示で定める試験を行う場合においては、二十八万千円とする。

八 第九十一号及び第九十九号の自動車審査試験項目別費用額の合計額は、第九十一号及び第九十九号の自動車審査試験項目に同じ同時に試験を受けようとする場合であつて、第九十一号の自動車審査試験項目に規定する試験に代えて、保安基準第二章の規定に基づく自動車の保安基準に関する告示が改正された場合における改正後の規定の適用に關して告示で適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準に適合するかどうかを審査するための告示で定める試験を行う場合においては、二十八万千円とする。

別表第二

特定装置審査試験項目	特定装置審査試験項目別費用額
一、百 (略)	(略)
百一 保安基準第三十二条第一項、第二項、第四項、第五項及び第十項に定める基準のうち、前照灯に係る試験（最高速度三十五キロメートル毎時未満の大型特殊自動車に係る試験を除く。）	六十万九千円
百二 保安基準第三十二条第一項、第四項、第七項、第八項、第十項及び第十一項に定める基準のうち、配光可変型前照灯に係る試験	百七十七千円
百三・百四 (略)	(略)
百五 保安基準第三十二条第十二項に定める基準に係る試験	六十万九千円
百六 保安基準第三十二条第十三項に定める基準に係る試験	二十八万千円
百七・百三十九 (略)	(略)
百四十 保安基準第四十三条の十第一項及び第三項に定める基準に係る試験（前号に掲げる試験を除く。）	四十二万二千円
百四十一・百五十二 (略)	(略)

備考	
一 (略)	
二 次の表の上欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目別費用額は、同欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目に規定する試験に代えて、保安基準第五十八条の規定により適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準又は保安基準第二章の規定に基づく自動車の保安基準に関する告示が改正された場合における改正後の規定の適用に関して告示で適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準に適合するかどうかを審査するための告示で定める試験を行う場合にあつては、同表の下欄に掲げる額とする。	
第十九号	(略)
六十万九千円（被牽引自動車に係る試験に限る。）	次の各号に掲げる試験の区分に応じ、当該各号に定める額（被牽引自動車に係る試験を除く。） 一 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和七年国土交通省告示第四百六十九号）による改正前の細目告示第十五条第二項に定める基準に係る試験 百七万七千円 二 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十五年国土交通省告示第八百二十六号）による改正前の細目告示第十五条第二項に定める基準に係る試験 イ及びロに掲げる試験の区分に応じ当該イ及びロに定める額の合計額 イ アンチロック・ブレーキシステムに係る試験 四十二万二千円 ロ イに掲げる試験以外の試験 四十二万二千円
第百五十二号	(略)
三百十八万三千円	
三 次の表の上欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目別費用額の合計額は、同欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目に關し同時に二以上の試験を受けようとする場合においては、同表の下欄に掲げる額とする。	
(略)	(略)
第二十八号、第四十一号、第五十一号、第五十八号及び第百五十号	六十万九千円
第二十九号、第四十二号、第五十二号、第五十九号及び第百五十号	六十万九千円

備考	
一 (略)	
二 次の表の上欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目別費用額は、同欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目に規定する試験に代えて、保安基準第五十八条の規定により適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準又は保安基準第二章の規定に基づく自動車の保安基準に関する告示が改正された場合における改正後の規定の適用に関して告示で適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準に適合するかどうかを審査するための告示で定める試験を行う場合にあつては、同表の下欄に掲げる額とする。	
第十九号	(略)
六十万九千円（被牽引自動車に係る試験に限る。）	次の各号に掲げる試験の区分に応じ、当該各号に定める額（被牽引自動車に係る試験を除く。） 一 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和七年国土交通省告示第四百六十九号）による改正前の細目告示第十五条第二項に定める基準に係る試験 百七万七千円 二 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十五年国土交通省告示第八百二十六号）による改正前の細目告示第十五条第二項に定める基準に係る試験 イ及びロに掲げる試験の区分に応じ当該イ及びロに定める額の合計額 イ アンチロック・ブレーキシステムに係る試験 四十二万二千円 ロ 前号に掲げる試験以外の試験 四十二万二千円
第百五十号	(略)
三百十八万三千円	
三 次の表の上欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目別費用額の合計額は、同欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目に關し同時に二以上の試験を受けようとする場合においては、同表の下欄に掲げる額とする。	
(略)	(略)
第二十八号、第四十一号、第五十一号、第五十八号及び第百四十八号	六十万九千円
第二十九号、第四十二号、第五十二号、第五十九号及び第百四十八号	六十万九千円

第三十号、第四十三号、第五十三号、第六十号及び第百五十号			六十万九千円
(略)			(略)
第百三十七号及び第百五十号			六十万九千円
四・五 (略)			

第三十号、第四十三号、第五十三号、第六十号及び第百四十八号			六十万九千円
(略)			(略)
第百三十七号及び第百四十八号			六十万九千円
四・五 (略)			

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、令和八年十月二十日から施行する。

一 第一条中道路運送車両の保安基準第四十三条の十一及び第四十三条の十二の改正規定

二 第二条の規定

三 第三条中装置型式指定規則第二条の改正規定、同令第五条第一項の改正規定（同項の表第三十四号の八の次に二号を加える部分に限る。）及び同令第三号様式の改正規定（同様式の表第二条第四十号の八の車両後退通報装置の項の次に二項を加える部分に限る。）

四 第四条の規定

(経過措置)

第二条 第三条の規定による改正前の装置型式指定規則（以下この条において「旧規則」という。）第五条第一項の表第一号下欄に掲げる規則（第百七十七号に限る。）に基づき行われた認定は、当分の間、

第三条の規定による改正後の装置型式指定規則（以下この条において「新規則」という。）第五条第一項の表第一号下欄に掲げる規則（第百七十七号改訂版に限る。）に基づき行われた認定とみなす。

2 旧規則第五条第一項の表第一号の二から第一号の七までの下欄に掲げる規則に基づき行われた認定（令和十年八月三十一日以前に行われたものに限る。）は、令和十二年八月三十一日までの間は、新規

3 旧規則第五条第一項の表第十五号の四下欄に掲げる規則に基づき行われた認定は、当分の間、新規則第五条第一項の表第十五号の四下欄に掲げる規則に基づき行われた認定とみなす。

○国土交通省令第八十号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第四十一条第一項（同法第九十九条において準用する場合を含む。）、第七十五条の三第一項及び第八項、第七十五条の四第一項、第七十六条並びに第百四条並びに道路運送車両法関係手数料令（昭和二十六年政令第二百五十五号）第三条第二項の規定に基づき、道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年九月三十日

国土交通大臣 井林 辰憲

道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令

（道路運送車両の保安基準の一部改正）

第一条 道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこ

れに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
(操縦装置) 第十条 自動車の運転に際して操作を必要とする次に掲げる装置は、運転者が定位置において容易に識別でき、かつ、操作できるものとして、配置、識別表示等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。 一 始動装置、加速装置、点火時期調節装置、噴射時期調節装置、クラッチ、変速装置その他の原動機及び動力伝達装置の操作装置 二 制動装置の操作装置 三 前照灯(走行用前照灯、すれ違い用前照灯及び配光可変型前照灯をいう。以下この章において同じ。)、警告器、方向指示器、窓ふき器、洗浄液噴射装置及びデフロスタ(前面ガラスの水滴等の曇りを除去するための装置をいう。以下同じ。)の操作装置 (前照灯等) 第三十二条 (略) 259 (略) 104 自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びびそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。)には、前照灯照射方向調節装置(すれ違い用前照灯及び配光可変型前照灯の照射方向を調節するための装置をいう。次項において同じ。)であつて、すれ違い用前照灯及び配光可変型前照灯の照射方向を自動車の乗車又は積載の状態に応じて自動的に鉛直方向に調節するものを備えなければならない。ただし、乗車又は積載の状態の変化によるすれ違い用前照灯及び配光可変型前照灯の照射方向の変動が告示で定める基準に適合する自動車にあつては、この限りでない。 111 前照灯照射方向調節装置は、性能等に関し告示で定める基準に適合	(操縦装置) 第十条 自動車の運転に際して操作を必要とする次に掲げる装置は、運転者が定位置において容易に識別でき、かつ、操作できるものとして、配置、識別表示等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。 一 始動装置、加速装置、点火時期調節装置、噴射時期調節装置、クラッチ、変速装置その他の原動機及び動力伝達装置の操作装置 二 制動装置の操作装置 三 前照灯、警告器、方向指示器、窓ふき器、洗浄液噴射装置及びデフロスタ(前面ガラスの水滴等の曇りを除去するための装置をいう。以下同じ。)の操作装置 (前照灯等) 第三十二条 (略) 259 (略) 104 自動車には、前照灯の照射方向の調節に係る性能等に関し告示で定める基準に適合する前照灯照射方向調節装置(前照灯(走行用前照灯、すれ違い用前照灯及び配光可変型前照灯をいう。以下この章において同じ。)の照射方向を自動車の乗車又は積載の状態に応じて鉛直方向に調節するための装置をいう。)を備えることができる。 (新設)

するものでなければならない。

12||
14||
(略)

(眠気警報装置)

第四十三条の十一 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車、最高速度七十キロメートル毎時以下の自動車並びに被牽引自動車を除く。）には、運転に支障を及ぼすおそれのある運転者の眠気を検知し、その旨を当該運転者に対し警報するものとして、機能、性能等に関し告示で定める基準に適合する眠気警報装置を備えなければならない。

(協見警報装置)

第四十三条の十二 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車、最高速度二十キロメートル毎時未満の自動車並びに被牽引自動車を除く。）には、運転者の協見（進行方向以外に視線を向けている状態であって、運転に支障を及ぼすおそれのあるものをいう。）を検知し、その旨を当該運転者に対し警報するものとして、機能、性能等に関し告示で定める基準に適合する協見警報装置を備えなければならない。

11||
13||
(略)

(新設)

(新設)

（道路運送車両法施行規則の一部改正）

第二条 道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）の一部を次のように改正する。
。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	(新規検査の申請) 第三十六条 (略) 2、13 (略) 14 国土交通大臣が指定する自動車について新規検査を申請する者は、当該自動車に適用される道路運送車両の保安基準第四条、第四条の二第一項、第二項若しくは第三項、第五項、第六項第一項若しくは第二項、第七項、第八項第一項、第五項若しくは第八項、第九項第一項、第二項若しくは第三項、第十項、第十一条第一項若しくは第二項、第十一条の二第二項若しくは第三項、第十二条第一項若しくは第二項、第十三条、第十四条、第十五条第一項若しくは第二項、第十七条第一項、第二項若しくは第三項、第十七条の二第一項、第二項、第三項、第四項、第五項若しくは第六項、第十八条第二項、第三項、第四項、第五項、第六項若しくは第七項、第十八条の二第三項、第四項、第五項若しくは第六項、第十九条、第二十条第四項、第五項若しくは第六項、第二十一条第一項若しくは第二項、第二十二条第三項及び第四項、第二十二条の三第一項、第二項(同条第四項において準用する場合を含む。)、第三項(同条第四項において準用する場合を含む。)、若しくは第五項、第二十二条の四第二項、第二十二条の五第二項若しくは第三項、第二十五条第四項、第二十九条第一項、第二項及び第三項、第三十二条第一項、第二項、第三項、第四項、第五項、第六項、第七項、第八項、第九項、第十項、第十一項、第十二項、第十三項若しくは第十四項、第三十三条第二項、第三項若しくは第四項、第三十三条の二第二項若しくは第三項、第三十三条の三第二項若しくは第三項、第三十四条第二項若しくは第三項、第三十四条の二第二項若しくは第三項、第三十四条の三第二項若しくは第三項、第三十五条第二項若しくは第三項、第三十五条の二第二項、第三項、第四項若しくは第五項、第三十六条第二項若しくは第三項、第三十七条第二項若しくは第三項
改正前	(新規検査の申請) 第三十六条 (略) 2、13 (略) 14 国土交通大臣が指定する自動車について新規検査を申請する者は、当該自動車に適用される道路運送車両の保安基準第四条、第四条の二第一項、第二項若しくは第三項、第五項、第六項第一項若しくは第二項、第七項、第八項第一項、第五項若しくは第八項、第九項第一項、第二項若しくは第三項、第十項、第十一条第一項若しくは第二項、第十一条の二第二項若しくは第三項、第十二条第一項若しくは第二項、第十三条、第十四条、第十五条第一項若しくは第二項、第十七条第一項、第二項若しくは第三項、第十七条の二第一項、第二項、第三項、第四項、第五項若しくは第六項、第十八条第二項、第三項、第四項、第五項、第六項若しくは第七項、第十八条の二第三項、第四項、第五項若しくは第六項、第十九条、第二十条第四項、第五項若しくは第六項、第二十一条第一項若しくは第二項、第二十二条第三項及び第四項、第二十二条の三第一項、第二項(同条第四項において準用する場合を含む。)、第三項(同条第四項において準用する場合を含む。)、若しくは第五項、第二十二条の四第二項、第二十二条の五第二項若しくは第三項、第二十五条第四項、第二十九条第一項、第二項及び第三項、第三十二条第一項、第二項、第三項、第四項、第五項、第六項、第七項、第八項、第九項、第十項、第十一項、第十二項若しくは第十三項、第三十三条第二項、第三項若しくは第四項、第三十三条の二第二項若しくは第三項、第三十三条の三第二項若しくは第三項、第三十四条第二項若しくは第三項、第三十四条の二第二項若しくは第三項、第三十四条の三第二項若しくは第三項、第三十五条第二項若しくは第三項、第三十五条の二第二項、第三項、第四項若しくは第五項、第三十六条第二項若しくは第三項、第三十七条第二項若しくは第三項

三項、第三十七条の二第二項若しくは第三項、第三十七条の三第二項若しくは第三項、第三十七条の四第二項若しくは第三項、第三十八条第二項若しくは第三項、第三十八条の二第二項若しくは第三項、第三十八条の三第二項若しくは第三項、第三十九条第二項若しくは第三項、第三十九条の二第二項若しくは第三項、第四十条第二項若しくは第三項、第四十条の二第二項若しくは第三項、第四十一条第二項若しくは第三項、第四十一条の二第二項若しくは第三項、第四十一条の三第二項若しくは第三項、第四十一条の四第三項若しくは第四項、第四十一条の五第三項若しくは第四項、第四十二条、第四十三条第二項若しくは第三項、第四十三条の二、第四十三条の三、第四十三条の四第一項、第四十三条の五第二項、第四十三条の六、第四十三条の七、第四十三条の八、第四十三条の九、第四十三条の十第二項及び第三項、第四十三条の十一、第四十三条の十二、第四十四条第一項、第二項、第三項、第四項、第五項、第六項若しくは第七項、第四十四条の二、第四十五条第一項若しくは第二項、第四十六条第一項、第四十六条の二、第四十七条第一項、第四十七条の二、第四十八条第二項、第四十八条の二第二項、第四十八条の三第二項又は第五十条の基準（同令第五十八条の規定に基づく告示によりこれらの基準が適用されないこととされている自動車にあつては、これらの基準に代えて適用すべきものとして当該告示に定める基準）のうち、国土交通大臣が指定する基準に適合するものであることを証する書面を提出しなければならない。

十七条の二第二項若しくは第三項、第三十七条の三第二項若しくは第三項、第三十七条の四第二項若しくは第三項、第三十八条第二項若しくは第三項、第三十八条の二第二項若しくは第三項、第三十八条の三第二項若しくは第三項、第三十九条第二項若しくは第三項、第三十九条の二第二項若しくは第三項、第四十条第二項若しくは第三項、第四十条の二第二項若しくは第三項、第四十一条第二項若しくは第三項、第四十一条の二第二項若しくは第三項、第四十一条の三第二項若しくは第三項、第四十一条の四第三項若しくは第四項、第四十一条の五第三項若しくは第四項、第四十二条、第四十三条第二項若しくは第三項、第四十三条の二、第四十三条の三、第四十三条の四第一項、第四十三条の五第二項、第四十三条の六、第四十三条の七、第四十三条の八、第四十三条の九、第四十三条の十第二項及び第三項、第四十四条第一項、第二項、第三項、第四項、第五項、第六項若しくは第七項、第四十四条の二、第四十五条第一項若しくは第二項、第四十六条第一項、第四十六条の二、第四十七条第一項、第四十七条の二、第四十八条第二項、第四十八条の二第二項、第四十八条の三第二項又は第五十条の基準（同令第五十八条の規定に基づく告示によりこれらの基準が適用されないこととされている自動車にあつては、これらの基準に代えて適用すべきものとして当該告示に定める基準）のうち、国土交通大臣が指定する基準に適合するものであることを証する書面を提出しなければならない。

（装置型式指定規則の一部改正）

第三条 装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後		改正前	
(特定装置の種類) 第二条 法第七十五条の三第一項の国土交通省令で定める特定装置は、次のとおりとする。 一 四十の八 (略) 四十の九 法第四十一条第一項第十四号の警報装置のうち眠気警報装置(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそれを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車、最高速度七十キロメートル毎時以下の自動車並びに被牽引自動車に備えるものを除く。) 四十の十 法第四十一条第一項第十四号の警報装置のうち脇見警報装置(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそれを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車、最高速度二十キロメートル毎時未満の自動車並びに被牽引自動車に備えるものを除く。) 四十一 五十 (略) (指定を受けたものとみなす特定装置) 第五条 法第七十五条の三第八項の国土交通省令で定める特定装置は、次の表の上欄に掲げるものとし、同項の認定その他の証明は、同表の上欄に掲げる特定装置の種類に応じ、国土交通大臣が告示で定める国が、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定に附属する同表の下欄に掲げる規則に基づき行う認定によるものとする。		(特定装置の種類) 第二条 法第七十五条の三第一項の国土交通省令で定める特定装置は、次のとおりとする。 一 四十の八 (略) (新設) (新設) 四十の十 法第四十一条第一項第十四号の警報装置のうち脇見警報装置(二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそれを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車、最高速度二十キロメートル毎時未満の自動車並びに被牽引自動車に備えるものを除く。) 四十一 五十 (略) (指定を受けたものとみなす特定装置) 第五条 法第七十五条の三第八項の国土交通省令で定める特定装置は、次の表の上欄に掲げるものとし、同項の認定その他の証明は、同表の上欄に掲げる特定装置の種類に応じ、国土交通大臣が告示で定める国が、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定に附属する同表の下欄に掲げる規則に基づき行う認定によるものとする。	
特定装置の種類	規則番号	特定装置の種類	規則番号
一 第二条第一号の自動車駆動用出力装置	第八十五号	一 第二条第一号の自動車駆動用出力装置	第八十五号

	一の二 第二条第一号の二の自動車駆動用燃料消費装置	一の三 第二条第一号の三の自動車駆動用燃料消費装置、自動車駆動用電力消費装置及び一酸化炭素等発散防止装置	一の四 第二条第一号の四の自動車駆動用燃料消費装置、自動車駆動用電力消費装置、一酸化炭素等発散防止装置及び燃料蒸発ガス排出抑止装置	一の五 第二条第一号の五の自動車駆動用燃料消費装置及び一酸化炭素等発散防止装置	一の六 第二条第一号の六の自動車駆動用燃料消費装置、一酸化炭素等発散防止装置及び燃料蒸発ガス排出抑止装置	一の七 第二条第一号の七の自動車駆動用電力消費装置	一の八〜十五の三 (略)	十五の四 第二条第十八号の二のデیفイートストラテジー防止装置	第百七十七号改訂版 第百五十四号第二改訂版(レベルAに係る部分を除く。) 第百六十八号改訂版(レベルAに係る部分を除く。)
							(略)		

	一の二 第二条第一号の二の自動車駆動用燃料消費装置	一の三 第二条第一号の三の自動車駆動用燃料消費装置、自動車駆動用電力消費装置及び一酸化炭素等発散防止装置	一の四 第二条第一号の四の自動車駆動用燃料消費装置、自動車駆動用電力消費装置、一酸化炭素等発散防止装置及び燃料蒸発ガス排出抑止装置	一の五 第二条第一号の五の自動車駆動用燃料消費装置及び一酸化炭素等発散防止装置	一の六 第二条第一号の六の自動車駆動用燃料消費装置、一酸化炭素等発散防止装置及び燃料蒸発ガス排出抑止装置	一の七 第二条第一号の七の自動車駆動用電力消費装置	一の八〜十五の三 (略)	十五の四 第二条第十八号の二のデیفイートストラテジー防止装置	第百七十七号 第百五十四号第二改訂版(レベルAに係る部分を除く。) 第百五十四号第三改訂版 第百六十八号
							(略)		

十五の五～三十四の七 (略)	(略)
三十四の八 第二条第四十号の八の車両後退通報装置	第六十五号
三十四の九 第二条第四十号の九の眠気警報装置	第八十二号
三十四の十 第二条第四十号の十の脇見警報装置	第八十三号
三十五～四十二 (略)	(略)

2・3 (略)

第三号様式 (特別な表示) (第六条関係)
(略)

(単位：ミリメートル)

特 定 装 置 の 種 類	a
(略)	(略)
第二条第四十号の八の車両後退通報装置	4以上
第二条第四十号の九の眠気警報装置	8以上
第二条第四十号の十の脇見警報装置	
(略)	(略)

十五の五～三十四の七 (略)	(略)
三十四の八 第二条第四十号の八の車両後退通報装置	第六十五号
三十五～四十二 (略)	(略)

2・3 (略)

第三号様式 (特別な表示) (第六条関係)
(略)

(単位：ミリメートル)

特 定 装 置 の 種 類	a
(略)	(略)
第二条第四十号の八の車両後退通報装置	4以上
(略)	(略)

（道路運送車両法関係手数料規則の一部改正）

第四条 道路運送車両法関係手数料規則（平成二十八年国土交通省令第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。

）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動する。

改正後	(審査試験項目及び審査試験項目別費用額) 第一条 (略) 2 令第三条第二項の表二の項下欄の国土交通省令で定める試験の項目は別表第一の上欄に掲げるものとし、同項下欄の国土交通省令で定める額は別表第一の下欄に掲げるとおりとする。この場合において、同表中「自動車審査試験項目」とあるのは「特定共通構造部審査試験項目」と、「自動車審査試験項目別費用額」とあるのは「特定共通構造部審査試験項目別費用額」と、同表第一号上欄中「自動車」とあるのは「特定共通構造部」と、同号下欄中「二十六万九千円」とあるのは「六十万千円」と、同表備考第一号中「指定特定共通構造部及び指定特定装置」とあるのは「指定特定装置」と、「自動車」とあるのは「特定共通構造部」と、同表備考第二号中「自動車型式指定規則(昭和二十六年運輸省令第八十五号)」とあるのは「共通構造部型式指定規則(平成二十八年国土交通省令第十五号)」と、「二十三万八千円」とあるのは「五十七万円」とする。 3・4 (略) (自動車の型式の指定に係る手数料の減額) 第三条 令第三条第二項の表備考第一号の規定により減額することができ、各号に定める額の合計額とする。 一 (略) 二 別表第一第二号から第百八十三号までの上欄に掲げる自動車審査試験項目 指定特定共通構造部を有し、又は令第三条第二項の表備考第一号に規定する特定装置(以下「指定特定装置」という。)を取り付けた自動車の型式について指定を申請する場合には、イに掲
改正前	(審査試験項目及び審査試験項目別費用額) 第一条 (略) 2 令第三条第二項の表二の項下欄の国土交通省令で定める試験の項目は別表第一の上欄に掲げるものとし、同項下欄の国土交通省令で定める額は別表第一の下欄に掲げるとおりとする。この場合において、同表中「自動車審査試験項目」とあるのは「特定共通構造部審査試験項目」と、「自動車審査試験項目別費用額」とあるのは「特定共通構造部審査試験項目別費用額」と、同表第一号上欄中「自動車」とあるのは「特定共通構造部」と、同号下欄中「二十六万九千円」とあるのは「六十万千円」と、同表備考第一号中「指定特定共通構造部及び指定特定装置」とあるのは「指定特定装置」と、「自動車」とあるのは「特定共通構造部」と、同表備考第二号中「自動車型式指定規則(昭和二十六年運輸省令第八十五号)」とあるのは「共通構造部型式指定規則(平成二十八年国土交通省令十五号)」と、「二十三万八千円」とあるのは「五十七万円」とする。 3・4 (略) (自動車の型式の指定に係る手数料の減額) 第三条 令第三条第二項の表備考第一号の規定により減額することができ、各号に定める額の合計額とする。 一 (略) 二 別表第一第二号から第百七十九号までの上欄に掲げる自動車審査試験項目 指定特定共通構造部を有し、又は令第三条第二項の表備考第一号に規定する特定装置(以下「指定特定装置」という。)を取り付けた自動車の型式について指定を申請する場合には、イに掲

げる額からロに掲げる額を減じた額
イ・ロ (略)

(特定改造等の許可に係る手数料の減額)

第五条 令第三条第二項の表備考第三号の国土交通省令で定める書類は、次の各号のいずれかに該当することを証する書類とする。

一 三 (略)

2 令第三条第二項の表備考第三号の規定により減額することができる額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前項第一号に該当することを証する書類を添えて法第九十九条の三第一項の許可を申請する場合 特定改造等自動車審査試験項目のうち申請に係るプログラム等の改変により改造された自動車の構造、装置及び性能が道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号。以下「保安基準」という。）に適合するかどうかを審査するために必要なものの特定改造等自動車審査試験項目別費用額の合計額から三万二千円を減じた額

二 (略)

別表第一

自動車審査試験項目	自動車審査試験項目別費用額
一 三 (略)	(略)
四 保安基準第二条、第四条、第四条の二、第二十条第一項、第二十三条第二項、第二十四条第一項及び第三項、第二十五条第五項及び第六項並びに第二十六条第一項に定	二十八万千円

げる額からロに掲げる額を減じた額
イ・ロ (略)

(特定改造等の許可に係る手数料の減額)

第五条 令第三条第二項の表備考第三号の国土交通省令で定める書類は、次の各号のいずれかに該当することを証する書類とする。

一 三 (略)

2 令第三条第二項の表備考第三号の規定により減額することができる額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前項第一号に該当することを証する書類を添えて法第九十九条の三第一項の許可を申請する場合 特定改造等自動車審査試験項目のうち申請に係るプログラム等の改変により改造された自動車の構造、装置及び性能が保安基準に適合するかどうかを審査するために必要なものの特定改造等自動車審査試験項目別費用額の合計額から三万二千円を減じた額

二 (略)

別表第一

自動車審査試験項目	自動車審査試験項目別費用額
一 三 (略)	(略)
四 道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号。以下「保安基準」という。）第二条、第四条、第四条の二、第二十条第一項、第二十三条第二項、第二十	二十八万千円

める基準のうち、寸法又は重量の測定に係る試験（同令第四条の二第二項及び第三項に定める基準に係る試験にあつては、牽引自動車に係る試験を除く。）	
五〇八（略）	（略）
九 保安基準第六条に定める基準に係る試験	二十八万千円
十 保安基準第八条第一項に定める基準に係る試験（第五号及び次号に掲げる試験を除く。）	二十八万千円
十一 保安基準第八条第一項に定める基準のうち車載式燃料・電力消費等測定装置（外部電源により供給される電気を動力源とするもの（二輪自動車、側車付二輪自動車及び圧縮水素ガスを燃料とする自動車を除く。）に限る。）に係る試験	四十二万二千円
十二〇十八（略）	（略）
十九 保安基準第九条第一項に定める基準に係る試験（第五号、第十七号及び前号に掲げる試験を除く。）	六十万九千円
二一〇三十（略）	（略）

四条第一項及び第三項、第二十五条第五項及び第六項並びに第二十六条第一項に定める基準のうち、寸法又は重量の測定に係る試験（同令第四条の二第二項及び第三項に定める基準に係る試験にあつては、牽引自動車に係る試験を除く。）	
五〇八（略）	（略）
九 保安基準第六条に定める基準に係る試験	二十八万千円
十〇十六（略）	（略）
十七 保安基準第九条第一項に定める基準に係る試験（第五号、第十五号及び前号に掲げる試験を除く。）	六十万九千円
二一八〇二十八（略）	（略）

三十一 保安基準第十二条に定める基準に係る試験（第五号及び第三十三号から第三十六号までに掲げる試験を除く。）（専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員十人未満のもの、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び最高速度二十五キロメートル毎時以下の自動車（被牽引自動車を除く。）に係る試験を除く。）	百四十五万千円
三十二 保安基準第十二条に定める基準に係る試験（第五号及び次号から第三十六号までに掲げる試験を除く。）（専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員十人未満のもの（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車、最高速度二十五キロメートル毎時以下の自動車及び被牽引自動車を除く。）に係る試験に限る。）	七十九万六千円
三十三～三十六 （略）	（略）
三十七 保安基準第十二条第一項に定める基準に係る試験（第五号及び第三十三号から前号までに掲げる試験を除く。）（二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車（最高速度二十五キロメートル毎時以下の自動車及び被牽引自動車を除く。）に係る試験に限る。）	六十万九千円

二十九 保安基準第十二条に定める基準に係る試験（第五号及び第三十一号から第三十四号までに掲げる試験を除く。）（専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員十人未満のもの、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び最高速度二十五キロメートル毎時以下の自動車（被牽引自動車を除く。）に係る試験を除く。）	百四十五万千円
三十 保安基準第十二条に定める基準に係る試験（第五号及び次号から第三十四号までに掲げる試験を除く。）（専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員十人未満のもの（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車、最高速度二十五キロメートル毎時以下の自動車及び被牽引自動車を除く。）に係る試験に限る。）	七十九万六千円
三十一～三十四 （略）	（略）
三十五 保安基準第十二条第一項に定める基準に係る試験（第五号及び第三十一号から前号までに掲げる試験を除く。）（二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車（最高速度二十五キロメートル毎時以下の自動車及び被牽引自動車を除く。）に係る試験に限る。）	六十万九千円

三十八	保安基準第十二条第一項に定める基準に係る試験（第五号及び第三十三号から第三十六号までに掲げる試験を除く。）（大型特殊自動車及び最高速度二十五キロメートル毎時以下の自動車（被牽引自動車を除く。）に係る試験に限る。）	二十八万千円
三十九～四十六	（略）	（略）
四十七	保安基準第十七条第一項に定める基準のうち、燃料装置の強度及び構造に係る試験（第五号、次号及び第五十号に掲げる試験を除く。）（圧縮天然ガスを燃料とする自動車（以下「圧縮天然ガス燃料自動車」という。）（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車に限る。）に限る。）に係る試験に限る。）	四十二万二千円
四十八～五十二	（略）	（略）
五十三	保安基準第十七条第一項に定める基準のうち、燃料装置の強度、構造及び取付方法に係る試験（第五号、次号及び第五十五号に掲げる試験を除く。）（圧縮水素燃料自動車に係る試験に限る。）	二十八万千円
五十四～七十三	（略）	（略）
七十四	保安基準第十七条の二第六項に定め	二十八万千円

三十六	保安基準第十二条第一項に定める基準に係る試験（第五号及び第三十一号から第三十四号までに掲げる試験を除く。）（大型特殊自動車及び最高速度二十五キロメートル毎時以下の自動車（被牽引自動車を除く。）に係る試験に限る。）	二十八万千円
三十七～四十四	（略）	（略）
四十五	保安基準第十七条第一項に定める基準のうち、燃料装置の強度及び構造に係る試験（第五号、次号及び第四十八号に掲げる試験を除く。）（圧縮天然ガスを燃料とする自動車（以下「圧縮天然ガス燃料自動車」という。）（専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車に限る。）に限る。）に係る試験に限る。）	四十二万二千円
四十六～五十	（略）	（略）
五十一	保安基準第十七条第一項に定める基準のうち、燃料装置の強度、構造及び取付方法に係る試験（第五号、次号及び第五十三号に掲げる試験を除く。）（圧縮水素燃料自動車に係る試験に限る。）	二十八万千円
五十二～七十一	（略）	（略）
七十二	保安基準第十七条の二第六項に定め	二十八万千円

る基準に係る試験（第六十七号から前号までに掲げる試験を除く。）					
七十五～百二十一（略）	六十万九千円	（略）			
百二十二 保安基準第三十二条第一項、第二項、第四項、第五項、第十項及び第十一項に定める基準のうち、前照灯（配光可変型前照灯を除く。以下同じ。）に係る試験（最高速度三十五キロメートル毎時未満の大型特殊自動車に係る試験を除く。）	六十万九千円				
百二十三 保安基準第三十二条第一項、第二項、第四項、第五項、第十項及び第十一項に定める基準のうち、前照灯に係る試験（最高速度三十五キロメートル毎時未満の大型特殊自動車に係る試験に限る。）	二十八万千円				
百二十四 保安基準第三十二条第一項、第四項、第七項、第八項、第十項、第十一項及び第十二項に定める基準のうち、配光可変型前照灯に係る試験	百七万七千円				
百二十五・百二十六（略）	（略）				
百二十七 保安基準第三十二条第十三項に定める基準に係る試験	六十万九千円				
百二十八 保安基準第三十二条第十四項に定める基準に係る試験	二十八万千円				

る基準に係る試験（第六十五号から前号までに掲げる試験を除く。）					
七十三～百十九（略）	六十万九千円	（略）			
百二十 保安基準第三十二条第一項、第二項、第四項、第五項及び第十項に定める基準のうち、前照灯（配光可変型前照灯を除く。以下同じ。）に係る試験（最高速度三十五キロメートル毎時未満の大型特殊自動車に係る試験を除く。）	六十万九千円				
百二十一 保安基準第三十二条第一項、第二項、第四項、第五項及び第十項に定める基準のうち、前照灯に係る試験（最高速度三十五キロメートル毎時未満の大型特殊自動車に係る試験に限る。）	二十八万千円				
百二十二 保安基準第三十二条第一項、第四項、第七項、第八項、第十項及び第十一項に定める基準のうち、配光可変型前照灯に係る試験	百七万七千円				
百二十三・百二十四（略）	（略）				
百二十五 保安基準第三十二条第十二項に定める基準に係る試験	六十万九千円				
百二十六 保安基準第三十二条第十三項に定める基準に係る試験	二十八万千円				

第十六号 六十万九千円	百二十九〜百六十五 (略)	(略)
	百六十六 保安基準第四十三条の十第一項及び第三項に定める基準に係る試験（前号に掲げる試験を除く。）	四十二万二千元
	百六十七 保安基準第四十三条の十一に定める基準に係る試験	七十九万六千元
	百六十八 保安基準第四十三条の十二に定める基準に係る試験	四十二万二千元
	百六十九〜百八十三 (略)	(略)
備考 一・二 (略) 三 次の表の上欄に掲げる規定の自動車審査試験項目別費用額は、同欄に掲げる規定の自動車審査試験項目に規定する試験に代えて、保安基準第五十八条の規定により適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準又は保安基準第二章の規定に基づく自動車の保安基準に関する告示が改正された場合における改正後の規定の適用に関して告示で適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準に適合するかどうかを審査するための告示で定める試験を行う場合にあつては、同表の下欄に掲げる額とする。		

第十四号 六十万九千円	百二十七〜百六十三 (略)	(略)
	百六十四 保安基準第四十三条の十第一項及び第三項に定める基準に係る試験（前号に掲げる試験を除く。）	四十二万二千元
備考 一・二 (略) 三 次の表の上欄に掲げる規定の自動車審査試験項目別費用額は、同欄に掲げる規定の自動車審査試験項目に規定する試験に代えて、保安基準第五十八条の規定により適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準又は保安基準第二章の規定に基づく自動車の保安基準に関する告示が改正された場合における改正後の規定の適用に関して告示で適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準に適合するかどうかを審査するための告示で定める試験を行う場合にあつては、同表の下欄に掲げる額とする。		
百六十五〜百七十九 (略)		
(略)		

第三十二号	六十万九千円	次の各号に掲げる試験の区分に応じ、当該各号に定める額（被牽引自動車に係る試験を除く。） 一 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和七年国土交通省告示第四百六十九号）による改正前の細目告示第十五条第二項に定める基準に係る試験 百七万七千円 二 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十五年国土交通省告示第八百二十六号）による改正前の細目告示第十五条第二項に定める基準に係る試験 イ及びロに掲げる試験の区分に応じ当該イ及びロに定める額の合計額 イ アンチロック・ブレーキシステムに係る試験 四十二万二千円 ロ イに掲げる試験以外の試験 四十二万二千円	第三十一号	六十万九千円（被牽引自動車に係る試験に限る。）	四十二万二千円
-------	--------	--	-------	-------------------------	---------

第三十号	六十万九千円	次の各号に掲げる試験の区分に応じ、当該各号に定める額（被牽引自動車に係る試験を除く。） 一 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和七年国土交通省告示第四百六十九号）による改正前の細目告示第十五条第二項に定める基準に係る試験 百七万七千円 二 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十五年国土交通省告示第八百二十六号）による改正前の細目告示第十五条第二項に定める基準に係る試験 イ及びロに掲げる試験の区分に応じ当該イ及びロに定める額の合計額 イ アンチロック・ブレーキシステムに係る試験 四十二万二千円 ロ 前号に掲げる試験以外の試験 四十二万二千円	第二十九号	六十万九千円（被牽引自動車に係る試験に限る。）	四十二万二千円
------	--------	---	-------	-------------------------	---------

第三百三十三号	四十二万二千元
第三十七号	四十二万二千元
第四十号	六十万九千元
第五十一号	次の各号に掲げる試験の区分に応じ、当該各号に定める額の合計 一 燃料装置の構造に係る試験のうち、気密性に係る試験 四十二万二千元 二 前号に掲げる試験以外の試験 四十二万二千元
第八十号	六十万九千元
第九十号	次の各号に掲げる試験の区分に応じ、当該各号に定める額の合計 一 インストールメントパネルに係る試験 二十八万千元 二 前号に掲げる試験以外の試験 二十八万千元
第九十三号	二十八万千元
第一百一号	二十八万千元（専ら乗用の用に供する自動車に係る試験を除く。）
第一百九号	二十八万千元

第三十一号	四十二万二千元
第三十五号	四十二万二千元
第三十八号	六十万九千元
第四十九号	次の各号に掲げる試験の区分に応じ、当該各号に定める額の合計 一 燃料装置の構造に係る試験のうち、気密性に係る試験 四十二万二千元 二 前号に掲げる試験以外の試験 四十二万二千元
第七十八号	六十万九千元
第八十八号	次の各号に掲げる試験の区分に応じ、当該各号に定める額の合計 一 インストールメントパネルに係る試験 二十八万千元 二 前号に掲げる試験以外の試験 二十八万千元
第九十一号	二十八万千元
第九十九号	二十八万千元（専ら乗用の用に供する自動車に係る試験を除く。）
第一百七号	二十八万千元

第百八十一号	第百六十九号	第百二十二号	第百十八号	第百十七号	第百十三号	第百十二号
三百十八万三千円	次の各号に掲げる試験の区分に応じ、当該各号に定める額の合計 一 運転者の視野に係る試験 二十八万円 二 乗車人員の保護に係る試験 二十八万円 三 歩行者の保護に係る試験 二十八万円	二十八万円	二十八万円	二十八万円	四十二万二千元	二十八万円
第百八十一号及び第百八十五号	次の表の上欄に掲げる規定の自動車審査試験項目別費用額の合計額は、同欄に掲げる規定の自動車審査試験項目に關し同時に二以上の試験を受けようとする場合においては、同表の下欄に掲げる額とする。					
七十九万六千円						

第百七十七号	第百六十五号	第百二十号	第百十六号	第百十五号	第百十一号	第百十号
三百十八万三千円	次の各号に掲げる試験の区分に応じ、当該各号に定める額の合計 一 運転者の視野に係る試験 二十八万円 二 乗車人員の保護に係る試験 二十八万円 三 歩行者の保護に係る試験 二十八万円	二十八万円	二十八万円	二十八万円	四十二万二千元	二十八万円
第百七十七号及び第百八十三号	次の表の上欄に掲げる規定の自動車審査試験項目別費用額の合計額は、同欄に掲げる規定の自動車審査試験項目に關し同時に二以上の試験を受けようとする場合においては、同表の下欄に掲げる額とする。					
七十九万六千円						

第十三号、第十五号及び第百十二号	七十九万六千円
第十三号及び第百十二号	四十二万二千円
第十七号及び第十八号	四十二万二千円
第三十二号、第三十五号及び第三十六号	七十九万六千円
第四十二号、第五十八号、第六十八号、第七十四号、第七十六号及び第百七十九号	六十万九千円
第四十三号、第五十九号、第六十九号、第七十七号及び第百七十九号	六十万九千円
第四十四号、第六十号、第七十号、第七十八号及び第百七十九号	六十万九千円
第四十五号、第六十一号、第七十一号及び第七十九号	六十万九千円
第四十六号、第六十二号及び第七十二号	六十万九千円
第五十号及び第五十一号	百七万七千円
第七十七号及び第百六十三号	六十万九千円
第七十八号及び第百六十三号	六十万九千円

第十一号、第十三号及び第百十号	七十九万六千円
第十一号及び第百十号	四十二万二千円
第十五号及び第十六号	四十二万二千円
第三十号、第三十三号及び第三十四号	七十九万六千円
第四十号、第五十六号、第六十六号、第七十二号、第七十四号及び第百七十五号	六十万九千円
第四十一号、第五十七号、第六十七号、第七十五号及び第百七十五号	六十万九千円
第四十二号、第五十八号、第六十八号、第七十六号及び第百七十五号	六十万九千円
第四十三号、第五十九号、第六十九号及び第七十七号	六十万九千円
第四十四号、第六十号及び第七十号	六十万九千円
第四十八号及び第四十九号	百七万七千円
第七十五号及び第百六十一号	六十万九千円
第七十六号及び第百六十一号	六十万九千円

第百号、第百一号及び第百四号	四十二万二千元
第百六十三号及び第百七十九号	六十万九千元

五 次の表の上欄に掲げる規定の自動車審査試験項目別費用額は、同欄に掲げる規定の自動車審査試験項目に規定する試験を実施するために必要な情報として告示で定めるものについて、機構が当該情報の確認を行う場合にあつては、同表の下欄に掲げる額とする。

第十三号	七十九万六千元
第十四号	七十九万六千元
第十五号	百七万七千元
第百十二号	七十九万六千元
第百十三号	百七万七千元

六 前二号の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる規定の自動車審査試験項目別費用額の合計額は、同欄に掲げる規定の自動車審査試験項目に規定する試験を実施するために必要な情報として告示で定めるものについて、機構が当該情報の確認を行う場合（同欄に掲げる規定のうちいずれかに係る確認を行う場合を含む。）であつて、同欄に掲げる規定の自動車審査試験項目に関し同時に二以上の試験を受けようとする場合においては、同表の下欄に掲げる額とする。

第九十八号、第九十九号及び第百二号	四十二万二千元
第百六十一号及び第百七十五号	六十万九千元

五 次の表の上欄に掲げる規定の自動車審査試験項目別費用額は、同欄に掲げる規定の自動車審査試験項目に規定する試験を実施するために必要な情報として告示で定めるものについて、機構が当該情報の確認を行う場合にあつては、同表の下欄に掲げる額とする。

第十一号	七十九万六千元
第十二号	七十九万六千元
第十三号	百七万七千元
第百十号	七十九万六千元
第百十一号	百七万七千元

六 前二号の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる規定の自動車審査試験項目別費用額の合計額は、同欄に掲げる規定の自動車審査試験項目に規定する試験を実施するために必要な情報として告示で定めるものについて、機構が当該情報の確認を行う場合（同欄に掲げる規定のうちいずれかに係る確認を行う場合を含む。）であつて、同欄に掲げる規定の自動車審査試験項目に関し同時に二以上の試験を受けようとする場合においては、同表の下欄に掲げる額とする。

第十三号及び第十五号	百七万七千円
第十三号、第十五号及び第百十二号	百七万七千円
第十三号及び第百十二号	七十九万六千円

七 第九十二号及び第百七十三号の自動車審査試験項目別費用額の合計額は、第九十二号及び第百七十三号の自動車審査試験項目に同じ試験を受けようとする場合であつて、同号の自動車審査試験項目に規定する試験に代えて、保安基準第二章の規定に基づく自動車の保安基準に関する告示が改正された場合における改正後の規定の適用に関して告示で適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準に適合するかどうかを審査するための告示で定める試験を行う場合においては、二十八万千円とする。

八 第九十三号及び第百七十三号の自動車審査試験項目別費用額の合計額は、第九十三号及び第百七十三号の自動車審査試験項目に同じ試験を受けようとする場合であつて、第九十三号の自動車審査試験項目に規定する試験に代えて、保安基準第二章の規定に基づく自動車の保安基準に関する告示が改正された場合における改正後の規定の適用に関して告示で適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準に適合するかどうかを審査するための告示で定める試験を行う場合においては、二十八万千円とする。

別表第二

特定装置審査試験項目

特定装置審査試験

第十一号及び第十三号	百七万七千円
第十一号、第十三号及び第百十号	百七万七千円
第十一号及び第百十号	七十九万六千円

七 第九十号及び第百六十九号の自動車審査試験項目別費用額の合計額は、第九十号及び第百六十九号の自動車審査試験項目に同じ試験を受けようとする場合であつて、同号の自動車審査試験項目に規定する試験に代えて、保安基準第二章の規定に基づく自動車の保安基準に関する告示が改正された場合における改正後の規定の適用に関して告示で適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準に適合するかどうかを審査するための告示で定める試験を行う場合においては、二十八万円とする。

八 第九十一号及び第百六十九号の自動車審査試験項目別費用額の合計額は、第九十一号及び第百六十九号の自動車審査試験項目に同じ試験を受けようとする場合であつて、第九十一号の自動車審査試験項目に規定する試験に代えて、保安基準第二章の規定に基づく自動車の保安基準に関する告示が改正された場合における改正後の規定の適用に関して告示で適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準に適合するかどうかを審査するための告示で定める試験を行う場合においては、二十八万円とする。

							項目別費用額
一〇百（略）							（略）
百一 保安基準第三十二条第一項、第二項、第四項、第五項、第十項及び第十一項に定める基準のうち、前照灯に係る試験（最高速度三十五キロメートル毎時未滿の大型特殊自動車に係る試験を除く。）							六十万九千円
百二 保安基準第三十二条第一項、第四項、第七項、第八項、第十項、第十一項及び第十二項に定める基準のうち、配光可変型前照灯に係る試験							百七万七千円
百三・百四（略）							（略）
百五 保安基準第三十二条第十三項に定める基準に係る試験							六十万九千円
百六 保安基準第三十二条第十四項に定める基準に係る試験							二十八万千円
百七〇百三十九（略）							（略）
百四十 保安基準第四十三条の十第一項及び第三項に定める基準に係る試験（前号に掲げる試験を除く。）							四十二万二千円

							項目別費用額
一〇百（略）							（略）
百一 保安基準第三十二条第一項、第二項、第四項、第五項及び第十項に定める基準のうち、前照灯に係る試験（最高速度三十五キロメートル毎時未滿の大型特殊自動車に係る試験を除く。）							六十万九千円
百二 保安基準第三十二条第一項、第四項、第七項、第八項、第十項及び第十一項に定める基準のうち、配光可変型前照灯に係る試験							百七万七千円
百三・百四（略）							（略）
百五 保安基準第三十二条第十二項に定める基準に係る試験							六十万九千円
百六 保安基準第三十二条第十三項に定める基準に係る試験							二十八万千円
百七〇百三十九（略）							（略）
百四十 保安基準第四十三条の十第一項及び第三項に定める基準に係る試験（前号に掲げる試験を除く。）							四十二万二千円

百四十一 保安基準第四十三条の十一に定める基準に係る試験	七十九万六千円	百四十二 保安基準第四十三条の十二に定める基準に係る試験	四十二万二千円	百四十三～百五十四 (略)	(略)	備考 一 (略) 二 次の表の上欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目別費用額は、同欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目に規定する試験に代えて、保安基準第五十八条の規定により適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準又は保安基準第二章の規定に基づく自動車の保安基準に関する告示が改正された場合における改正後の規定の適用に関して告示で適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準に適合するかどうかを審査するための告示で定める試験を行う場合にあっては、同表の下欄に掲げる額とする。	第十九号	(略)	(略)	六十万九千円（被牽引自動車に係る試験に限る。）	次の各号に掲げる試験の区分に応じ、当該各号に定める額（被牽引自動車に係る試験を除く。） 一 道路運送車両の保安基準の細目

百四十一～百五十二 (略)	(略)	備考 一 (略) 二 次の表の上欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目別費用額は、同欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目に規定する試験に代えて、保安基準第五十八条の規定により適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準又は保安基準第二章の規定に基づく自動車の保安基準に関する告示が改正された場合における改正後の規定の適用に関して告示で適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準に適合するかどうかを審査するための告示で定める試験を行う場合にあっては、同表の下欄に掲げる額とする。	第十九号	(略)	(略)	六十万九千円（被牽引自動車に係る試験に限る。）	次の各号に掲げる試験の区分に応じ、当該各号に定める額（被牽引自動車に係る試験を除く。） 一 道路運送車両の保安基準の細目

(略)	(略)	第百五十二号	(略)	を定める告示等の一部を改正する告示（令和七年国土交通省告示第四百六十九号）による改正前の細目告示第十五条第二項に定める基準に係る試験 百七万七千円 二 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十五年国土交通省告示第八百二十六号）による改正前の細目告示第十五条第二項に定める基準に係る試験 イ及びロに掲げる試験の区分に応じ当該イ及びロに定める額の合計額 イ アンチロック・ブレーキシステムに係る試験 四十二万二千円 ロ イに掲げる試験以外の試験 四十二万二千円

三 次の表の上欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目別費用額の合計額は、同欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目に関し同時に二以上の試験を受けようとする場合においては、同表の下欄に掲げる額とする。

(略)	(略)	第百五十号	(略)	を定める告示等の一部を改正する告示（令和七年国土交通省告示第四百六十九号）による改正前の細目告示第十五条第二項に定める基準に係る試験 百七万七千円 二 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十五年国土交通省告示第八百二十六号）による改正前の細目告示第十五条第二項に定める基準に係る試験 イ及びロに掲げる試験の区分に応じ当該イ及びロに定める額の合計額 イ アンチロック・ブレーキシステムに係る試験 四十二万二千円 ロ 前号に掲げる試験以外の試験 四十二万二千円

三 次の表の上欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目別費用額の合計額は、同欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目に関し同時に二以上の試験を受けようとする場合においては、同表の下欄に掲げる額とする。

第二十八号、第四十一号、第五十一号、第五十八号及び第百五十号	六十万九千円
第二十九号、第四十二号、第五十二号、第五十九号及び第百五十号	六十万九千円
第三十号、第四十三号、第五十三号、第六十号及び第百五十号	六十万九千円
(略)	(略)
第百三十七号及び第百五十号	六十万九千円

四・五 (略)

第二十八号、第四十一号、第五十一号、第五十八号及び第百四十八号	六十万九千円
第二十九号、第四十二号、第五十二号、第五十九号及び第百四十八号	六十万九千円
第三十号、第四十三号、第五十三号、第六十号及び第百四十八号	六十万九千円
(略)	(略)
第百三十七号及び第百四十八号	六十万九千円

四・五 (略)

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、令和八年十月二十日から施行する。

一 第一条中道路運送車両の保安基準第四十三条の十一及び第四十三条の十二の改正規定

二 第二条の規定

三 第三条中装置型式指定規則第二条の改正規定、同令第五条第一項の改正規定（同項の表第三十号の八の次に二号を加える部分に限る。）及び同令第三号様式の改正規定（同様式の表第二条第四十号の八の車両後退通報装置の項の次に二項を加える部分に限る。）

四 第四条の規定

（経過措置）

第二条 第三条の規定による改正前の装置型式指定規則（以下この条において「旧規則」という。）
第五条第一項の表第一号下欄に掲げる規則（第百七十七号に限る。）に基づき行われた認定は、当分の間、第三条の規定による改正後の装置型式指定規則（以下この条において「新規則」という。）
第五条第一項の表第一号下欄に掲げる規則（第百七十七号改訂版に限る。）に基づき行われた認

定とみなす。

2 旧規則第五条第一項の表第一号の二から第一号の七までの下欄に掲げる規則に基づき行われた認定（令和十年八月三十一日以前に行われたものに限る。）は、令和十二年八月三十一日までの間は、新規則第五条第一項の表第一号の二から第一号の七までの下欄に掲げる規則に基づき行われた認定とみなす。

3 旧規則第五条第一項の表第十五号の四下欄に掲げる規則に基づき行われた認定は、当分の間、新規則第五条第一項の表第十五号の四下欄に掲げる規則に基づき行われた認定とみなす。

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示案について

1. 背景

我が国は、自動車の安全基準等について国際的な整合性を図り自動車の安全性等を確保するため、国際連合の「車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定（以下「協定」という。）」に平成 10 年に加入し、現在、当該協定に基づく規則（以下「協定規則」という。）について段階的に採用を進めているところである。

今般、国際連合自動車基準調和世界フォーラム（WP. 29）第 198 回会合において、「運転者の眠気監視警報に係る協定規則（第 182 号）」、「高度運転者注意散漫警報システムに係る協定規則（第 183 号）」が新たに採択されたほか、「軽・中量車の世界統一排出ガス測定法に係る協定規則（第 154 号）」、「路上走行時の軽・中量車排出ガスに係る協定規則（第 168 号）」等の改訂が採択された。

また、一般原動機付自転車及び特定小型原動機付自転車について、鉛式原動機用蓄電池を備えた車両の流通が見込まれることを踏まえ、当該蓄電池を備えた車両の安全性を確保するため、電気装置に関する基準を整備する必要がある。

これらを踏まえ、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等について、所要の改正を行う必要がある。

2. 概要

以下の改正を行うほか、所要の改正を行う。

（１）道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部改正（第 1 条関係）

（ア） 協定規則の改訂に伴い、引用する協定規則の番号を以下のとおり改める。

第 154 号第 3 改訂版	⇒	第 154 号第 4 改訂版
第 168 号	⇒	第 168 号改訂版
第 177 号	⇒	第 177 号改訂版
（新設）	⇒	第 182 号
（新設）	⇒	第 183 号

（イ） 協定規則第 182 号及び第 183 号の採択に伴い、運転者の状態を監視し、眠気・脇見を検知した場合に警報する装置（ドライバーモニタリング装置）を備える場合は協定規則第 182 号及び第 183 号の要件を適用することとする。

（ウ） 鉛式原動機用蓄電池を備えた一般原動機付自転車及び特定小型原動機付自転車について、当該車両の安全性を確保するための構造要件を適用することとする。

(2) 道路運送車両の保安基準第五十五条第一項、第五十六条第一項及び第五十七条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示の一部改正（第2条関係）

道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第55条第1項、第56条第1項及び第57条第1項の規定に基づく「道路運送車両の保安基準第五十五条第一項、第五十六条第一項及び第五十七条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示（平成15年国土交通省告示第1320号）」について、所要の改正を行う。

(3) 道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部改正（第3条関係）

道路運送車両の保安基準第58条及び第67条の2の規定に基づく「道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成15年国土交通省告示第1318号）」について、所要の改正を行う。

(4) 装置型式指定規則第五条第一項及び共通構造部型式指定規則第五条の二の国土交通大臣が告示で定める国を定める告示の一部改正（第4条関係）

装置型式指定規則（平成10年運輸省令第66号）第2条及び第5条の改正に伴い、眠気警報装置及び脇見警報装置の追加及び特定装置の協定規則の番号を改めるほか、所要の改正を行う。

(5) 道路運送車両法関係手数料規則に基づく自動車、特定共通構造部若しくは特定装置の型式についての指定又は特定改造等の許可の申請に係る手数料の額の算出に関し必要な事項を定める告示の一部改正（第5条関係）

道路運送車両法関係手数料規則（平成28年国土交通省令第17号）の改正に伴い、「道路運送車両法関係手数料規則に基づく自動車、特定共通構造部若しくは特定装置の型式についての指定又は特定改造等の許可の申請に係る手数料の額の算出に関し必要な事項を定める告示（平成28年国土交通省告示第618号）」第2条の号番号を改める。

3. 今後のスケジュール（予定）

公 布：令和8年9月30日（水）（WP.29第198回会合における改訂事項の発効日）

施 行：公布の日（※眠気警報装置及び脇見警報装置に係る部分は、令和8年10月20日（火））

○国土交通省告示第千七百七十九号
道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）及び関係法令の規定に基づき、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示を次のように定める。
令和八年九月三十日
国土交通大臣 井林 辰憲

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示
（道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部改正）

第一条 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後		改 正 前	
(定義等) 第2条 (略) 2 この告示において、次の表の左欄に掲げる略語は、それぞれ同表の右欄に掲げる意味を表すものとする。		(定義等) 第2条 (略) 2 この告示において、次の表の左欄に掲げる略語は、それぞれ同表の右欄に掲げる意味を表すものとする。	
略語	意味	略語	意味
協定規則第10号	協定規則第10号第7改訂版補足第2改訂版	協定規則第10号	協定規則第10号第7改訂版補足改訂版
(略)	(略)	(略)	(略)

協定規則第13号	協定規則第13号第15改訂版補足第2改訂版
協定規則第13H号	協定規則第13H号第2改訂版補足改訂版
(略)	(略)
協定規則第39号	協定規則第39号第2改訂版補足改訂版
協定規則第41号	協定規則第41号第6改訂版補足改訂版
(略)	(略)
協定規則第48号	協定規則第48号第9改訂版補足第3改訂版
(略)	(略)
協定規則第79号	協定規則第79号第4改訂版補足第10改訂版
(略)	(略)
協定規則第130号	協定規則第130号改訂版補足改訂版
(略)	(略)
協定規則第140号	協定規則第140号補足第7改訂版
(略)	(略)
協定規則第148号	協定規則第148号改訂版補足第6改訂版
協定規則第149号	協定規則第149号改訂版補足第7改訂版
(略)	(略)
協定規則第154号	協定規則第154号第4改訂版
(略)	(略)
協定規則第168号	協定規則第168号改訂版
(略)	(略)
協定規則第177号	協定規則第177号改訂版
協定規則第178号	協定規則第178号初版
協定規則第182号	協定規則第182号初版
協定規則第183号	協定規則第183号初版

(原動機及び動力伝達装置)

第10条 原動機及び動力伝達装置の構造等に関し、保安基準第8条第1項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一・二 (略)

協定規則第13号	協定規則第13号第15改訂版補足改訂版
協定規則第13H号	協定規則第13H号第2改訂版
(略)	(略)
協定規則第39号	協定規則第39号第2改訂版
協定規則第41号	協定規則第41号第6改訂版
(略)	(略)
協定規則第48号	協定規則第48号第9改訂版補足第2改訂版
(略)	(略)
協定規則第79号	協定規則第79号第4改訂版補足第9改訂版
(略)	(略)
協定規則第130号	協定規則第130号改訂版
(略)	(略)
協定規則第140号	協定規則第140号補足第6改訂版
(略)	(略)
協定規則第148号	協定規則第148号改訂版補足第5改訂版
協定規則第149号	協定規則第149号改訂版補足第6改訂版
(略)	(略)
協定規則第154号	協定規則第154号第3改訂版補足第2改訂版
(略)	(略)
協定規則第168号	協定規則第168号補足改訂版
(略)	(略)
協定規則第177号	協定規則第177号初版
協定規則第178号	協定規則第178号初版

(原動機及び動力伝達装置)

第10条 原動機及び動力伝達装置の構造等に関し、保安基準第8条第1項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一・二 (略)

三 自動車（軽自動車（二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）に限る。）、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引^{けん}自動車を除く。）にあっては、別添125「車載式燃料・電力消費等測定装置の技術基準」に適合する装置を備えたものであること。一

2～4 （略）

5 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引^{けん}自動車を除く。以下この項において同じ。）の原動機の出力は、協定規則第85号の規則5.に定める方法により測定するものとする。この場合において、専ら乗用の用に供する乗車定員9人以下の自動車又は貨物の運送の用に供する車両総重量が5 t 以下の自動車であって、複数の原動機を有する自動車の原動機の出力は、協定規則第177号の規則7.及び8.に定める方法により測定してもよい。ただし、法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合以外の場合にあっては、この限りでない。

6・7 （略）

（自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置）

第41条 （略）

2 前項の規定に適合させるために自動車に備えるばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置が当該装置及び他の装置の機能を損なわないものとして構造、機能、性能等に関し、保安基準第31条第3項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。ただし、二輪自動車については、第2号及び第3号の規定は適用せず、大型特殊自動車及び小型特殊自動車については、第2号から第5号までの規定は適用しない。

一 原動機の作動中、確実に機能するものであること。この場合において、次に掲げるものは、この基準に適合しないものとする。

イ・ロ （略）

ハ 前項第3号、第4号、第7号、第8号、第11号及び第12号に掲げる自動車（還元剤等の補給を必要とする触媒等を備えるものに限る。）であって、協定規則第154号の付録6に定める基準（4フェーズW L T Cによる評価及びレベル1 Aに係る規定を除く。）に適合しないもの

二～五 （略）

3～6 （略）

（前照灯等）

第42条 （略）

2～9 （略）

10 保安基準第32条第10項の告示で定める基準は、別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とする。

三 自動車（軽自動車（二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）に限る。）、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引^{けん}自動車を除く。）にあっては、別添125「車載式燃料・電力消費等測定装置の技術基準」に適合する装置を備えたものであること。なお、外国の法令に基づく書面又は表示により、協定規則第154号の附則5の要件又はこれと同等の欧州連合規則（以下この号において「協定規則等」という。）に適合することが明らかである自動車にあっては、協定規則等と同等の別添125の要件に適合するものとみなす。一

2～4 （略）

5 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引^{けん}自動車を除く。以下この項において同じ。）の原動機の出力は、協定規則第85号の規則5.に定める方法により測定するものとする。この場合において、車両総重量が3.5 t 以下のものであって複数の原動機を有する自動車にあっては、協定規則第177号の規則7.及び8.に定める方法により、その出力を測定してもよい。ただし、法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合以外の場合にあっては、この限りでない。

6・7 （略）

（自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置）

第41条 （略）

2 前項の規定に適合させるために自動車に備えるばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置が当該装置及び他の装置の機能を損なわないものとして構造、機能、性能等に関し、保安基準第31条第3項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。ただし、二輪自動車については、第2号及び第3号の規定は適用せず、大型特殊自動車及び小型特殊自動車については、第2号から第5号までの規定は適用しない。

一 原動機の作動中、確実に機能するものであること。この場合において、次に掲げるものは、この基準に適合しないものとする。

イ・ロ （略）

ハ 前項第3号、第4号、第7号、第8号、第11号及び第12号に掲げる自動車（還元剤等の補給を必要とする触媒等を備えるものに限る。）であって、協定規則第154号第2改訂版補足第2改訂版又は協定規則第154号の付録6に定める基準に適合しないもの

二～五 （略）

3～6 （略）

（前照灯等）

第42条 （略）

2～9 （略）

10 前照灯の照射方向の調節に係る性能等に関し保安基準第32条第10項の告示で定める基準は、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車にあっては別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とし、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては別添53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とする。ただし、法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合に適用する基準は、協定規則第48号の規則5.及び6.に定める基準とする。

- 11 保安基準第32条第11項の告示で定める基準は、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピ
ラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車にあっては別添52「灯火器及び反射器並びに指示装
置の取付装置の技術基準」に定める基準とし、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピ
ラ及びそりを有する軽自動車にあっては別添53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装
置の取付装置の技術基準」に定める基準とする。ただし、法第75条の3第1項の規定に基づく
装置の型式の指定を行う場合に適用する基準は、協定規則第48号の規則5.及び6.に定める基準
とする。
- 12 保安基準第32条第12項の告示で定める配光可変型前照灯は、灯光の色、明るさ等が協定規則
第149号の規則4.16.及び5.3.に定める基準に適合する配光形態のうち配光制御信号（当該配光
可変型前照灯の照射光線の光度及びその方向の空間的な分布を制御するために入力される信号
をいう。以下同じ。）が出力状態にない状態（以下「基本すれ違い状態」という。）であり、かつ、
協定規則第149号の規則5.3.5.1.に規定される範囲にカットオフ（すれ違い状態の照射方法を
調整する際に用いる光の明部と暗部を分ける線のことをいう。以下同じ。）を有する場合におい
て、灯火ユニット（配光可変型前照灯から灯光を発することを目的とする部品のことをいう。
以下同じ。）の光源の目標光束（光源から出る光の設計上の総量のことをいう。以下同じ。）の総
和が自動車の車両中心線を含む鉛直面により左側又は右側に区分された部分当たり2,000lmを
超えるものをいう。
- 13 前照灯洗浄器の洗浄性能等に関し、保安基準第32条第13項の告示で定める基準は、別添55「前
照灯洗浄器の技術基準」に定める基準とする。ただし、法第75条の3第1項の規定に基づく装
置の型式の指定を行う場合であり、かつ、別添55「前照灯洗浄器の技術基準」の3.2.1.は、別
添55「前照灯洗浄器の技術基準」の3.2.1.に関する前照灯及び前照灯洗浄器の部品が、当該前
照灯の一体型部品として型式の指定を受けている場合には適用しないものとする。
- 14 前照灯洗浄器の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第32条第14項の告示で定める基準は、
別添56「前照灯洗浄器及び前照灯洗浄器取付装置の技術基準」に定める基準とする。
（その他の灯火等の制限）
- 第62条（略）
- 2～5（略）
- 6 自動車には、次に掲げる灯火を除き、点滅する灯火または光度が増減する灯火（色度に変化
することにより視感度に変化する灯火を含む。）を備えてはならない。
一～三（略）
- 四 車両後退表示投影装置
- 五～二十三（略）
- 7～15（略）
（眠気警報装置）
- 第67条の7 眠気警報装置の機能、性能等に関し、保安基準第43条の11の告示で定める基準は、
別添134「眠気警報装置の技術基準」に定める基準又は協定規則第182号の規則5.に定める基準
とする。ただし、法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合に適用する
基準は、協定規則第182号の規則5.に定める基準とする。
（脇見警報装置）
- 第67条の8 脇見警報装置の機能、性能等に関し、保安基準第43条の12の告示で定める基準は、
別添135「脇見警報装置の技術基準」に定める基準又は協定規則第183号の規則5.に定める基準
とする。ただし、法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合に適用する
基準は、協定規則第183号の規則5.に定める基準とする。

- （新設）
- 11 保安基準第32条第11項の告示で定める配光可変型前照灯は、灯光の色、明るさ等が協定規則
第149号の規則4.16.及び5.3.に定める基準に適合する配光形態のうち配光制御信号（当該配光
可変型前照灯の照射光線の光度及びその方向の空間的な分布を制御するために入力される信号
をいう。以下同じ。）が出力状態にない状態（以下「基本すれ違い状態」という。）であり、かつ、
協定規則第149号の規則5.3.5.1.に規定される範囲にカットオフ（すれ違い状態の照射方法を
調整する際に用いる光の明部と暗部を分ける線のことをいう。以下同じ。）を有する場合におい
て、灯火ユニット（配光可変型前照灯から灯光を発することを目的とする部品のことをいう。
以下同じ。）の光源の目標光束（光源から出る光の設計上の総量のことをいう。以下同じ。）の総
和が自動車の車両中心線を含む鉛直面により左側又は右側に区分された部分当たり2,000lmを
超えるものをいう。
- 12 前照灯洗浄器の洗浄性能等に関し保安基準第32条第12項の告示で定める基準は、別添55「前
照灯洗浄器の技術基準」に定める基準とする。ただし、法第75条の3第1項の規定に基づく装
置の型式の指定を行う場合であり、かつ、別添55「前照灯洗浄器の技術基準」の3.2.1.は、別
添55「前照灯洗浄器の技術基準」の3.2.1.に関する前照灯及び前照灯洗浄器の部品が、当該前
照灯の一体型部品として型式の指定を受けている場合には適用しないものとする。
- 13 前照灯洗浄器の取付位置、取付方法等に関し保安基準第32条第13項の告示で定める基準は、
別添56「前照灯洗浄器及び前照灯洗浄器取付装置の技術基準」に定める基準とする。
（その他の灯火等の制限）
- 第62条（略）
- 2～5（略）
- 6 自動車には、次に掲げる灯火を除き、点滅する灯火または光度が増減する灯火（色度に変化
することにより視感度に変化する灯火を含む。）を備えてはならない。
一～三（略）
（新設）
- 四～二十二（略）
- 7～15（略）
（新設）
- （新設）
- （新設）

(原動機及び動力伝達装置)

第88条 原動機及び動力伝達装置の構造等に関し、保安基準第 8 条第 1 項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一 (略)

二 自動車（軽自動車（二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）に限る。）、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引^{けん}自動車を除く。）にあっては、別添125「車載式燃料・電力消費等測定装置の技術基準」3.の規定に適合する装置を備えたものであること。この場合において、別添125の3.の規定に掲げる記録項目が読み出せないものは、この基準に適合しないものとする。

2～6 (略)

(自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置)

第119条 (略)

2 前項の規定に適合させるために自動車に備えるばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置が当該装置及び他の装置の機能を損なわないものとして構造、機能、性能等に関し、保安基準第31条第 3 項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。この場合において、別添124「継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準」に定める基準に適合しない自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置（二輪自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車に備えるものを除く。）は、これらの基準に適合しないものとし、軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車であって車両総重量が3.5 t を超えるもの以外の自動車（二輪自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。）については第 5 号の規定は適用せず、二輪自動車については、第 2 号及び第 3 号の規定は適用せず、大型特殊自動車及び小型特殊自動車については、第 2 号から第 5 号までの規定は適用しない。

一 原動機の作動中、確実に機能するものであること。なお、次に掲げるもののいずれかに該当するもの（公的試験機関が実施した試験の結果を記載した書面により、自動車の種別に応じて適用される前項の基準に適合することが明らかである自動車にあっては、ハ及びニに掲げるもの）は、この基準に適合しないものとする。

イ～ニ (略)

ホ 前項第 2 号、第 4 号及び第 6 号に掲げる自動車（還元剤等の補給を必要とする触媒等を備えるものに限る。）であって、協定規則第154号の付録 6 に定める基準（4 フェーズWLT C による評価及びレベル 1 A に係る規定を除く。）に適合しないもの

二～五 (略)

3～6 (略)

(前照灯等)

第120条 (略)

2～12 (略)

13 保安基準第32条第11項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一～三 (略)

14 (略)

(原動機及び動力伝達装置)

第88条 原動機及び動力伝達装置の構造等に関し、保安基準第 8 条第 1 項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一 (略)

二 自動車（軽自動車（二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）に限る。）、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引^{けん}自動車を除く。）にあっては、別添125「車載式燃料・電力消費等測定装置の技術基準」3.の規定に適合する装置を備えたものであること。この場合において、車載式燃料・電力消費等測定装置の機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、この基準に適合するものとする。

2～6 (略)

(自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置)

第119条 (略)

2 前項の規定に適合させるために自動車に備えるばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置が当該装置及び他の装置の機能を損なわないものとして構造、機能、性能等に関し、保安基準第31条第 3 項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。この場合において、別添124「継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準」に定める基準に適合しない自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置（二輪自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車に備えるものを除く。）は、これらの基準に適合しないものとし、軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車であって車両総重量が3.5 t を超えるもの以外の自動車（二輪自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。）については第 5 号の規定は適用せず、二輪自動車については、第 2 号及び第 3 号の規定は適用せず、大型特殊自動車及び小型特殊自動車については、第 2 号から第 5 号までの規定は適用しない。

一 原動機の作動中、確実に機能するものであること。なお、次に掲げるもののいずれかに該当するもの（公的試験機関が実施した試験の結果を記載した書面により、自動車の種別に応じて適用される前項の基準に適合することが明らかである自動車にあっては、ハ及びニに掲げるもの）は、この基準に適合しないものとする。

イ～ニ (略)

ホ 前項第 2 号、第 4 号及び第 6 号に掲げる自動車（還元剤等の補給を必要とする触媒等を備えるものに限る。）であって、協定規則第154号第 2 改訂版補足第 2 改訂版又は協定規則第154号の付録 6 に定める基準に適合しないもの

二～五 (略)

3～6 (略)

(前照灯等)

第120条 (略)

2～12 (略)

13 前照灯の照射方向の調節に係る性能等に関し保安基準第32条第10項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一～三 (略)

14 (略)

- 15 保安基準第32条第12項の告示で定める配光可変型前照灯（指定自動車等又は法第75条の2第1項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられている配光可変型前照灯若しくは法第75条の3第1項の規定に基づき灯火器、反射器及び指示装置の取付装置について型式の指定を受けた自動車に備える配光可変型前照灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたものに限る。）は、灯光の色、明るさ等が基本すれ違い状態であり、かつ、灯火ユニットの照明部の中心を含み、かつ、水平面から下方0.8°の平面並びに車両中心線と平行な鉛直面より右側6°の鉛直面及び左側4°の鉛直面に囲まれた範囲内にカットオフを有する場合にあっては、灯火ユニットの光源の目標光束の総和が自動車の車両中心線を含む鉛直面により左側又は右側に区分された部分当たり2,000lmを超えるものとする。
- 16 前照灯洗浄器の洗浄性能等に関し、保安基準第32条第13項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。
- 一～四 （略）
- 17 （略）
- 18 前照灯洗浄器の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第32条第14項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。
- 一・二 （略）
- 19・20 （略）
- （低速走行時照射灯）
- 第122条の2** （略）
- 2・3 （略）
- 4 低速走行時照射灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第33条の3第3項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。この場合において、低速走行時照射灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第2章第2節及び同章第3節関係）」によるものとする。
- 一～七 （略）
- 八 低速走行時照射灯の直射光又は反射光は、当該低速走行時照射灯を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと。この場合において、低速走行時照射灯の見かけの表面が地上1mの位置から直接視認できないものは、この基準に適合するものとする。
- 九・十 （略）
- 5 （略）
- （車両後退表示投影装置）
- 第136条の2** 車両後退表示投影装置の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第40条の2第2項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。
- 一 車両後退表示投影装置の照射光線は、他の交通を妨げないものであること。この場合において、第4号に定める範囲における光度が8,000cd以下のもの又は協定規則第48号の規則5.及び6.の規定に適合するものは、この基準に適合するものとする。
- 二・三 （略）
- 四 車両後退表示投影装置が路面に投影する表示は、自動車の最後端に接する車両中心面と直交する鉛直面、自動車の最後端から3,000mm後方にある車両中心面と直交する鉛直面及び車両中心面から1,875mmの距離にある車両中心面に平行な2つの鉛直面により囲まれる車両中心面に対して対称な長方形の範囲内にあること。
- 五 （略）

- 15 保安基準第32条第11項の告示で定める配光可変型前照灯（指定自動車等又は法第75条の2第1項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられている配光可変型前照灯若しくは法第75条の3第1項の規定に基づき灯火器、反射器及び指示装置の取付装置について型式の指定を受けた自動車に備える配光可変型前照灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたものに限る。）は、灯光の色、明るさ等が基本すれ違い状態であり、かつ、灯火ユニットの照明部の中心を含み、かつ、水平面から下方0.8°の平面並びに車両中心線と平行な鉛直面より右側6°の鉛直面及び左側4°の鉛直面に囲まれた範囲内にカットオフを有する場合にあっては、灯火ユニットの光源の目標光束の総和が自動車の車両中心線を含む鉛直面により左側又は右側に区分された部分当たり2,000lmを超えるものとする。
- 16 前照灯洗浄器の洗浄性能等に関し保安基準第32条第12項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。
- 一～四 （略）
- 17 （略）
- 18 前照灯洗浄器の取付位置、取付方法等に関し保安基準第32条第13項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。
- 一・二 （略）
- 19・20 （略）
- （低速走行時照射灯）
- 第122条の2** （略）
- 2・3 （略）
- 4 低速走行時照射灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第33条の3第3項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。この場合において、低速走行時照射灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第2章第2節及び同章第3節関係）」によるものとする。
- 一～七 （略）
- 八 低速走行時照射灯の直射光又は反射光は、当該低速走行時照射灯を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと。この場合において、低速走行時照射灯の見かけの表面が地上面からの高さ1mの位置から直接視認できないものは、この基準に適合するものとする。
- 九・十 （略）
- 5 （略）
- （車両後退表示投影装置）
- 第136条の2** 車両後退表示投影装置の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第40条の2第2項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。
- 一 車両後退表示投影装置の照射光線は、他の交通を妨げないものであること。この場合において、第4号に定める範囲における光度が8,000cd以下のもの又は協定規則第48号の規則5.36.5.の規定に適合するものは、この基準に適合するものとする。
- 二・三 （略）
- 四 車両後退表示投影装置が路面に投影する表示は、自動車の最後端に接する車両中心面と直行する鉛直面、自動車の最後端から3,000mm後方にある車両中心面と直行する鉛直面及び車両中心面から1,875mmの距離にある車両中心面に平行な2つの鉛直面により囲まれる車両中心面に対して対称な長方形の範囲内にあること。
- 五 （略）

2 (略)

3 車両後退表示投影装置の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第40条の2第3項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一～三 (略)

四 車両後退表示投影装置の直射光又は反射光は、当該車両後退表示投影装置を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと。この場合において、車両後退表示投影装置の見かけの表面が地上1mの位置から直接視認できないものは、この基準に適合するものとする。

五 (略)

4 (略)

(その他の灯火等の制限)

第140条 (略)

2～5 (略)

6 自動車には、次に掲げる灯火を除き、点滅する灯火または光度が増減する灯火（色度が変わることにより視感度が変化する灯火を含む。）を備えてはならない。

一～三 (略)

四 車両後退表示投影装置

五～二十四 (略)

7～15 (略)

(眠気警報装置)

第145条の7 眠気警報装置の機能、性能等に関し、保安基準第43条の11の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一 運転者の状態若しくは運転行動又は車両挙動に基づき、眠気を検知及び報知すること。

二 走行時において確実に機能するものであること。この場合において、眠気警報装置の機能を損なうおそれのある損傷等のあるものは、この基準に適合しないものとする。

三 眠気警報装置の作動を停止させることができる機能を有さないものであること。

四 警報の停止機能を有するものにあっては、原動機の始動時（アイドリングストップ対応自動車等における原動機自動停止に続き、原動機が始動したときを除く。次条、第223条の7及び第223条の8において同じ。）に警報の停止状態が解除されるものであること。この場合において、次に掲げる条件のいずれかに該当することにより警報の停止状態が解除されるものは、この基準に適合するものとする。

イ 運転者席の扉の開放

ロ 最大15分間の原動機の停止状態（アイドリングストップ対応自動車等における原動機の自動停止状態を除く。第223条の7において同じ。）

五 正常に作動しないおそれがある状態となっている場合、その旨を運転者等に視覚的に警報するものであること。

2 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた眠気警報装置であって、その機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、前項の基準に適合するものとする。

2 (略)

3 車両後退表示投影装置の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第40条の2第3項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一～三 (略)

四 車両後退表示投影装置の直射光又は反射光は、当該車両後退表示投影装置を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと。この場合において、車両後退表示投影装置の見かけの表面が地上面からの高さ1mの位置から直接視認できないものは、この基準に適合するものとする。

五 (略)

4 (略)

(その他の灯火等の制限)

第140条 (略)

2～5 (略)

6 自動車には、次に掲げる灯火を除き、点滅する灯火または光度が増減する灯火（色度が変わることにより視感度が変化する灯火を含む。）を備えてはならない。

一～三 (略)

(新設)

四～二十三 (略)

7～15 (略)

(新設)

(脇見警報装置)

第145条の8 脇見警報装置の機能、性能等に関し、保安基準第43条の12の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。

- 一 運転者の状態に基づいて脇見を検知及び報知するものであること。
 - 二 走行時において確実に機能するものであること。この場合において、脇見警報装置の機能を損なうおそれのある損傷等のあるものは、この基準に適合しないものとする。
 - 三 停止機能を有するものにあっては、原動機の始動時に停止状態が解除されるものであること。
 - 四 正常に作動しないおそれがある状態となっている場合、その旨を運転者等に視覚的に警報するものであること。
- 2 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた脇見警報装置であって、その機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、前項の基準に適合するものとする。

(原動機及び動力伝達装置)

第166条 原動機及び動力伝達装置の構造等に関し、保安基準第8条第1項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。

- 一 (略)
- 二 自動車（軽自動車（二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）に限る。）、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引^{けん}自動車を除く。）にあっては、別添125「車載式燃料・電力消費等測定装置の技術基準」3.の規定に適合する装置を備えたものであること。この場合において、別添125の3.の規定に掲げる記録項目が読み出せないものは、この基準に適合しないものとする。

2～5 (略)

(前照灯等)

第198条 (略)

2～8 (略)

9 配光可変型前照灯の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第32条第8項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一～五 (略)

10 (略)

11 配光可変型前照灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第32条第9項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一～二十 (略)

12 (略)

13 保安基準第32条第11項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一～三 (略)

14 (略)

15 保安基準第32条第12項の告示で定める配光可変型前照灯は、灯光の色、明るさ等が基本すれ違い状態であり、かつ、灯火ユニットの照明部の中心を含み、かつ、水平面から下方0.8°の平面並びに車両中心線と平行な鉛直面より右側6°の鉛直面及び左側4°の鉛直面に囲まれた

(新設)

(原動機及び動力伝達装置)

第166条 原動機及び動力伝達装置の構造等に関し、保安基準第8条第1項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一 (略)

二 自動車（軽自動車（二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）に限る。）、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引^{けん}自動車を除く。）にあっては、別添125「車載式燃料・電力消費等測定装置の技術基準」3.の規定に適合する装置を備えたものであること。この場合において、車載式燃料・電力消費等測定装置の機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、この基準に適合するものとする。

2～5 (略)

(前照灯等)

第198条 (略)

2～8 (略)

9 配光可変型前照灯の灯光の色、明るさ等に関し保安基準第32条第8項の告示で定める基準は、次のとおりとする。

一～五 (略)

10 (略)

11 配光可変型前照灯の取付位置、取付方法等に関し保安基準第32条第9項の告示で定める基準は、次のとおりとする。

一～二十 (略)

12 (略)

13 前照灯の照射方向の調節に係る性能等に関し保安基準第32条第10項の告示で定める基準は、次のとおりとする。

一～三 (略)

14 (略)

15 保安基準第32条第11項の告示で定める配光可変型前照灯は、灯光の色、明るさ等が基本すれ違い状態であり、かつ、灯火ユニットの照明部の中心を含み、かつ、水平面から下方0.8°の平面並びに車両中心線と平行な鉛直面より右側6°の鉛直面及び左側4°の鉛直面に囲まれた

範囲にカットオフを有する場合において、灯火ユニットの光源の目標光束の総和が自動車の車両中心線を含む鉛直面により左側又は右側に区分された部分当たり2,000lmを超えるものであって、かつ、次に掲げるものをいう。

一～三 (略)

16 前照灯洗浄器の洗浄性能等に関し、保安基準第32条第13項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一～四 (略)

17 (略)

18 前照灯洗浄器の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第32条第14項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一・二 (略)

19・20 (略)
(低速走行時照射灯)

第200条の 2 (略)

2・3 (略)

4 低速走行時照射灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第33条の 3 第 3 項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。この場合において、低速走行時照射灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法 (第 2 章第 2 節及び同章第 3 節関係)」によるものとする。

一～七 (略)

八 低速走行時照射灯の直射光又は反射光は、当該低速走行時照射灯を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと。この場合において、低速走行時照射灯の見かけの表面が地上 1 m の位置から直接視認できないものは、この基準に適合するものとする。

九・十 (略)

5 (略)
(車両後退表示投影装置)

第214条の 2 車両後退表示投影装置の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第40条の 2 第 2 項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一 車両後退表示投影装置の照射光線は、他の交通を妨げないものであること。この場合において、第 4 号に定める範囲における光度が8,000cd以下のもの又は協定規則第48号の規則5. 及び6.の規定に適合するものは、この基準に適合するものとする。

二・三 (略)

四 車両後退表示投影装置が路面に投影する表示は、自動車の最後端に接する車両中心面と直交する鉛直面、自動車の最後端から3,000mm後方にある車両中心面と直交する鉛直面及び車両中心面から1,875mmの距離にある車両中心面に平行な 2 つの鉛直面により囲まれる車両中心面に対して対称な長方形の範囲内にあること。

五 (略)

2 (略)

3 車両後退表示投影装置の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第40条の 2 第 3 項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一～三 (略)

範囲にカットオフを有する場合において、灯火ユニットの光源の目標光束の総和が自動車の車両中心線を含む鉛直面により左側又は右側に区分された部分当たり2,000lmを超えるものであって、かつ、次に掲げるものをいう。

一～三 (略)

16 前照灯洗浄器の洗浄性能等に関し保安基準第32条第12項の告示で定める基準は、次のとおりとする。

一～四 (略)

17 (略)

18 前照灯洗浄器の取付位置、取付方法等に関し保安基準第32条第13項の告示で定める基準は、次のとおりとする。

一・二 (略)

19・20 (略)
(低速走行時照射灯)

第200条の 2 (略)

2・3 (略)

4 低速走行時照射灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第33条の 3 第 3 項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。この場合において、低速走行時照射灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法 (第 2 章第 2 節及び同章第 3 節関係)」によるものとする。

一～七 (略)

八 低速走行時照射灯の直射光又は反射光は、当該低速走行時照射灯を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと。この場合において、低速走行時照射灯の見かけの表面が地上面からの高さ 1 m の位置から直接視認できないものは、この基準に適合するものとする。

九・十 (略)

5 (略)
(車両後退表示投影装置)

第214条の 2 車両後退表示投影装置の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第40条の 2 第 2 項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一 車両後退表示投影装置の照射光線は、他の交通を妨げないものであること。この場合において、第 4 号に定める範囲における光度が8,000cd以下のもの又は協定規則第48号の規則 5. 36. 5.の規定に適合するものは、この基準に適合するものとする。

二・三 (略)

四 車両後退表示投影装置が路面に投影する表示は、自動車の最後端に接する車両中心面と直行する鉛直面、自動車の最後端から3,000mm後方にある車両中心面と直行する鉛直面及び車両中心面から1,875mmの距離にある車両中心面に平行な 2 つの鉛直面により囲まれる車両中心面に対して対称な長方形の範囲内にあること。

五 (略)

2 (略)

3 車両後退表示投影装置の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第40条の 2 第 3 項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一～三 (略)

四 車両後退表示投影装置の直射光又は反射光は、当該車両後退表示投影装置を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと。この場合において、車両後退表示投影装置の見かけの表面が地上1 mの位置から直接視認できないものは、この基準に適合するものとする。

五 (略)

4 (略)

(その他の灯火等の制限)

第218条 (略)

2～5 (略)

6 自動車には、次に掲げる灯火を除き、点滅する灯火または光度が増減する灯火（色度が変わることにより視感度が変化する灯火を含む。）を備えてはならない。

一～三 (略)

四 車両後退表示投影装置

五～二十四 (略)

7～15 (略)

(眠気警報装置)

第223条の7 眠気警報装置の機能、性能等に関し、保安基準第43条の11の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一 走行時において確実に機能するものであること。この場合において、眠気警報装置の機能を損なうおそれのある損傷等のあるものは、この基準に適合しないものとする。

二 眠気警報装置の作動を停止させることができる機能を有さないものであること。

三 警報の停止機能を有するものにあっては、原動機の始動時に警報の停止状態が解除されるものであること。この場合において、次に掲げる条件のいずれかに該当することにより警報の停止状態が解除されるものは、この基準に適合するものとする。

イ 運転者席の扉の開放

ロ 最大15分間の原動機の停止状態

四 正常に作動しないおそれがある状態となっている場合、その旨を運転者等に視覚的に警報するものであること。

2 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた眠気警報装置であって、その機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、前項の基準に適合するものとする。

(脇見警報装置)

第223条の8 脇見警報装置の機能、性能等に関し、保安基準第43条の12の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一 走行時において確実に機能するものであること。この場合において、脇見警報装置の機能を損なうおそれのある損傷等のあるものは、この基準に適合しないものとする。

二 停止機能を有するものにあっては、原動機の始動時に停止状態が解除されるものであること。

三 正常に作動しないおそれがある状態となっている場合、その旨を運転者等に視覚的に警報するものであること。

2 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた脇見警報装置であって、その機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、前項の基準に適合するものとする。

四 車両後退表示投影装置の直射光又は反射光は、当該車両後退表示投影装置を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと。この場合において、車両後退表示投影装置の見かけの表面が地上面からの高さ1 mの位置から直接視認できないものは、この基準に適合するものとする。

五 (略)

4 (略)

(その他の灯火等の制限)

第218条 (略)

2～5 (略)

6 自動車には、次に掲げる灯火を除き、点滅する灯火または光度が増減する灯火（色度が変わることにより視感度が変化する灯火を含む。）を備えてはならない。

一～三 (略)

(新設)

四～二十三 (略)

7～15 (略)

(新設)

(新設)

(電気装置)

第253条の3 (略)

2 保安基準第65条の4第2項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

- 一 一般原動機付自転車に備える電気装置（第3号に掲げる一般原動機付自転車に備えるものを除く。）にあつては、協定規則第136号の規則5.及び6.に定める基準とする。
- 二 前号の規定（協定規則第136号の規則6.に限る。）にかかわらず、一般小型原動機付自転車に備える電気装置にあつては、次に掲げるいずれかの基準に適合すればよい。

イ 国際連合危険物輸送勧告（UN38.3）

ロ ヨーロッパ連合における統一規格（EN15194）

ハ 電気用品の技術上の基準を定める省令（平成25年経済産業省令第34号）（PSEマークが表示されているもの）
- 三 原動機用蓄電池として鉛蓄電池を備える一般原動機付自転車にあつては、次に掲げる基準に適合すること。

イ 電気配線は、被覆され、かつ、車体に定着されていること。

ロ 電気端子、電気開閉器その他火花を生ずるおそれのある電気装置は、乗車人員及び積載物品によって損傷、短絡等を生じないように、かつ、電気火花等によって乗車人員及び積載物品に危害を与えないように適当におおわれていること。この場合において、計器板裏面又は座席下部の密閉された箇所等に設置されている電気端子及び電気開閉器は、適当におおわれているものとする。

ハ 蓄電池は、振動等により移動し又は損傷することがないよう確実に取り付けられていること。この場合において、車室内の蓄電池は、木箱その他適当な絶縁物等によりおおわれている（蓄電池端子の部分（蓄電池箱の上側）が適当な絶縁物で完全におおわれていることをいい、蓄電池箱の横側あるいは下側は、絶縁物でおおわれていないものであってもよい。）ものとする。

(削る)

(電気装置)

第269条の3 (略)

2 (略)

3 保安基準第65条の4第2項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

- 一 一般原動機付自転車に備える電気装置（第3号に掲げる一般原動機付自転車に備えるものを除く。）にあつては、協定規則第136号の規則5.(5.2.1.、5.2.5.及び5.3.を除く。)及び6.に定める基準とする。ただし、一般原動機付自転車の振動等により移動し又は損傷することがないよう確実に取り付けられている原動機用蓄電池は、協定規則第136号の規則6.2.から6.4.まで及び6.12.に定める基準に適合するものとみなす。

(電気装置)

第253条の3 (略)

2 保安基準第65条の4第2項の告示で定める基準は、協定規則第136号の規則5.及び6.に定める基準とする。

(新設)

(新設)

(新設)

3 前項の規定（協定規則第136号の規則6.に限る。）にかかわらず、一般小型原動機付自転車に備える電気装置にあつては、次に掲げるいずれかの基準に適合すればよい。

- 一 国際連合危険物輸送勧告（UN38.3）
- 二 ヨーロッパ連合における統一規格（EN15194）
- 三 電気用品の技術上の基準を定める省令（平成25年経済産業省令第34号）（PSEマークが表示されているもの）

(電気装置)

第269条の3 (略)

2 (略)

3 保安基準第65条の4第2項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

- 一 一般原動機付自転車に備える電気装置にあつては、協定規則第136号の規則5.(5.2.1.、5.2.5.及び5.3.を除く。)及び6.に定める基準とする。ただし、一般原動機付自転車の振動等により移動し又は損傷することがないよう確実に取り付けられている原動機用蓄電池は、協定規則第136号の規則6.2.から6.4.まで及び6.12.に定める基準に適合するものとみなす。

二 (略)

三 原動機用蓄電池として鉛蓄電池を備える一般原動機付自転車に備える電気装置にあっては、次に掲げる基準とする。

イ 電気配線は、被覆され、かつ、車体に定着されていること。

ロ 電気端子、電気開閉器その他火花を生ずるおそれのある電気装置は、乗車人員及び積載物品によって損傷、短絡等を生じないように、かつ、電気火花等によって乗車人員及び積載物品に危害を与えないように適当におおわれていること。この場合において、計器板裏面又は座席下部の密閉された箇所等に設置されている電気端子及び電気開閉器は、適当におおわれているものとする。

ハ 蓄電池は、振動等により移動し又は損傷することがないよう確実に取り付けられていること。この場合において、車室内の蓄電池は、木箱その他適当な絶縁物等によりおおわれている（蓄電池端子の部分（蓄電池箱の上側）が適当な絶縁物で完全におおわれていることをいい、蓄電池箱の横側あるいは下側は、絶縁物でおおわれていないものであってもよい。）ものとする。

4 施行規則第62条の3第1項の規定により型式の認定を受けた一般原動機付自転車に備えられている電気装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた電気装置であって、その機能を損なう損傷等のないものは、前項第1号及び第3号の基準に適合するものとする。

（電気装置）

第285条の3 (略)

2 保安基準第65条の4第2項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一 一般原動機付自転車に備える電気装置（次号に掲げる一般原動機付自転車に備えるものを除く。）にあっては、次に掲げる基準とする。

イ 高電圧回路に使用する動力系の活電部の配線（エンクロージャ内に設置されている高電圧回路に使用する配線を除く。）は、橙色の被覆を施すことにより、他の電気配線と識別できるものであること。

ロ 導電性のバリヤ、エンクロージャ等の露出導電部への人体の接触による感電を防止するため、導電性のバリヤ、エンクロージャ等の露出導電部を直流電氣的に電氣的シャシに接続する電線、アース束線等による接続、溶接、ボルト締め等の締結状態は、その機能を損なうような緩み又は損傷がないものであること。

ハ 原動機用蓄電池は、振動等により移動し又は損傷することがないよう確実に取り付けられていること。

ニ 原動機用蓄電池は、一般原動機付自転車の動揺により電解液が漏れない構造であること。

二 原動機用蓄電池として鉛蓄電池を備える一般原動機付自転車に備える電気装置にあっては、次に掲げる基準とする。

イ 電気配線は、被覆され、かつ、車体に定着されていること。

ロ 電気端子、電気開閉器その他火花を生ずるおそれのある電気装置は、乗車人員及び積載物品によって損傷、短絡等を生じないように、かつ、電気火花等によって乗車人員及び積載物品に危害を与えないように適当におおわれていること。この場合において、計器板裏面又は座席下部の密閉された箇所等に設置されている電気端子及び電気開閉器は、適当におおわれているものとする。

二 (略)

（新設）

4 施行規則第62条の3第1項の規定により型式の認定を受けた一般原動機付自転車に備えられている電気装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた電気装置であって、その機能を損なう損傷等のないものは、前項第1号の基準に適合するものとする。

（電気装置）

第285条の3 (略)

2 保安基準第65条の4第2項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一 高電圧回路に使用する動力系の活電部の配線（エンクロージャ内に設置されている高電圧回路に使用する配線を除く。）は、橙色の被覆を施すことにより、他の電気配線と識別できるものであること。

二 導電性のバリヤ、エンクロージャ等の露出導電部への人体の接触による感電を防止するため、導電性のバリヤ、エンクロージャ等の露出導電部を直流電氣的に電氣的シャシに接続する電線、アース束線等による接続、溶接、ボルト締め等の締結状態は、その機能を損なうような緩み又は損傷がないものであること。

三 原動機用蓄電池は、振動等により移動し又は損傷することがないよう確実に取り付けられていること。

四 原動機用蓄電池は、一般原動機付自転車の動揺により電解液が漏れない構造であること。

ハ 蓄電池は、振動等により移動し又は損傷することがないよう確実に取り付けられていること。この場合において、車室内の蓄電池は、木箱その他適当な絶縁物等によりおおわれている（蓄電池端子の部分（蓄電池箱の上側）が適当な絶縁物で完全におおわれていることをいい、蓄電池箱の横側あるいは下側は、絶縁物でおおわれていないものであってもよい。）ものとする。

3 （略）
（電気装置）

第298条 （略）

2 特定小型原動機付自転車の電気装置の性能及び構造に関し、保安基準第66条の15第2項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一 特定小型原動機付自転車に備える電気装置（第4号に掲げる特定小型原動機付自転車に備えるものを除く。）にあっては、協定規則第136号の規則6.に定める基準とする。この場合において、次に掲げる基準のいずれかに適合するものは、この基準に適合するものとみなす。

イ～ハ （略）

二・三 （略）

四 原動機用蓄電池として鉛蓄電池を備える特定小型原動機付自転車に備える電気装置にあっては、次に掲げる基準とする。

イ 電気配線は、被覆され、かつ、車体に定着されていること。

ロ 電気端子、電気開閉器その他火花を生ずるおそれのある電気装置は、乗車人員及び積載物品によって損傷、短絡等を生じないように、かつ、電気火花等によって乗車人員及び積載物品に危害を与えないように適当におおわれていること。この場合において、座席下部の密閉された箇所等に設置されている電気端子及び電気開閉器は、適当におおわれているものとする。

ハ 蓄電池は、振動等により移動し又は損傷することがないよう確実に取り付けられていること。この場合において、車室内の蓄電池は、木箱その他適当な絶縁物等によりおおわれている（蓄電池端子の部分（蓄電池箱の上側）が適当な絶縁物で完全におおわれていることをいい、蓄電池箱の横側あるいは下側は、絶縁物でおおわれていないものであってもよい。）ものとする。

（電気装置）

第311条 （略）

2 （略）

3 特定小型原動機付自転車の電気装置の性能及び構造に関し、保安基準第66条の15第2項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一 特定小型原動機付自転車に備える電気装置（第4号に掲げる特定小型原動機付自転車に備えるものを除く。）にあっては、協定規則第136号の規則6.に定める基準とする。この場合において、次に掲げる基準のいずれかに適合するものは、この基準に適合するものとみなす。

イ～ハ （略）

二・三 （略）

四 原動機用蓄電池として鉛蓄電池を備える特定小型原動機付自転車に備える電気装置にあっては、次に掲げる基準とする。

イ 車室内の電気配線は、被覆され、かつ、車体に定着されていること。

3 （略）
（電気装置）

第298条 （略）

2 特定小型原動機付自転車の電気装置の性能及び構造に関し、保安基準第66条の15第2項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一 特定小型原動機付自転車に備える原動機用蓄電池にあっては、協定規則第136号の規則6.に定める基準とする。この場合において、次に掲げる基準のいずれかに適合するものは、この基準に適合するものとみなす。

イ～ハ （略）

二・三 （略）

（新設）

（電気装置）

第311条 （略）

2 （略）

3 特定小型原動機付自転車の電気装置の性能及び構造に関し、保安基準第66条の15第2項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一 特定小型原動機付自転車に備える原動機用蓄電池にあっては、協定規則第136号の規則6.に定める基準とする。この場合において、次に掲げる基準のいずれかに適合するものは、この基準に適合するものとみなす。

イ～ハ （略）

二・三 （略）

（新設）

ロ 車室内の電気端子、電気開閉器その他火花を生ずるおそれのある電気装置は、乗車人員及び積載物品によって損傷、短絡等を生じないように、かつ、電気火花等によって乗車人員及び積載物品に危害を与えないように適当におおわれていること。この場合において、座席下部の密閉された箇所等に設置されている電気端子及び電気開閉器は、適当におおわれているものとする。

ハ 蓄電池は、振動等により移動し又は損傷することがないよう確実に取り付けられていること。この場合において、車室内の蓄電池は、木箱その他適当な絶縁物等によりおおわれている（蓄電池端子の部分（蓄電池箱の上側）が適当な絶縁物で完全におおわれていることをいい、蓄電池箱の横側あるいは下側は、絶縁物でおおわれていないものであってもよい。）ものとする。

（電気装置）

第324条 （略）

2 特定小型原動機付自転車の電気装置の性能及び構造に関し、保安基準第66条の15第2項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一 特定小型原動機付自転車に備える電気装置（第4号に掲げる特定小型原動機付自転車に備えるものを除く。）にあっては、協定規則第136号の規則6.に定める基準とする。この場合において、次に掲げる基準のいずれかに適合するものは、この基準に適合するものとみなす。

イ～ハ （略）

二・三 （略）

四 原動機用蓄電池として鉛蓄電池を備える特定小型原動機付自転車に備える電気装置にあっては、次に掲げる基準とする。

イ 電気配線は、被覆され、かつ、車体に定着されていること。

ロ 電気端子、電気開閉器その他火花を生ずるおそれのある電気装置は、乗車人員及び積載物品によって損傷、短絡等を生じないように、かつ、電気火花等によって乗車人員及び積載物品に危害を与えないように適当におおわれていること。この場合において、座席下部の密閉された箇所等に設置されている電気端子及び電気開閉器は、適当におおわれているものとする。

ハ 蓄電池は、振動等により移動し又は損傷することがないよう確実に取り付けられていること。この場合において、車室内の蓄電池は、木箱その他適当な絶縁物等によりおおわれている（蓄電池端子の部分（蓄電池箱の上側）が適当な絶縁物で完全におおわれていることをいい、蓄電池箱の横側あるいは下側は、絶縁物でおおわれていないものであってもよい。）ものとする。

別添41 重量車排出ガスの測定方法

I J E05モード法

1. ～11. （略）

別表1～別表4 （略）

別紙1～別紙5 （略）

別紙6 P M測定

別紙6—1 P Mの測定方法及び測定要領

1. ・2. （略）

（電気装置）

第324条 （略）

2 特定小型原動機付自転車の電気装置の性能及び構造に関し、保安基準第66条の15第2項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一 特定小型原動機付自転車に備える原動機用蓄電池にあっては、協定規則第136号の規則6.に定める基準とする。この場合において、次に掲げる基準のいずれかに適合するものは、この基準に適合するものとみなす。

イ～ハ （略）

二・三 （略）

（新設）

別添41 重量車排出ガスの測定方法

I J E05モード法

1. ～11. （略）

別表1～別表4 （略）

別紙1～別紙5 （略）

別紙6 P M測定

別紙6—1 P Mの測定方法及び測定要領

1. ・2. （略）

3. P M質量の算出

3.1. フィルタ重量の浮力補正

P M捕集前のフィルタ重量及びP M捕集後のフィルタ重量について、それぞれ次式により浮力補正し、浮力補正後のP M捕集前フィルタ重量を W_{fb} 、P M捕集後のフィルタ重量を W_{fa} とする。

$$W_{corr}=W_{uncorr}\times\left(\frac{1-\frac{\rho_{air}}{\rho_{weight}}}{1-\frac{\rho_{air}}{\rho_{media}}}\right)$$

W_{corr} : P M又はPMb用捕集フィルタ重量 (浮力補正後)

W_{uncorr} : P M又はPMb用捕集フィルタ重量 (浮力補正前)

ρ_{air} : 天秤環境中の空気密度

$$\rho_{air}=\frac{p_{abs}\times M_{mix}}{R\times T_{amb}}$$

p_{abs} : 天秤環境中の絶対圧力 (kPa)

M_{mix} : 天秤環境中の標準湿度状態 (温度282.65 Kの飽和湿度) における空気のモル質量＝28.836 (g /mol)

R : 分子ガス定数＝8.3144

T_{amb} : 天秤環境中の絶対環境温度 (K)

ρ_{weight} : 天秤の校正に用いる校正分銅の密度 (kg /m³)
ステンレス鋼の場合＝8000kg /m³
その他の場合は、天秤製造メーカーの仕様に従うこと。

ρ_{media} : P Mサンプル媒体の密度 (kg /m³)
炭化フッ素皮膜ガラス繊維フィルタの場合＝2300kg /m³
媒体質量の95%を占めるポリメチルペンテン (PMP) のサポート・リングがついたPTFE薄膜 (フィルム) 媒体の場合＝920kg /m³
PTFEのサポート・リングがついたPTFE薄膜 (フィルム) 媒体の場合＝2144kg /m³
ポリメチルペンテン (PMP) 又はPTFEと同等の不活性材料のサポート・リングがついたPTFE薄膜 (フィルム) 媒体の場合は、製造メーカー指定の密度を使用

3.2. (略)

別紙6－2・別紙6－3 (略)

別紙6－4 捕集フィルタ

1. P M及びPMbを捕集する捕集フィルタは次の要件に適合すること。

- (1) 捕集フィルタの材質は、炭化フッ素皮膜ガラス繊維フィルタ又はポリテトラフルオロエチレン (PTFE) 膜フィルタとすること。また、ポリテトラフルオロエチレン (PTFE) 膜フィルタにおいては、フィルタとフィルタホルダーのシールのために、フィルタ材料の外周に不活性ポリマーリングを接着することができる。不活性ポリマーリングはポリメチルペンテン (PMP)、PTFEまたは試験機関との事前の合意があれば同等の不活性材料を使用してもよい。

(2)・(3) (略)

3. P M質量の算出

3.1. フィルタ重量の浮力補正

P M捕集前のフィルタ重量及びP M捕集後のフィルタ重量について、それぞれ次式により浮力補正し、浮力補正後のP M捕集前フィルタ重量を W_{fb} 、P M捕集後のフィルタ重量を W_{fa} とする。

$$W_{corr}=W_{uncorr}\times\left(\frac{1-\frac{\rho_{air}}{\rho_{weight}}}{1-\frac{\rho_{air}}{\rho_{media}}}\right)$$

W_{corr} : P M又はPMb用捕集フィルタ重量 (浮力補正後)

W_{uncorr} : P M又はPMb用捕集フィルタ重量 (浮力補正前)

ρ_{air} : 天秤環境中の空気密度

$$\rho_{air}=\frac{p_{abs}\times M_{mix}}{R\times T_{amb}}$$

p_{abs} : 天秤環境中の絶対圧力 (kPa)

M_{mix} : 天秤環境中の標準湿度状態 (温度282.65 Kの飽和湿度) における空気のモル質量＝28.836 (g /mol)

R : 分子ガス定数＝8.3144

T_{amb} : 天秤環境中の絶対環境温度 (K)

ρ_{weight} : 天秤の校正に用いる校正分銅の密度 (kg /m³)
ステンレス鋼の場合＝8000kg /m³
その他の場合は、天秤製造メーカーの仕様に従うこと。

ρ_{media} : P Mサンプル媒体の密度 (kg /m³)
炭化フッ素皮膜ガラス繊維フィルタの場合＝2300kg /m³
媒体質量の95%を占めるポリメチルペンテン (PMP) のサポート・リングがついたPTFE薄膜 (フィルム) 媒体の場合＝920kg /m³
PTFEのサポート・リングがついたPTFE薄膜 (フィルム) 媒体の場合＝2144kg /m³

3.2. (略)

別紙6－2・別紙6－3 (略)

別紙6－4 捕集フィルタ

1. P M及びPMbを捕集する捕集フィルタは次の要件に適合すること。

- (1) 捕集フィルタの材質は、炭化フッ素皮膜ガラス繊維フィルタ又はポリテトラフルオロエチレン (PTFE) 膜フィルタとすること。

(2)・(3) (略)

別紙6―5・別紙6―6 (略)

別紙7～別紙8 (略)

Ⅱ WHDCモード法

1.～8. (略)

9. 測定機器の仕様と検定

9.1.～9.3. (略)

9.4. PMの測定及びサンプリングシステム

9.4.1.～9.4.3. (略)

9.4.4. PM捕集フィルタ

希釈された排気は、試験シーケンス中、9.4.4.1.から9.4.4.3.までの要件に適合するフィルタによってサンプルを採取する。

9.4.4.1. フィルタの仕様

全てのフィルタタイプは、 $0.3\mu\text{m}$ のDOP（ジオクチルフタレート）の収集効率が少なくとも99%であること。フィルタの材料は以下のいずれかとする。

(a) フルオロカーボン（PTFE）コーティングを施したガラス繊維

(b) フルオロカーボン（PTFE）膜

また、フィルタとフィルタホルダーのシールのために、フィルタ材料の外周に不活性ポリマーリングを接着することができる。不活性ポリマーリングはポリメチルペンテン（PMP）、PTFEまたは試験機関との事前の合意があれば同等の不活性材料を使用してもよい。

9.4.4.2.・9.4.4.3. (略)

9.4.5.・9.4.6. (略)

9.5. (略)

10. 粒子数測定試験手順

10.1.・10.2. (略)

10.3. 粒子数サンプル流量の補正一分流希釈システム

10.3.1. (略)

10.3.2. サンプリングの比例制御において使用した分流希釈システムへの瞬時排出ガス流量(q_{mp})は、以下の(a)又は(b)の方法により補正すること。

(a) 抽出された粒子数サンプル流を廃棄する場合は、9.4.6.2.の式(83)を以下に置き換えるものとする。

$$q_{mp}=q_{mdew}-q_{mdw}+q_{ex} \quad (93)$$

q_{mp} : 分流希釈システムへの排出ガスサンプル質量流量 [kg/s]

q_{mdew} : 希釈排出ガス質量流量 [kg/s]

q_{mdw} : 希釈空気質量流量 [kg/s]

q_{ex} : 粒子数サンプル質量流量 [kg/s]

分流システムコントローラに送る q_{ex} 信号は、常に q_{mdew} の0.1%以内の精度とし、かつ、少なくとも1 Hzの周波数で送ること。この場合において、信号は5 Hz以上のサンプルの1秒平均値を1 Hzで送るものでよい。

別紙6―5・別紙6―6 (略)

別紙7～別紙8 (略)

Ⅱ WHDCモード法

1.～8. (略)

9. 測定機器の仕様と検定

9.1.～9.3. (略)

9.4. PMの測定及びサンプリングシステム

9.4.1.～9.4.3. (略)

9.4.4. PM捕集フィルタ

希釈された排気は、試験シーケンス中、9.4.4.1.から9.4.4.3.までの要件に適合するフィルタによってサンプルを採取する。

9.4.4.1. フィルタの仕様

全てのフィルタタイプは、 $0.3\mu\text{m}$ のDOP（ジオクチルフタレート）の収集効率が少なくとも99%であること。フィルタの材料は以下のいずれかとする。

(a) フルオロカーボン（PTFE）コーティングを施したガラス繊維

(b) フルオロカーボン（PTFE）膜

9.4.4.2.・9.4.4.3. (略)

9.4.5.・9.4.6. (略)

9.5. (略)

10. 粒子数測定試験手順

10.1.・10.2. (略)

10.3. 粒子数サンプル流量の補正一分流希釈システム

10.3.1. (略)

10.3.2. サンプリングの比例制御において使用した分流希釈システムへの瞬時排出ガス流量(q_{mp})は、以下の(a)又は(b)の方法により補正すること。

(a) 抽出された粒子数サンプル流を廃棄する場合は、9.4.6.2.の式(83)を以下に置き換えるものとする。

$$q_{mp}=q_{mdew}-q_{mdw}+q_{ex} \quad (93)$$

q_{mp} : 分流希釈システムへの排出ガスサンプル質量流量 [kg/s]

q_{mdew} : 希釈排出ガス質量流量 [kg/s]

q_{mdw} : 希釈空気質量流量 [kg/s]

q_{ex} : 粒子数サンプル質量流量 [kg/s]

分流システムコントローラに送る q_{ex} 信号は、常に q_{mdew} の0.1%以内の精度とし、かつ、少なくとも1 Hzの周波数で送ること。

(b) 抽出された粒子数サンプル流を、すべて又は部分的に廃棄するが、等価流を流量測定装置の上流で分流希釈システムに戻す場合は、9.4.6.2.の式(83)を以下に置き換えるものとする。

$$q_{mp}=q_{mdew}-q_{mdw}+q_{ex}-q_{sw} \quad (94)$$

q_{mp} : 分流希釈システムへの排出ガスサンプル質量流量 [kg／s]

q_{mdew} : 希釈排出ガス質量流量 [kg／s]

q_{mdw} : 希釈空気質量流量 [kg／s]

q_{ex} : 粒子数サンプル質量流量 [kg／s]

q_{sw} : 粒子数サンプル質量流量を補正するために分流希釈トンネルに戻した質量流量 [kg／s]

分流システムコントローラに送る q_{ex} と q_{sw} の差は、常に q_{mdew} の0.1％以内の精度とする。信号は、少なくとも1 Hzの周波数で送ること。この場合において、信号は5 Hz以上のサンプルの1秒平均値を1 Hzで送るものでよい。

10.3.3.・10.3.4. (略)

10.4. (略)

別紙1～別紙10 (略)

Ⅲ～Ⅶ (略)

別添42 軽・中量車排出ガスの測定方法

I (略)

II W L T Cモード法

1. (略)

2. 試験方法等

W L T Cモード法に関する試験方法等は、協定規則第154号の附則Bに定める基準(4フェーズW L T Cによる評価及びレベル1 Aに係る規定を除く。)及び別紙2 (ガソリン又はL P Gを燃料とする自動車に限る。)に定める試験方法等とする。この場合において、レベル1 Bに関する規定の適用に関し、必要な事項は次のとおりとする。

2.1. 協定規則第154号中、次に掲げる規定は適用しない。

(1) 附則B 1の8.の規定 (ただし、電気自動車の場合に限る。)

(2) 附則B 6の2.6.8.4.及び2.6.8.5.の規定

(3) 附則B 10の規定

2.2. エンジン出力 (P_{rated}) については、協定規則第154号3.7.1.の規定にかかわらず、諸元表に記載されたエンジン出力 (ただし、電気自動車にあっては諸元表に記載されたモーター出力の合算値) とすることができる。

2.3. 最高速度 (v_{max}) については、協定規則第154号3.7.2.の規定にかかわらず、試験自動車の諸元表記載の最高速度をkm／hで表した値とする。

2.4. W L T Cについては、協定規則第154号の附則B 1の3.の規定にかかわらず、同附則の2.3.に規定する自動車の低速フェーズは別紙1の表1を、同附則の2.3.1.1.に規定する自動車の中速フェーズは同別紙の表2を、高速フェーズは同別紙の表3を、同附則の2.3.1.2.に規定する自動車の中速フェーズは同別紙の表4を、高速フェーズは同別紙の表5を、同附則の2.2.に規定する自動車の低速フェーズは同別紙の表6を、中速フェーズは同別紙の表7を、高速フェーズは同別紙の表8を、同附則の2.1.に規定する自動車の低速フェーズは同別紙の表9を、中速フェーズは同別紙の表10を適用するものとする。

(b) 抽出された粒子数サンプル流を、すべて又は部分的に廃棄するが、等価流を流量測定装置の上流で分流希釈システムに戻す場合は、9.4.6.2.の式(83)を以下に置き換えるものとする。

$$q_{mp}=q_{mdew}-q_{mdw}+q_{ex}-q_{sw} \quad (94)$$

q_{mp} : 分流希釈システムへの排出ガスサンプル質量流量 [kg／s]

q_{mdew} : 希釈排出ガス質量流量 [kg／s]

q_{mdw} : 希釈空気質量流量 [kg／s]

q_{ex} : 粒子数サンプル質量流量 [kg／s]

q_{sw} : 粒子数サンプル質量流量を補正するために分流希釈トンネルに戻した質量流量 [kg／s]

分流システムコントローラに送る q_{ex} と q_{sw} の差は、常に q_{mdew} の0.1％以内の精度とする。信号は、少なくとも1 Hzの周波数で送ること。

10.3.3.・10.3.4. (略)

10.4. (略)

別紙1～別紙10 (略)

Ⅲ～Ⅶ (略)

別添42 軽・中量車排出ガスの測定方法

I (略)

II W L T Cモード法

1. (略)

2. 試験方法等

W L T Cモード法に関する試験方法等は、協定規則第154号第2改訂版補足第2改訂版又は協定規則第154号の附則Bに定める基準及び別紙2 (ガソリン又はL P Gを燃料とする自動車に限る。)に定める試験方法等とする。この場合において、協定規則第154号第2改訂版補足第2改訂版の附則Bに定める試験方法の規定の適用に関し必要な事項は次のとおりとする。

2.1. 協定規則第154号第2改訂版補足第2改訂版中、次に掲げる規定は適用しない。

(1) レベル1 Aに関する規定

(2) 附則B 1の2.3.2.及び8.の規定 (ただし、電気自動車の場合に限る。)

(3) 附則B 6の2.6.8.4.及び2.6.8.5.の規定

2.2. エンジン出力 (P_{rated}) については、協定規則第154号第2改訂版補足第2改訂版3.7.1.の規定にかかわらず、諸元表に記載されたエンジン出力 (ただし、電気自動車にあっては諸元表に記載されたモーター出力の合算値) とする。

2.3. 最高速度 (v_{max}) については、協定規則第154号第2改訂版補足第2改訂版3.7.2.の規定にかかわらず、試験自動車の諸元表記載の最高速度をkm／hで表した値とする。

2.4. W L T Cについては、協定規則第154号第2改訂版補足第2改訂版の附則B 1の3.の規定にかかわらず、同附則の2.3.に規定する自動車の低速フェーズは別紙1の表1を、同附則の2.3.1.1.に規定する自動車の中速フェーズは同別紙の表2を、高速フェーズは同別紙の表3を、同附則の2.3.1.2.に規定する自動車の中速フェーズは同別紙の表4を、高速フェーズは同別紙の表5を、同附則の2.2.に規定する自動車の低速フェーズは同別紙の表6を、中速フェーズは同別紙の表7を、高速フェーズは同別紙の表8を、同附則の2.1.に規定する自動車の低速フェーズは同別紙の表9を、中速フェーズは同別紙の表10を適用するものとする。

2.5. $P_{wot}(n)$ については、協定規則第154号の附則B 2の2.(h)の規定にかかわらず、 n_{idle} から n_{rated} まで又は n_{max} 若しくは $(n/v)(n_{gvmax}) \times v_{max}$ のいずれか高い値までのエンジン回転速度範囲にわたる全負荷出力曲線とし、 $(n/v)(n_{gvmax})$ については、ギヤ n_{gmax} についてエンジン回転速度 n を車速 v で除して得られる比率 (rpm/ (km/h)) (ただし、線形補間によって連続的なデータセットの中間点の計算を実行できるように、全負荷出力曲線は十分な数のデータセット (n, P_{wot}) からなるものとし、また、1 番目のデータセットは、 n_{idle} 又はそれより低い位置とする。)とする。
(削る)

2.6. 協定規則第154号の附則B 6の1.2.3.2. 中「AER」とあるのは「 R_{cda} 」と、同附則のTable A6/1の表中「AER Paragraph 4.4.1.1. of Annex B8.」とあるのは「 R_{cda} Paragraph 4.4.5. of Annex B8.」と、同附則のTable A6/2のFor OVC-HEVs charge-depleting Type 1 tests.の表中「For Level 1A and 4-phase WLTP test in Level 2: AER」とあるのは「 R_{cda} 」と読み替えるものとする。

3. 一般要件

3.1. 電子装置のセキュリティ
排出ガス発散防止装置を制御する電子装置を備える自動車にあっては、協定規則第154号6.1.7.に定める基準に適合するものであること。

別紙1 (略)

別紙2 アイドリング運転における排出ガスの測定

1. アイドリング運転における排出ガスの測定

(1) アイドリング運転における排出ガスの測定は、試験自動車をシャシダイナモメータ上に配置し、 60 ± 2 km/hの定速で十分に暖機した後、速やかに、変速位置をニュートラル又は駐車とし試験自動車の排気管から大気中に排出される排出物に含まれるCO、HC及びCO₂の濃度を非分散形赤外線分析計 (NDIR) により測定することにより行う。この場合において、濃度測定時のエンジン回転速度、及び必要に応じ、吸気マニホールド内圧力を併せて測定する。ただし、排出ガスの採取は、CVS装置によらず、排気管から直接に行うものとする。なお、非分散形赤外線分析計 (NDIR) の校正に用いる校正ガスについては協定規則第154号の附則B 5の6.に規定する校正ガス又は次に掲げるものを使用するものとする。

(a)・(b) (略)

(2) (略)

別添49 燃料蒸発ガスの測定方法

1. (略)

2. 試験方法等

燃料蒸発ガスの排出量の測定に関する試験方法等については、別添42のⅡの2.の規定を準用する。この場合において、同別添Ⅱの2. 中「附則B」とあるのは「附則C 3」と、「及び別紙2 (ガソリン又はLPGを燃料とする自動車に限る。)」に定める試験方法等とする。」とあるのは「と
する。」と読み替えるものとする。

2.5. $P_{wot}(n)$ については、協定規則第154号第2改訂版補足第2改訂版の附則B 2の2.(h)の規定にかかわらず、 n_{idle} から n_{rated} まで又は n_{max} 若しくは $(n/v)(n_{gvmax}) \times v_{max}$ のいずれか高い値までのエンジン回転速度範囲にわたる全負荷出力曲線とし、 $(n/v)(n_{gvmax})$ については、ギヤ n_{gmax} についてエンジン回転速度 n を車速 v で除して得られる比率 (rpm/ (km/h)) (ただし、線形補間によって連続的なデータセットの中間点の計算を実行できるように、全負荷出力曲線は十分な数のデータセット (n, P_{wot}) からなるものとし、また、1 番目のデータセットは、 n_{idle} 又はそれより低い位置とする。)とする。

2.6. 協定規則第154号第2改訂版補足第2改訂版の附則B 8における電気自動車の分類については、同附則の1.4.、1.4.1. 及び1.4.2. の規定にかかわらず、同規則の附則B 1の2.の規定(ただし、2.3.2. の規定を除く。)を適用し、このうち、附則B 1の2.1. 及び2.2. が適用される電気自動車の試験手順については、同規則の附則B 8のTableA 8/3の表にかかわらず、同附則の3.4.4.1. の規定に従うものとする。

2.7. 協定規則第154号第2改訂版補足第2改訂版の附則B 6の1.2.3.2. 中「AER」とあるのは「 R_{cda} 」と、同附則のTable A6/1の表中「AER Paragraph 4.4.1.1. of Annex B8.」とあるのは「 R_{cda} Paragraph 4.4.5. of Annex B8.」と、同附則のTable A6/2のFor OVC-HEVs chargedepleting Type 1 tests.の表中「For Level 1A: AER」とあるのは「 R_{cda} 」と読み替えるものとする。

3. 一般要件

3.1. 電子装置のセキュリティ
排出ガス発散防止装置を制御する電子装置を備える自動車にあっては、協定規則第154号第2改訂版補足第2改訂版又は協定規則第154号の6.1.7.に定める基準に適合するものであること。

別紙1 (略)

別紙2 アイドリング運転における排出ガスの測定

1. アイドリング運転における排出ガスの測定

(1) アイドリング運転における排出ガスの測定は、試験自動車をシャシダイナモメータ上に配置し、 60 ± 2 km/hの定速で十分に暖機した後、速やかに、変速位置をニュートラル又は駐車とし試験自動車の排気管から大気中に排出される排出物に含まれるCO、HC及びCO₂の濃度を非分散形赤外線分析計 (NDIR) により測定することにより行う。この場合において、濃度測定時のエンジン回転速度、及び必要に応じ、吸気マニホールド内圧力を併せて測定する。ただし、排出ガスの採取は、CVS装置によらず、排気管から直接に行うものとする。なお、非分散形赤外線分析計 (NDIR) の校正に用いる校正ガスについては協定規則第154号第2改訂版補足第2改訂版及び協定規則第154号の附則B 5の6.に規定する校正ガス又は次に掲げるものを使用するものとする。

(a)・(b) (略)

(2) (略)

別添49 燃料蒸発ガスの測定方法

1. (略)

2. 試験方法等

燃料蒸発ガスの排出量の測定に関する試験方法等については、別添42のⅡの2.の規定を準用する。この場合において、同別添Ⅱの2. 中「附則B」とあるのは「附則C 3」と、「及び別紙2 (ガソリン又はLPGを燃料とする自動車に限る。)」に定める試験方法等とする。」とあるのは「と
する。」と読み替えるものとする。

2. 1. 炭化水素分析計の燃料ガスについては、協定規則第154号の附則 C 3 の4. 7. 1. にかかわらず、H C 燃料ガス（ 40 ± 2 % 水素、平衡ヘリウム又は窒素、C_i 当量が 1 ppm未満の H C、400 ppm未満の CO₂）を用いることができる。
2. 2. 試験に使用する燃料の標準規格については、協定規則第154号の附則 B 3 に規定するもの及び別添16の別紙に掲げるとおりとする。
3. 一般要件
- 自動車は、燃料キャップの紛失による過剰な燃料蒸発ガスの放出を防止するための対策を講じるものとして、協定規則第154号6. 1. 6. に定める基準に適合するものであること。

別添52 灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準

1. ・2. (略)
3. 一般規定
3. 1. ～3. 26. (略)
3. 27. 自動車製作者等は、自動車（被牽引自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。）から前照灯、制動灯、補助制動灯、車幅灯及び尾灯に供給する電源電圧が以下の要件に適合していることを証明するものとする。この場合において、当該電源電圧は当該車両が自動車製作者等の申告する代表的な一定電圧となる状態で測定するものとする。
3. 27. 1. ・3. 27. 2. (略)
3. 27. 3. 3. 27. 1. 及び3. 27. 2. の規定は、灯火器の一部として次に掲げるものが含まれるものには適用しないものとする。
- (a) 光源電子制御装置
- (b) 可変光度制御
- (c) 協定規則第128号に従って認可された光源
3. 27. 4. (略)
3. 28. ～3. 33. (略)
4. 個別規定
4. 1. ～4. 5. (略)
4. 6. 方向指示器
4. 6. 1. ～4. 6. 6. (略)
4. 6. 7. 電気結線
4. 6. 7. 1. 方向指示器は、他の灯火の点灯状態に係らず点灯操作及び消灯操作が行えるものであり、かつ、車両中心面に対し同一の側に備える全ての方向指示器が、該当する協定規則に従って自動的に点灯操作及び消灯操作される場合を除き、1つの操作により点灯操作及び消灯操作され、同時に点滅する構造でなければならない。
4. 6. 7. 2. ～4. 6. 7. 4. (略)
4. 6. 8. ・4. 6. 9. (略)
4. 7. ～4. 29. (略)
4. 30. 車両後退表示投影装置
4. 30. 1. ～4. 30. 3. (略)

2. 1. 炭化水素分析計の燃料ガスについては、協定規則第154号第2改訂版補足第2改訂版の附則 C 3 の4. 7. 1. にかかわらず、H C 燃料ガス（ 40 ± 2 % 水素、平衡ヘリウム又は窒素、C_i 当量が 1 ppm未満の H C、400ppm未満の CO₂）を用いることができる。
2. 2. 試験に使用する燃料の標準規格については、協定規則第154号第2改訂版補足第2改訂版の附則 B 3 に規定するもの及び別添16の別紙に掲げるとおりとする。
3. 一般要件
- 自動車は、燃料キャップの紛失による過剰な燃料蒸発ガスの放出を防止するための対策を講じるものとして、協定規則第154号第2改訂版補足第2改訂版又は協定規則第154号の6. 1. 6. に定める基準に適合するものであること。

別添52 灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準

1. ・2. (略)
3. 一般規定
3. 1. ～3. 26. (略)
3. 27. 自動車製作者等は、自動車（被牽引自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。）から前照灯、制動灯、補助制動灯、車幅灯及び尾灯に供給する電源電圧が以下の要件に適合していることを証明するものとする。この場合において、当該電源電圧は当該車両が自動車製作者等の申告する代表的な一定電圧となる状態で測定するものとする。
3. 27. 1. ・3. 27. 2. (略)
3. 27. 3. 3. 27. 1. 及び3. 27. 2. の規定は、灯火器の一部として光源電子制御装置又は可変光度制御が含まれるものには適用しないものとする。
3. 27. 4. (略)
3. 28. ～3. 33. (略)
4. 個別規定
4. 1. ～4. 5. (略)
4. 6. 方向指示器
4. 6. 1. ～4. 6. 6. (略)
4. 6. 7. 電気結線
4. 6. 7. 1. 方向指示器は、他の灯火の点灯状態に係らず点灯操作及び消灯操作が行えるものであり、かつ、1つの操作により車両中心面に対し同一の側の方向指示器が同時に点滅する構造でなければならない。
4. 6. 7. 2. ～4. 6. 7. 4. (略)
4. 6. 8. ・4. 6. 9. (略)
4. 7. ～4. 29. (略)
4. 30. 車両後退表示投影装置
4. 30. 1. ～4. 30. 3. (略)

4. 30. 4. 取付位置

車両後退表示投影装置は、4. 30. 5.、4. 30. 6. 及び4. 30. 9. の規定に適合するよう取り付けられなければならない。

4. 30. 5. ～4. 30. 8. (略)

4. 30. 9. その他の要件

4. 30. 9. 1. いかなる車両後退表示投影装置の見かけの表面も、車両最前端及び最後端から10m離れた位置にある車両中心面に鉛直な平面上並びに最外側から10m離れた位置にある車両中心面に平行な平面上の、地上 1 mから 3 mの位置から、直接視認できないことを別紙11に示す目視試験又はシミュレーション等の方法により確認しなければならない。

この場合において、協定規則第148号の規則5. 12. 1. 2. (a)に適合する場合は、本要件を満たすものとみなす。

4. 30. 9. 2. 4. 30. 9. 1. の要件が満たされない場合には、協定規則第148号の規則5. 12. 1. 2. (b)が適用されるものとする。

別紙 1 ～別紙15 (略)

別添55 前照灯洗浄器の技術基準

1. 適用範囲

本技術基準は、自動車に備える前照灯洗浄器に適用する（保安基準第32条第13項関係）。

なお、本技術基準は、協定規則第45号と調和したものである。

2. 定義

2. 1. 「前照灯洗浄器」とは、保安基準第32条第13項の前照灯洗浄器をいい、前照灯のレンズ面の全部又は一部を洗浄するために自動車に備える装置をいう。

2. 2. ～2. 7. (略)

3. 一般要件

3. 1. 前照灯洗浄器は、本技術基準4. に定める洗浄効率を成し遂げる為に、主要なすれ違いビームを発するすれ違い用前照灯（走行用前照灯を洗浄する性能を有する前照灯洗浄器にあっては、主要なすれ違いビームを発するすれ違い用前照灯及び走行用前照灯）のレンズ面を十分洗浄する設計及び構造でなければならない。

3. 1. 1. 配光可変型前照灯に備える前照灯洗浄器は、保安基準第32条第12項の規定に従って前照灯洗浄機を備える必要のある配光可変型前照灯のレンズ面を十分洗浄する設計及び構造でなければならない。

3. 2. ・3. 3. (略)

4. (略)

別紙 1 (略)

別添56 前照灯洗浄器及び前照灯洗浄器取付装置の技術基準

1. 適用範囲

本技術基準は、自動車に備える前照灯洗浄器及び前照灯洗浄器取付装置に適用する。（保安基準第32条第14項関係）

なお、本技術基準は、協定規則第45号と調和したものである。

2. 定義

2. 1. 「前照灯洗浄器」とは、保安基準第32条第13項の前照灯洗浄器をいい、前照灯のレンズ面の全部又は一部を洗浄するために自動車に備える装置をいう。

4. 30. 4. 取付位置

車両後退表示投影装置は、4. 30. 5.、4. 30. 6.及び4. 30. 9.の規定に適合するよう取り付けられなければならない。

4. 30. 5. ～4. 30. 8. (略)

4. 30. 9. その他の要件

4. 30. 9. 1. いかなる車両後退表示投影装置の見かけの表面も、車両最前端及び最後端から10m離れた位置にある車両中心面に鉛直な平面上並びに最外側から10m離れた位置にある車両中心面に平行な平面上の、地上面からの高さ 1 mから 3 mの位置から、直接視認できないことを別紙11に示す目視試験又はシミュレーション等の方法により確認しなければならない。

この場合において、協定規則第148号の規則5. 12. 1. 2. (a)に適合する場合は、本要件を満たすものとみなす。

4. 30. 9. 2. 4. 30. 9. 1. の要件が満たされない場合には、協定規則第148号の規則5. 12. 1. 2. (b)が適用されるものとする。

別紙 1 ～別紙15 (略)

別添55 前照灯洗浄器の技術基準

1. 適用範囲

本技術基準は、自動車に備える前照灯洗浄器に適用する（保安基準第32条第12項関係）。

なお、本技術基準は、協定規則第45号と調和したものである。

2. 定義

2. 1. 「前照灯洗浄器」とは、保安基準第32条第9項の前照灯洗浄器をいい、前照灯のレンズ面の全部又は一部を洗浄するために自動車に備える装置をいう。

2. 2. ～2. 7. (略)

3. 一般要件

3. 1. 前照灯洗浄器は、本技術基準4. に定める洗浄効率を成し遂げる為に、主要なすれ違いビームを発するすれ違い用前照灯（走行用前照灯を洗浄する性能を有する前照灯洗浄器にあっては、主要なすれ違いビームを発するすれ違い用前照灯及び走行用前照灯）のレンズ面を十分洗浄する設計及び構造でなければならない。

3. 1. 1. 配光可変型前照灯に備える前照灯洗浄器は、保安基準第32条第11項の規定に従って前照灯洗浄機を備える必要のある配光可変型前照灯のレンズ面を十分洗浄する設計及び構造でなければならない。

3. 2. ・3. 3. (略)

4. (略)

別紙 1 (略)

別添56 前照灯洗浄器及び前照灯洗浄器取付装置の技術基準

1. 適用範囲

本技術基準は、自動車に備える前照灯洗浄器及び前照灯洗浄器取付装置に適用する。（保安基準第32条第13項関係）

なお、本技術基準は、協定規則第45号と調和したものである。

2. 定義

2. 1. 「前照灯洗浄器」とは、保安基準第32条第9項の前照灯洗浄器をいい、前照灯のレンズ面の全部又は一部を洗浄するために自動車に備える装置をいう。

2. 2. 「前照灯洗浄器及び前照灯洗浄器取付装置」とは、保安基準第32条第14項の自動車に取り付けられた前照灯洗浄器をいい、前照灯洗浄器及び前照灯洗浄器の取付けに係る装置をいう。
2. 3. (略)
3. (略)
- 別添119 路上走行時のディーゼル軽・中量車排出ガスに関する技術基準
1. (略)
2. 試験方法等
- 路上走行時の排出ガス試験に関する試験方法等は、協定規則第168号に定める試験方法等とする。この場合において、協定規則第168号に定める試験方法等の規定の適用に関し、必要な事項は次のとおりとする。
2. 1. 協定規則第168号中、次に掲げる規定は適用しない。
- (1) 4フェーズWLT Cによる評価及びレベル1 Aに関する規定
- (2) (略)
- (3) 本則の規則1.、4.、5.、6. 4. 1. 1. から6. 4. 1. 3. まで、6. 5. 2.、11. 2.、11. 3. 及び12. から16. まで並びに附則 1 から附則 3 まで及び附則12の規定
- (4)・(5) (略)
2. 2. ～2. 11. (略)
2. 12. 移動平均ウィンドウ法に用いる試験自動車のCO₂排出量の基準値 $M_{CO_2, ref}$ については、協定規則第168号の附則 8 の3. 1. の規定にかかわらず、協定規則第154号の附則 B に基づく測定値又は補間値を使用することができるものとする。
2. 13. (略)
3. 特別要件
3. 1. (略)
3. 1. 1. (略)
3. 1. 2. (略)
- 別添124 継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準
1. ・2. (略)
3. 継続検査用OBDの技術的要件
- 継続検査用OBDは、3. 1. 又は3. 2. の要件を満たすものでなければならない。ただし、当該自動車の構造上適合することが不可能な場合であって、独立行政法人自動車技術総合機構が試験の実施に影響しないと判断した場合は、この限りでない。
3. 1. (略)
3. 2. 協定規則第154号の附則 C 5 付録 1 の6. 5. 3. 1. 及び6. 5. 3. 2. の規定又は別添48「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」IV. 2. 6. 3. の規定を満たすものであること。

2. 2. 「前照灯洗浄器及び前照灯洗浄器取付装置」とは、保安基準第32条第10項の自動車に取り付けられた前照灯洗浄器をいい、前照灯洗浄器及び前照灯洗浄器の取付けに係る装置をいう。
2. 3. (略)
3. (略)
- 別添119 路上走行時のディーゼル軽・中量車排出ガスに関する技術基準
1. (略)
2. 試験方法等
- 路上走行時の排出ガス試験に関する試験方法等は、協定規則第168号に定める試験方法等とする。この場合において、協定規則第168号に定める試験方法等の規定の適用に関し必要な事項は次のとおりとする。
2. 1. 協定規則第168号中、次に掲げる規定は適用しない。
- (1) 4フェーズWLT Cによる評価に関する規定
- (2) (略)
- (3) 本則の規則1.、4.、5.、6. 4. 1. 1. から6. 4. 1. 3. まで、6. 5. 2.、10. 8.、11. 2.、11. 3. 及び12. から16. まで並びに附則 1 から附則 3 まで及び附則12の規定
- (4)・(5) (略)
2. 2. ～2. 11. (略)
2. 12. 移動平均ウィンドウ法に用いる試験自動車のCO₂排出量の基準値 $M_{CO_2, ref}$ については、協定規則第168号の附則 8 の3. 1. の規定にかかわらず、協定規則第154号第2改訂版補足第2改訂版又は協定規則第154号の附則 B に基づく測定値又は補間値を使用することができるものとする。
2. 13. (略)
3. 特別要件
4. 1. (略)
4. 1. 1. (略)
4. 1. 2. (略)
- 別添124 継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準
1. ・2. (略)
3. 継続検査用OBDの技術的要件
- 継続検査用OBDは、3. 1. 又は3. 2. の要件を満たすものでなければならない。ただし、当該自動車の構造上適合することが不可能な場合であって、独立行政法人自動車技術総合機構が試験の実施に影響しないと判断した場合は、この限りでない。
3. 1. (略)
3. 2. 協定規則第154号第2改訂版補足第2改訂版若しくは協定規則第154号の附則 C 5 付録 1 の6. 5. 3. 1. 及び6. 5. 3. 2. の規定又は別添48「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」IV. 2. 6. 3. の規定を満たすものであること。

4. 基準適合性の判定

独立行政法人自動車技術総合機構が指定する方法により、継続検査用OBDの必要な情報を読み出した結果、次の表の左欄に掲げる装置の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる要件に該当するものは、本技術基準に適合しないものとする。

装置の種類	不適合要件
(略)	(略)
1.(2)に掲げる装置	次のいずれかの要件に該当するものであること。 (1) (略) (2) 警告灯（協定規則第154号の附則C 5 の3. 5. 及び3. 7. の規定又は別添48「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」IV. 2. 5. 2. (作動モード4に限る。)に定める条件により点灯するものに限る。)を点灯させるための信号が出力されているものであること。 (3) 協定規則第154号の附則C 5 の基準が適用されるものにあつては、同附則の3. 3. 3. に規定する装置（レベル1 Aに関する装置を除く。）について、別添48「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」IV. の基準が適用されるものにあつては、IV. 2. 6. 1. 5. 2. に規定する監視の全てについて、1 つもレディネスコードが記録されていないものであること。 (4)・(5) (略)

別添125 車載式燃料・電力消費等測定装置の技術基準

- (略)
- 用語の定義
1. ～2. 11. (略)
12. 「ライフタイム値の保持状況」とは、5. 2. に規定するようにライフタイム値が保持されている状態を「0」で示し、5. 5. に規定するようにライフタイム値が保持しなくなった事実が記録されている状態を「1」で示したものをいう。
13. 「バッテリーSOCE」とは、専ら乗用の用に供する乗車定員9人以下の自動車又は車両総重量3.5 t 以下の自動車（二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。以下同じ。）を除く。以下同じ。）にあつては別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に規定するWLTCモード法（以下、「WLTCモード法」という。）により運行する場合、車両総重量3.5 t 超の自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員9人以下の自動車を除く。）にあつては別添41「重量車排出ガスの測定方法」のVに規定するJH25モード法により運行する場合におけるバッテリーの使用可能エネルギーであつて法第75条第1項又は法第75条の2第1項の指定に当たり製作者が設計上定めたものとして申告するものに対する使用過程におけるバッテリーの使用可能エネルギーの割合をいう。

4. 基準適合性の判定

独立行政法人自動車技術総合機構が指定する方法により、継続検査用OBDの必要な情報を読み出した結果、次の表の左欄に掲げる装置の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる要件に該当するものは、本技術基準に適合しないものとする。

装置の種類	不適合要件
(略)	(略)
1.(2)に掲げる装置	次のいずれかの要件に該当するものであること。 (1) (略) (2) 警告灯（協定規則第154号第2改訂版補足第2改訂版若しくは協定規則第154号の附則C 5 の3. 5. 及び3. 7. の規定又は別添48「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」IV. 2. 5. 2. (作動モード4に限る。)に定める条件により点灯するものに限る。)を点灯させるための信号が出力されているものであること。 (3) 協定規則第154号第2改訂版補足第2改訂版又は協定規則第154号の附則C 5 の基準が適用されるものにあつては、同附則の3. 3. 3. に規定する装置（レベル1 Aに関する装置を除く。）について、別添48「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」IV. の基準が適用されるものにあつては、IV. 2. 6. 1. 5. 2. に規定する監視の全てについて、1 つもレディネスコードが記録されていないものであること。 (4)・(5) (略)

別添125 車載式燃料・電力消費等測定装置の技術基準

- (略)
- 用語の定義
1. ～2. 11. (略)
- (新設)
12. 「バッテリーSOCE」とは、別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に規定するWLTCモード法（以下、「WLTCモード法」という。）により運行する場合におけるバッテリーの使用可能エネルギーであつて法第75条第1項の指定に当たり算定するものに対する使用過程におけるバッテリーの使用可能エネルギーの割合をいう。

2. 14. (略) 2. 15. 「V 2 Xによる総電力消費量」とは、外部の電力要求量を賄うために駆動用バッテリーを用いて放電した総電力量をいう。 2. 16. 「非走行目的による総電力消費量」とは、エアコン等を除く走行以外の目的でバッテリーから放電されるエネルギーの総量をkWh単位で表したものをいう。 2. 17. 「総電力消費量」とは、バッテリーから放出されたエネルギーの総量をkWh単位で表したものをいう。 2. 18. 「充電状態（SOC）」とは、車両運転者に表示される、放電可能なバッテリーの残存容量の指示値をパーセンテージで表したものをいう。 2. 19. 「バッテリー耐久ファミリー」とは、専ら乗用の用に供する乗車定員9人以下の自動車又は車両総重量3.5 t以下の自動車にあっては協定規則第154号の規則6. 11. 1. 2. の規定に、車両総重量3.5 t超の自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員9人以下の自動車を除く。）にあっては車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る世界統一技術規則の作成に関する協定に基づいて作成された世界統一技術規則第25号（以下この別添において世界統一技術規則第25号という。）の規則6. 1. 2. の規定に基づき同一ファミリーであることを示すコードをいう。 2. 20. (略) 2. 21. 「V 2 X」とは、駆動用バッテリーを利用して外部の電力・エネルギー需要をまかなうことを指し、例えば、駆動用バッテリーを活用した系統安定化のためのV 2 G (Vehicle-to-Grid)、停電時の地域最適化や非常用電源として駆動用バッテリーを住宅用蓄電システムとして利用するV 2 H (Vehicle-to-Home)、および停電時や平常時の屋外活動時に利用されるV 2 L (Vehicle-to-Load、接続された負荷のみに供給)を指す。 2. 22. 「仮想距離」とは、専ら乗用の用に供する乗車定員9人以下の自動車又は車両総重量3.5 t以下の自動車にあっては「V 2 Xおよび非走行目的における総放電エネルギー（Wh）」を「バッテリー耐久ファミリーの最悪ケース認可エネルギー消費量（Wh/km）」で除した値を言う。 3. 車載式燃料・電力消費等測定装置の記録項目 車載式燃料・電力消費等測定装置は、次に掲げる自動車の区分に応じ、5. 1. の規定に基づき、それぞれに定める項目を読み出すことができ、かつ、ライフタイム値を記録するものでなければならない。 3. 1. 電気を動力源としない自動車（圧縮水素ガスを燃料とする自動車を除く。） (1)～(6) (略) (7) ライフタイム値の保持状況 (8) (略) 3. 2. 電気を動力源としない自動車（圧縮水素ガスを燃料とする自動車に限る。） (1)～(5) (略) (6) ライフタイム値の保持状況 3. 3. 電気を動力源とする自動車（ガソリン又は軽油を使用するものに限る。ただし、車両総重量3.5 t超の自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員9人以下の自動車を除く。）にあっては、<u>軽油を使用するものに限る。</u>） (1)～(12) (略)	2. 13. (略) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) 2. 14. (略) (新設) (新設) 3. 車載式燃料・電力消費等測定装置の記録項目 車載式燃料・電力消費等測定装置は、次に掲げる自動車の区分に応じ、5. 1. の規定に基づき、それぞれに定める項目を読み出すことができ、かつ、ライフタイム値を記録するものでなければならない。 3. 1. 電気を動力源としない自動車（圧縮水素ガスを燃料とする自動車を除く。） (1)～(6) (略) (新設) (7) (略) 3. 2. 電気を動力源としない自動車（圧縮水素ガスを燃料とする自動車に限る。） (1)～(5) (略) (新設) 3. 3. 電気を動力源とする自動車（<u>燃料を使用するものに限る。</u>） (1)～(12) (略)
---	---

<u>(13)</u>	V 2 Xによる総電力消費量（ライフタイム値）(kWh)（V 2 X機能を有しない、または仮想距離を申請しない場合はデフォルト値を使用してもよい。）（二輪自動車を除く。）	（新設）
<u>(14)</u>	貨物の用に供する自動車のうち非走行目的による総電力消費量（ライフタイム値）(kWh)（V 2 X機能を有しない、または仮想距離を申請しない場合はデフォルト値（0xFF）を使用してもよい。）（二輪自動車を除く。）	（新設）
<u>(15)</u>	ライフタイム値の保持状況	（新設）
<u>(16)</u>	（略）	<u>(13)</u> （略）
<u>(17)</u>	（略）	<u>(14)</u> （略）
<u>(18)</u>	<u>バッテリーSOC E（％）（二輪自動車を除く。）</u>	<u>(15)</u> <u>専ら乗用の用に供する乗車定員9人以下の自動車又は車両総重量3.5 t以下の自動車（二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。以下同じ。）を除く。以下同じ。）にあっては、バッテリーSOC E（％）</u>
<u>(19)</u>	<u>バッテリーSOC R（％）（専ら乗用の用に供する乗車定員9人以下の自動車又は車両総重量3.5 t以下の自動車に限る。）（二輪自動車を除く。）</u>	<u>(16)</u> <u>専ら乗用の用に供する乗車定員9人以下の自動車又は車両総重量3.5 t以下の自動車にあっては、バッテリーSOC R（％）</u>
<u>(20)</u>	仮想距離（ライフタイム値）(km)（V 2 X機能を有しない、または仮想距離を申請しない場合はデフォルト値（0xFF）を使用してもよい。）（二輪自動車を除く。）	（新設）
<u>(21)</u>	総電力消費量（ライフタイム値）(kWh)（二輪自動車を除く。）	（新設）
<u>(22)</u>	バッテリー耐久ファミリー（二輪自動車を除く。）	（新設）
<u>(23)</u>	充電前後における充電状態（SOC）の変化量が最後に50%を超えて増加してから経過時間（日数）（二輪自動車を除く。）	（新設）
<u>(24)</u>	推進システム作動中の平均バッテリー温度（ライフタイム値）(℃)（二輪自動車を除く。）	（新設）
<u>(25)</u>	充電中の平均バッテリー温度（ライフタイム値）(℃)（二輪自動車を除く。）	（新設）
<u>(26)</u>	車両の推進システム非作動かつ非充電中の平均バッテリー温度（ライフタイム値）(℃)（V 2 X機能を有しない、または仮想距離を申請しない場合はデフォルト値（0xFF）を使用してもよい。）（二輪自動車を除く。）	（新設）
3. 4.	電気を動力源とする自動車（燃料を使用するものを除く。）	3. 4. 電気を動力源とする自動車（燃料を使用するものを除く。）
(1)～(3)	（略）	(1)～(3) （略）
<u>(4)</u>	充電式エネルギー貯蔵システム（以下「REESS」という。）の電流（A）（専ら乗用の用に供する乗車定員9人以下の自動車又は車両総重量3.5 t以下の自動車に限る。）	（新設）
<u>(5)</u>	REESSの電圧（V）（専ら乗用の用に供する乗車定員9人以下の自動車又は車両総重量3.5 t以下の自動車に限る。）	（新設）
<u>(6)</u>	REESSの充電状態（SOC）(%)（専ら乗用の用に供する乗車定員9人以下の自動車又は車両総重量3.5 t以下の自動車に限る。）	（新設）
<u>(7)</u>	V 2 Xによる総電力消費量（ライフタイム値）(kWh)（V 2 X機能を有しない、または仮想距離を申請しない場合はデフォルト値（0xFF）を使用してもよい。）（二輪自動車を除く。）	（新設）
<u>(8)</u>	貨物の用に供する自動車のうち非走行目的による総電力消費量（ライフタイム値）(kWh)（V 2 X機能を有しない、または仮想距離を申請しない場合はデフォルト値（0xFF）を使用してもよい。）（二輪自動車を除く。）	（新設）
<u>(9)</u>	ライフタイム値の保持状況（二輪自動車を除く。）	（新設）

- (10) (略)
(11) (略)
(12) バッテリー S O C E (％) (二輪自動車を除く。)

- (13) バッテリー S O C R (％) (専ら乗用の用に供する乗車定員 9 人以下の自動車又は車両総重量 3.5 t 以下の自動車に限る。)
(14) 仮想距離 (ライフタイム値) (km) (V 2 X 機能を有しない、または仮想距離を申請しない場合はデフォルト値 (0xFF) を使用してもよい。)(二輪自動車を除く。)
(15) 総電力消費量 (ライフタイム値) (kWh) (二輪自動車を除く。)
(16) バッテリー耐久ファミリー (二輪自動車を除く。)
(17) 充電前後における充電状態 (S O C) の変化量が最後に 50％を超えて増加してからの経過時間 (日数) (二輪自動車を除く。)
(18) 推進システム作動中の平均バッテリー温度 (ライフタイム値) (℃) (二輪自動車を除く。)
(19) 充電中の平均バッテリー温度 (ライフタイム値) (℃) (二輪自動車を除く。)
(20) 車両の推進システム非作動かつ非充電中の平均バッテリー温度 (ライフタイム値) (℃) (V 2 X 機能を有しない、または仮想距離を申請しない場合はデフォルト値 (0xFF) を使用してもよい。)(二輪自動車を除く。)

3. 5. 電気を動力源とする自動車 (圧縮水素ガスを燃料とする自動車に限る。)

- (1) 総燃料消費量 (ライフタイム値) (kg)
(2) 総走行距離 (ライフタイム値) (km)
(3) 総外部充電量 (ライフタイム値) (kWh)
(4) 毎秒車両燃料消費率 (g／s)
(5) 車速 (km／h)
(6) 毎秒電力量消費率 (Wh／s)
(7) 総電力消費量 (ライフタイム値) (kWh)
(8) V 2 X による総電力消費量 (ライフタイム値) (kWh) (V 2 X 機能を有しない、または仮想距離を申請しない場合はデフォルト値 (0xFF) を使用してもよい。)(二輪自動車を除く。)
(9) I S O 3779 に規定される車両識別番号 (V I N)、車台番号又はこれと同等のもの
(10) ライフタイム値の保持状況

4. 精度及び表示

4. 1. 3. 1. 及び 3. 3. に掲げる自動車 (ガソリン、軽油又は L P G を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員 9 人以下の自動車又は車両総重量 3.5 t 以下の自動車に限る。) にあつては、W L T C モード法により運行する場合における走行距離であつて法第 75 条第 1 項の指定に当たり算定するものを W L T C モード法により運行する場合における燃料消費率であつて法第 75 条第 1 項の指定に当たり算定するもので除して得た値 (電気を動力源とする自動車の場合にあつては、C S 走行時の値。以下「試験 W L T C 燃料消費量」という。) から W L T C モード法により運行して車載式燃料・電力消費等測定装置に記録される総燃料消費量を引いて得た値を、試験 W L T C 燃料消費量で除して得た値が－0.05 を超え 0.05 未満であること。なお、試験機関が認めた場合には、追加走行を行い、その結果を使用してよいものとする。

- (4) (略)
(5) (略)

(6) 専ら乗用の用に供する乗車定員 9 人以下の自動車又は車両総重量 3.5 t 以下の自動車にあつては、バッテリー S O C E (％)

(7) 専ら乗用の用に供する乗車定員 9 人以下の自動車又は車両総重量 3.5 t 以下の自動車にあつては、バッテリー S O C R (％)
(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

4. 精度

3. 1. 及び 3. 3. に掲げる自動車 (ガソリン又は軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員 9 人以下の自動車又は車両総重量 3.5 t 以下の自動車に限る。) にあつては、W L T C モード法により運行する場合における走行距離であつて法第 75 条第 1 項の指定に当たり算定するものを W L T C モード法により運行する場合における燃料消費率であつて法第 75 条第 1 項の指定に当たり算定するもので除して得た値 (電気を動力源とする自動車の場合にあつては、C S 走行時の値。以下「試験 W L T C 燃料消費量」という。) から W L T C モード法により運行して車載式燃料・電力消費等測定装置に記録される総燃料消費量を引いて得た値を、試験 W L T C 燃料消費量で除して得た値が－0.05 を超え 0.05 未満であること。なお、試験機関が認めた場合には、追加走行を行い、その結果を使用してよいものとする。

4. 2. 3. 3. の⑱及び3. 4. の⑫については、次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれに定める基準に適合するものであること。この基準に適合するにあたっては、必要な情報提供に努めること。
4. 2. 1. 専ら乗用の用に供する乗車定員9人以下の自動車又は車両総重量3.5 t以下の自動車協定規則第154号の附則C 1の規則1. 1.、1. 2.、1. 3. 1. 及び1. 3. 2.の規定。なお、本規定への適合に際し、協定規則第154号の附則C 1の付録2に規定する方法とする。
4. 2. 2. 車両総重量3.5 t超の自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員9人以下の自動車を除く。)世界統一技術規則第25号の規則5. 1. 及び6. 3. 3.の規定。また、自動車の登録日から6年又は総走行距離と仮想距離の合計が15万kmのいずれかを迎えるまで、世界統一技術規則第25号の規則6. 4. に規定する方法により、バッテリーS O C Eが70%を下回らないこと。
4. 3. 専ら乗用の用に供する乗車定員9人以下の自動車又は車両総重量3.5 t以下の自動車であって、3. 3. の⑳及び3. 4. の⑭について、仮想距離を申請する場合にあっては、協定規則第154号の附則C 1の規則1. 3. 3.の規定に適合するものであること。
5. 情報アクセス・記録の対改ざん性
5. 1. 車載式燃料・電力消費等測定装置に記録される情報へのアクセスについては、5. 1. 1. から5. 1. 3. までの各号に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれに定める基準に適合するものであること。なお、5. 1. 1. から5. 1. 3. までの各号で引用して適用する規格に関しては、試験機関が認めた場合には、より新しい規格を用いてもよい。
5. 1. 1. 専ら乗用の用に供する乗車定員9人以下の自動車又は車両総重量3.5 t以下の自動車協定規則第154号の附則C 5付録1の6. 5. 3. 1. (a)及び6. 5. 3. 2. (a)、(c)、(e)、(f)又は(g)の規定を満たすものであること。
5. 1. 2. ・5. 1. 3. (略)
5. 2. 5. 1. 1. で引用する協定規則第154号の附則C 5付録1の6. 5. 3. 2. (a)、(e)、(f)又は(g)に規定するリセットに関する要件は適用しないものとする。5. 3. 及び5. 4. の規定にかかわらずライフタイム値については、車両完成時から保持されなければならない。
5. 3. ・5. 4. (略)
5. 5. 5. 2. の規定にかかわらずライフタイム値が保持されなくなった場合には、保持されなくなった事実を記録し、容易に当該記録を消去することができないようにすること。なお、法第75条第4項の規定及び施行規則第62条の6第1項の規定による検査の際、当該記録がされていない状態であること。

5. 情報アクセス・記録の対改ざん性

5. 1. 車載式燃料・電力消費等測定装置に記録される情報へのアクセスについては、5. 1. 1. から5. 1. 3. までの各号に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれに定める基準に適合するものであること。なお、5. 1. 1. から5. 1. 3. までの各号で引用して適用する規格に関しては、試験機関が認めた場合には、より新しい規格を用いてもよい。
5. 1. 1. 専ら乗用の用に供する乗車定員9人以下の自動車又は車両総重量3.5 t以下の自動車協定規則第154号第2改訂版補足第2改訂版若しくは協定規則第154号の附則C 5付録1の6. 5. 3. 1. (a)及び6. 5. 3. 2. (a)、(c)、(e)又は(f)の規定を満たすものであること。なお、3. 3. 及び3. 4. に掲げる自動車においては、S A E J 1979—3の規定を使用してよいものとする。
5. 1. 2. ・5. 1. 3. (略)
5. 2. 5. 1. 1. で引用する協定規則第154号第2改訂版又は協定規則第154号の附則C 5付録1の6. 5. 3. 2. (a)、(e)又は(f)に規定するリセットに関する要件は適用しないものとする。5. 3. 及び5. 4. の規定にかかわらずライフタイム値については、車両完成時から保持されなければならない。
5. 3. ・5. 4. (略)
5. 5. 自動車製作者等は、車載式燃料・電力消費等測定装置に対し自動車製作者等が認めた改造以外の改造を抑止するための機能を備えるものとする。自動車製作者等は、改造が車両の診断、整備、点検、装備の後付又は修理のために必要な場合には、改造を認めるものとする。
取り外しが可能な校正メモリチップは、埋め込まれる、密封された容器に収納される又は電子アルゴリズムで保護されるものとし、専門的な工具又は手順を用いなければ変更できないものとする。
電氣的に消去及びプログラミングが可能なリードオンリーメモリ、E E P R O M等のプログラミング可能なコンピュータコードシステムを使用する自動車製作者等は、不正の再プログラミングを抑止するものとする。自動車製作者等は、強固な改ざん防止手段と自動車製作者等が維持するオフサイトコンピュータへの電子アクセスを要求する書き込み防止機能を採用するものとする。
5. 2. の規定にかかわらずライフタイム値が保持されなくなった場合には、保持されなくなった事実を記録し、容易に当該記録を消去することができないようにすること。

5.6. 自動車製作者等は、車載式燃料・電力消費等測定装置に対し自動車製作者等が認めた改造以外の改造を抑止するための機能を備えるものとする。自動車製作者等は、改造が車両の診断、整備、点検、装備の後付又は修理のために必要な場合には、改造を認めるものとする。

取り外しが可能な校正メモリチップは、埋め込まれる、密封された容器に収納される又は電子アルゴリズムで保護されるものとし、専門的な工具又は手順を用いなければ変更できないものとする。

電氣的に消去及びプログラミングが可能なリードオンリーメモリ、EEPROM等のプログラミング可能なコンピュータコードシステムを使用する自動車製作者等は、不正の再プログラミングを抑止するものとする。自動車製作者等は、強固な改ざん防止手段と自動車製作者等が維持するオフサイトコンピュータへの電子アクセスを要求する書き込み防止機能を採用するものとする。

別添134 眠気警報装置の技術基準

1. 適用範囲

この技術基準は、道路運送車両の保安基準第43条の11に定める自動車に備える眠気警報装置に適用する。

2. 用語の定義

2.1. 「眠気尺度」とは、眠気の程度を定量化したものをいう。

2.2. 「眠気評定値」とは、眠気尺度を用いて眠気の程度を測った結果得られる具体的な数値・値をいう。

2.3. 「眠気閾値」とは、運転者の眠気の程度に関し、眠気警報装置が運転者に警告を発する眠気の程度を表す眠気評定値をいう。

2.4. 「顔表情評定」とは、第三者による運転者の表情や動作の観察に基づき、眠気の程度を判定する手法をいう。

2.4.1. 「ORD (Observer Rating of Drowsiness) 評定値」とは、顔表情評定に基づく判定の結果得られる眠気評定値をいう。ORD評定値に用いる眠気尺度として、全く眠くなさそうな状態をD1、非常に眠そうな状態をD5とし、その丁度中間をD3とした5段階の等間隔尺度を用いる。(下の表1を参照)

表1 顔表情評定における眠気尺度の定義

ORD評定値	状態
D1	全く眠くなさそう
D2	やや眠そう
D3	眠そう
D4	かなり眠そう
D5	非常に眠そう

(新設)

(新設)

2.5. 「K S S (Karolinska Sleepiness Scale)」とは、主観的な眠気評定法において用いる眠気尺度をいう。(下の表2を参照)。

表2 K S Sにおける眠気尺度の定義

K S S 評定値	状態
1	非常にはっきりと目覚めている (Extremely alert)
2	とても目覚めている (Very alert)
3	目覚めている (Alert)
4	やや目覚めている (Rather alert)
5	どちらでもない (Neither alert nor sleepy)
6	眠くなる兆候がある (Some signs of sleepiness)
7	眠いが、起きている努力は必要ない (Sleepy, no effort to keep awake)
8	眠い、起きている努力が少し必要 (Sleepy, some effort to keep awake)
9	とても眠い、起きている努力がとても必要、眠気と戦っている (Very sleepy, great effort to keep awake, fighting sleep)

2.5.1. 「K S S 評定値」とは、主観的な眠気評定法においてK S Sを用いて報告された眠気評定値をいう。

2.6. 「検知方式」とは、運転者の眠気を評価する方式をいう。

2.6.1. 「直接検知方式」とは、検知方式のうち、運転者の状態を直接観測する方式をいう。

2.6.2. 「間接検知方式」とは、検知方式のうち、運転行動（ハンドル操作の有無、操作量、操作速度、操作頻度・ゆらぎ等）又は車両挙動（車線逸脱、横方向のふらつき等）を観測する方式をいう。

2.7. 「報知」とは、視覚、聴覚又は触覚を用いて運転者に情報を伝達することをいう。

3. 要件

3.1. 機能概要

眠気警報装置は、運転者の眠気の状態を検知し、眠気の状態が眠気閾値に達した場合に安全運転を継続できないおそれがあると判断し、運転者への報知を行う。

3.2. 運転者の眠気の検知

眠気警報装置は、直接検知方式及び間接検知方式のいずれか又は両者を組み合わせて運転者の眠気を検知する。

3.2.1. 眠気警報装置は、運転者の眠気の状態が、ORD評定値D5以上又はK S S評定値8以上であると評価される状態を検知したときに、運転者に報知するものとする。

3.2.2. 眠気警報装置は、運転者の眠気の状態が、ORD評定値D5未満又はK S S評定値8未満であると評価される状態を検知したときに、運転者に報知してもよい。ただし、不要な報知の発生率が著しく高くないよう設計されているものとする。

3.3. 運転者への報知方法

運転者への報知方法は視覚によるものを必須とし、聴覚、触覚、緩減速等による体感等の方法のうち少なくともいずれか一つ以上を組み合わせるものとする。

3. 4. 故障時の処置

眠気警報装置は、その機能に故障が生じた場合に、運転者が運転者席から容易に確認できる故障表示を行うこと。

4. 試験方法

4. 1. 眠気警報装置の試験は、眠気の検知及び報知に係る性能を確認するものとして製作者が定める条件に基づいて実施するものとする。

4. 2. 試験には、参加者10名以上の試験を含めるものとする。

5. 判定基準

4. の試験を行った結果、眠気警報装置が適切に眠気を検知し、かつ報知を行う場合は適合とする。この場合において、眠気検知の平均感度が40％以上となるものは適合とみなす。

別添135 脇見警報装置の技術基準

1. 適用範囲

この技術基準は、道路運送車両の保安基準第43条の12に規定する自動車に備える脇見警報装置について適用する。

2. 用語の定義

2. 1. 「視認」とは、対象物を目視により確認する行為をいう。

2. 2. 「前方視認エリア」とは、運転者が運転中に前方の交通状況を確認するための視認範囲をいう。

2. 3. 「報知」とは、視覚、聴覚又は触覚を用いて運転者に情報を伝達することをいう。

3. 要件

3. 1. 一般要件

脇見警報装置は、運転者の脇見を検知し、その状態が継続した場合に運転者へ報知する機能を有するものでなければならない。

3. 2. 脇見の検知

3. 2. 1. 視認方向

脇見警報装置は、運転者の視認方向を前方視認エリア及び前方視認エリア以外に区分して判定できるものでなければならない。前方視認エリアは運転者が前方交通状況を確認するための視認範囲として、製作者等が前面ガラスの透明部分に設定する領域とする。

3. 2. 2. 視認行動

運転者の視認行動は、次に掲げるものに区分する。

3. 2. 2. 1. 運転に必要な視認行動

- イ 前方視認エリアにおける前方視認行動
- ロ 室内ミラー、速度計その他の運転に必要な車室内装置の視認行動
- ハ 右左折時、進路変更時、後退時等に行う側方又は後方の視認行動
- ニ 車外ミラーその他の運転に必要な車室外装置の視認行動

3. 2. 2. 2. 運転上必要な操作又は行動に伴う視認行動

- イ 計器類の視認行動
- ロ 空調装置、スイッチその他の車室内装置の操作に伴う視認行動

3. 2. 2. 3. 継続した場合に不安全な状態となる視認行動

3. 2. 2. 1. 及び3. 2. 2. 2. に掲げるもの以外の視認行動

(新設)

3.2.3. 判定基準

脇見警報装置は、運転者の視認方向及び視認行動その他これらに類する情報に基づき、脇見を判定するものとする。製作者等は、表1に示す判定の例と同等以上の性能を有する脇見判定方法を用いることができる。

表1 脇見の判定の例

視認方向	視認行動	判定
前方視認エリア	3.2.2.1.に掲げる視認行動	運転に必要な視認
前方視認エリア以外	3.2.2.1.に掲げる視認行動	運転に必要な視認
前方視認エリア以外	3.2.2.2.に掲げる視認行動	運転に必要な視認
前方視認エリア以外	3.2.2.3.に掲げる視認行動	脇見

3.2.4. 検知要件

脇見警報装置は、顔の向き、視線その他これらに類する情報を単独又は組み合わせて使用することにより脇見を検知できるものでなければならない。

3.3. 報知

脇見警報装置は、脇見を検知した場合に運転者へ報知を行うものでなければならない。報知は運転者が容易に認識できるものでなければならない。報知の方式、内容及び作動条件は製作者等が定めることができる。

3.4. 除外要件

- 次の場合には、脇見警報装置は判定又は報知を抑制することができる。
- (1) 報知することにより運転者の運転操作への注意を著しく阻害するおそれがある場合
 - (2) 自動車の大きさ又は構造に起因して必要となる特有の視認行動を行っている場合
 - (3) 自動車の用途又は運行形態に起因して必要となる操作又は視認行動を行っている場合

3.5. 故障時の措置

脇見警報装置は、その機能に故障が生じた場合に、運転者が当該故障を認識できる表示を行わなければならない。

4. 試験方法

- 4.1. 脇見警報装置の試験は、脇見の検知及び報知に係る性能を確認するものとして製作者等が定める条件に基づいて実施するものとする。
- 4.2. 試験条件には、3.2.2.1.及び3.2.2.2.に掲げる視認行動並びに3.2.2.3.に掲げる視認行動を含めるものとする。

5. 判定基準

4.の試験を行った結果、脇見警報装置が適切に脇見を検知し、かつ報知を行う場合は適合とする。

条第二項第四号及び第十号の基準に係る部分に限る。）、第二号、第四号及び第五号、第五項第四号、第八号及び第十号、第六項、第八項並びに第九項、第七十二條第四項、第五項及び第七項、第八十三條第一項第一号口、第九十五條第三項第二号、第九十七條第六項第三号、第九十九條第三項第五号、第二百一十一條第一項第三号、第二百一十二條第一項第三号、第二百一十三條第一号及び第三号、第二百一十四條第一項第三号及び第四号並びに第七項第一号及び第二号、第二百一十六條第一項第三号及び第三項第四号、第二百一十七條第三項第七号、第二百一十九條第一項第三号、第二百一十條第三項第三号から第五号まで、第二百一十二條第一項第四号、第二百一十三條第一項第二号、第二百一十四條第三項第五号、第二百一十五條第一項第三号、第三項並びに第四項第三号及び第七号から第十号まで、第二百一十七條第一項及び第三項第一号、第二百一十八條第二項、第三項、第五項、第六項、第八項及び第十二項、第二百二十四條第一項第二号ハ、第二百二十四條の二第一項、第二百三十三條第一項各号列記以外の部分、第二項第二号及び第四項第一号並びに第二百三十七條第一項第五号の規定

三十一 (略)

第二条 保安基準第五十六條第一項に規定する国土交通大臣が定めるものは、次の各号に定めるとおりとする。

一 保安基準第八條第三項及び第四項、第十五條第二項、第十八條第一項第二号、第二項及び第三項、第十八條の二、第二十二條第四項から第六項まで、第二十二條第三項及び第四項、第二十二條の三、第二十二條の四、第二十五條第一項及び第四項、第二十六條、第二十九條第二項、第三十條、第三十二條第十項及び第十二項、第三十八條の二、第四十條第一項、第四十一條の三第一項、第四十三條の六、第四十三條の九、第四十三條の十、第四十三條の十一、第四十三條の十二、第四十四條第六項、第四十四條の二、第四十八條の二並びに第四十八條の三の規定

二 細目告示第十五條第二項、第三項、第四項、第五項第五号及び第九号から第十一号まで、第七項並びに第八項、第十六條第二項、第二十條第三項第一号及び第五号、第五項（容器再試験及び容器附属品再試験に関する部分並びに協定規則（車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定に付属する規則をいう。以下同じ。）第110号の規則18. 1. 8. に係る部分に限る。）並びに第六項（容器再試験及び容器附属品再試験に関する部分並びに協定規則第110号の規則18. 1. 8. に係る部分に限る。）、第五十條第一項及び第二項、第五十一條第六項第一号、第四十八條第一項、第二項及び第四項、第五十四條第二項、第五十六條第一項及び第二項、第五十八條第二項、第五十九條第一項及び第三項、第六十八條第一項（車室内後写鏡の衝撃緩和に関する部分に限る。）、第六十九條第二項第二号、第九十三條第二項、第三項、第四項、第五項第五号、第九号、第十号（警報装置に関する部分に限る。）及び第十一号（警報装置に関する部分に限る。）、第八項並びに第九項、第九十四條第二項、第九十八條第三項第一号及び第五号、第六項（容器再試験及び容器附属品再試験に関する部分並びに協定規則第110号の規則18. 1. 8. に係る部分に限る。）並びに第七項（容器再試験及び容器附属品再試験に関する部分並びに協定規則第110号の規則18. 1. 8. に係る部分に限る。）、第九十九條第六項第一号、第二百二十六條第一項第三号及

部分に限る。）、第二号、第四号及び第五号、第五項第四号、第八号及び第十号、第六項、第八項並びに第九項、第七十二條第四項、第五項及び第七項、第八十三條第一項第一号口、第九十五條第三項第二号、第九十七條第六項第三号、第九十九條第三項第五号、第二百一十一條第一項第三号、第二百一十二條第一項第三号、第二百一十三條第一号及び第三号、第二百一十四條第一項第三号及び第四号並びに第七項第一号及び第二号、第二百一十六條第一項第三号及び第三項第四号、第二百一十七條第三項第七号、第二百一十九條第一項第三号、第二百一十條第三項第三号から第五号まで、第二百一十二條第一項第四号、第二百一十三條第一項第二号、第二百一十四條第三項第五号、第二百一十五條第一項第三号、第三項並びに第四項第三号及び第七号から第十号まで、第二百一十七條第一項及び第三項第一号、第二百一十八條第二項、第三項、第五項、第六項、第八項及び第十二項、第二百二十四條第一項第三号、第二百二十四條の二第一項、第二百三十三條第一項各号列記以外の部分、第二項第二号及び第四項第一号並びに第二百三十七條第一項第五号の規定

三十一 (略)

第二条 保安基準第五十六條第一項に規定する国土交通大臣が定めるものは、次の各号に定めるとおりとする。

一 保安基準第八條第三項及び第四項、第十五條第二項、第十八條第一項第二号、第二項及び第三項、第十八條の二、第二十二條第四項から第六項まで、第二十二條第三項及び第四項、第二十二條の三、第二十二條の四、第二十五條第一項及び第四項、第二十六條、第二十九條第二項、第三十條、第三十二條第十一項、第三十八條の二、第四十條第一項、第四十一條の三第一項、第四十三條の六、第四十三條の九、第四十三條の十、第四十四條第五項、第四十四條の二、第四十八條の二並びに第四十八條の三の規定

二 細目告示第十五條第二項、第三項、第四項、第五項第五号及び第九号から第十一号まで、第七項並びに第八項、第十六條第二項、第二十條第三項第一号及び第五号、第五項（容器再試験及び容器附属品再試験に関する部分並びに協定規則（車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定に付属する規則をいう。以下同じ。）第110号の規則18. 1. 8. に係る部分に限る。）並びに第六項（容器再試験及び容器附属品再試験に関する部分並びに協定規則第110号の規則18. 1. 8. に係る部分に限る。）、第五十條第一項及び第二項、第五十一條第六項第一号、第四十八條第一項、第二項及び第四項、第五十四條第二項、第五十六條第一項及び第二項、第五十八條第二項、第五十九條第一項及び第三項、第六十八條第一項第三号、第六十九條第二項第二号、第九十三條第二項、第三項、第四項、第五項第五号、第九号、第十号（警報装置に関する部分に限る。）及び第十一号（警報装置に関する部分に限る。）、第八項並びに第九項、第九十四條第二項、第九十八條第三項第一号及び第五号、第六項（容器再試験及び容器附属品再試験に関する部分並びに協定規則第110号の規則18. 1. 8. に係る部分に限る。）並びに第七項（容器再試験及び容器附属品再試験に関する部分並びに協定規則第110号の規則18. 1. 8. に係る部分に限る。）、第二百二十六條第一項第三号及び第四号、第三項第五号から第八号まで並び

第四号、第三項第五号から第八号まで並びに第七項第二号及び第三号、第二百二十八条第一項第三号及び第三項第四号、第二百二十九条第三項第七号、第三百三十条第一項第三号及び第四号、第三百三十一条第一項第三号、第三百三十二条第三号から第五号まで、第三百三十四条第一項第四号及び第三項第四号(第百二十八条第三項第四号の基準に係る部分に限る。)、第三百三十六条第三項第五号、第三百三十七条第一項第三号の表のイ(自動車の後面に備える方向指示器に関する部分に限る。)、ロ及びハ並びに第三項第二号から第四号まで、第四項第三号及び第七号から第九号まで、第百四十六号第一項第二号ハ、第百四十七号第三項第二号、第百七十一号第二項第三号から第五号まで、第八号、第九号(警報装置に関する部分に限る。)、第十号及び第十一号、第三項第一号(同条第二項第三号から第五号まで、第八号及び第九号(警報装置に関する部分に限る。))の基準に係る部分に限る。及び第三号、第四項第一号(同条第二項第四号の基準に係る部分に限る。)、第二号、第四号及び第五号、第五項第四号、第八号、第九号(警報装置に関する部分に限る。)、及び第十号(警報装置に関する部分に限る。)、第八項並びに第九項、第百七十二号第二項(第百七十一号第二項第九号(警報装置に関する部分に限る。))及び第五項第九号(警報装置に関する部分に限る。))の基準に係る部分に限る。及び第五項第九号(警報装置に関する部分に限る。))の基準に係る部分に限る。)、第五項及び第七項、第百七十六号第三項第一号及び第三号、第五項及び第六項、第百九十七号第六項第一号、第二百四十四号第一項第三号及び第四号、第三項第五号から第八号まで並びに第七項第二号及び第三号、第二百六号第一項第三号及び第四号、第二百七号第三項第七号、第二百八号第一項第三号及び第四号、第二百九号第一項第三号、第二百十号第三項第三号から第五号まで、第二百十二号第一項第四号及び第三項第四号(第二百六号第三項第四号の基準に係る部分に限る。)、第二百十四号第三項第五号、第二百十五号第一項第三号の表のイ(自動車の後面に備える方向指示器に関する部分に限る。)、ロ及びハ並びに第三項第二号から第四号まで、第四項第三号及び第七号から第九号まで、第二百二十四号第一項第二号ハ並びに第二百二十五号第三項第二号の規定			
三六 (略)			
(道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部改正) 三 条 道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示(平成十五年国土交通省告示第千三百十八号)の一部を次のように改正する。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分(以下この条において「対象規定」という。)は、当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。			
改正 後		改正 前	
(原動機及び動力伝達装置) 第四 条 (略) 230 (略)		(原動機及び動力伝達装置) 第四 条 (略) 230 (略) (新設)	
31 専ら乗用の用に供する乗車定員九人以下の自動車及び車両総重量三・五トン以下の自動車(二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。次項において同じ。))を除く。のうち、次に掲げる自動車については、細目告示第十号第一項第三号、第八十八号第一項第二号、第百六十六号第一項第二号及び別添百二十五の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示			

等の一部を改正する告示（令和八年国土交通省告示第千七百七十九号）による改正前の細目告示第十号第一項第三号、第八十八条第一項第二号、第六百六十六条第一項第二号及び別添百二十五の規定に適合するものであればよい。

一 令和十年八月三十一日以前に製作された自動車

二 令和十年九月一日から令和十二年八月三十一日までに製作された自動車であつて次に掲げるもの

イ 令和十年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ 令和十年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であつて、同年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造並びに走行装置の種類及び主要構造が同一であるもの

ハ 国土交通大臣が定める自動車

三 令和十二年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であつて、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたものの

四 国土交通大臣が定める自動車

32 車両総重量が三・五トンを超える自動車（専ら乗用の用に供するものにあつては、乗車定員十人以上のものに限る。）であつて輸入された自動車以外の自動車のうち、次に掲げる自動車については、細目告示第十号第一項第三号、第八十八条第一項第二号、第六百六十六条第一項第二号及び別添百二十五の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和八年国土交通省告示第千七百七十九号）による改正前の細目告示第十号第一項第三号、第八十八条第一項第二号、第六百六十六条第一項第二号及び別添百二十五の規定に適合するものであればよい。

一 令和十二年八月三十一日以前に製作された自動車

二 令和十二年九月一日から令和十四年八月三十一日までに製作された自動車であつて次に掲げるもの

イ 令和十二年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ 令和十二年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であつて、同年十二月八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造並びに走行装置の種類及び主要構造が同一であるもの

ハ 国土交通大臣が定める自動車

三 令和十四年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であつて、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたものの

四 国土交通大臣が定める自動車

33 次に掲げる自動車以外の自動車については、当分の間、細目告示第八十八条第一項第二号及び第六百六十六条第一項第二号中「別添25の3の規定に掲げる記録項目が読み出せないものは、この基準に適合しないものとする」とあるを「『車載式燃料・電力消費等測定装置の機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、この基準に適合するものとする』と読み替へる」とする。

一 令和十年九月一日（輸入された自動車にあつては令和十一年九月一日）以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であつて、令和十年八月三十一日（輸入された自動車にあつては令和十一年八月三十一日）以前に指定を受けた型式指定自動車と車体の外形、原動機の種類及

（新設）

（新設）

び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造並びに走行装置の種類及び主要構造が同一でなく、かつ、指定を受けた日から起算して二年を経過したもの（新規登録（軽自動車にあつては新規検査）を初めて受けた日の属する月の前月の末日から起算して十月を経過したものに限る。）

二 国土交通大臣が定める自動車

34 二輪自動車については、設備・体制整備等を行い検査の実施が可能となる環境が整うまでの間、細目告示第八十八条第一項第二号、第六百六十六条第一項第二号及び別添百二十五の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和八年国土交通省告示第千七百七十九号）による改正前の細目告示第八十八条第一項第二号、第六百六十六条第一項第二号及び別添百二十五の規定に適合するものであればよい。

35 細目告示第十條第三項第一号及び第四項第一号に掲げる自動車のうち、次に掲げる自動車については、細目告示別添四十二の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和八年国土交通省告示第千七百七十九号）による改正前の細目告示別添四十二の規定に適合するものであればよい。

一 令和十年八月三十一日以前に製作された自動車

二 令和十年九月一日以降に製作された自動車であつて、次に掲げるもの

イ 令和十年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車又は一酸化炭素等発散防止装置指定自動車

ロ 令和十年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であつて、同年十年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるもの

ハ 国土交通大臣が定める自動車

(制動装置)

第九條 (略)

2 67 (略)

68 次に掲げる自動車（協定規則第十三号の規則2・54・に定める機能を有する自動車に限る。）については、細目告示第十五条第二項第一号及び第六項第一号並びに第九十三条第二項第一号及び第六項第一号中「協定規則第十三号の規則5.及び6.」とあるのを、「協定規則第十三号の規則5. (5.1.4.6.2.1.を除く。)及び6.並びに協定規則第十三号第15次訂版補足改訂版の規則5.1.4.6.2.1.」と読み替へる」とがよい。

一 令和十一年八月三十一日以前に製作された自動車

二 令和十一年九月一日以降に製作された自動車であつて、次に掲げるもの

イ 令和十一年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ 令和十一年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であつて、同年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの

ハ 国土交通大臣が定める自動車

三 令和十一年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であつて、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたものの

(新設)

(新設)

(制動装置)

第九條 (略)

2 67 (略)

(新設)

69 次に掲げる自動車（協定規則第十三号の規則2・34・に定める機能を有する自動車に限る。）については、細目告示第十五条第三項及び第九十三条第三項中「協定規則第十三号の規則5.及び6.」とあるのを「協定規則第十三号の規則5. (5.1.4.4.1.1.を除く。)及び6.並びに協定規則第十三号第二改訂版の規則5.1.4.4.1.1.」と読み替へる」とがべき。

一 令和十一年八月三十一日以前に製作された自動車

二 令和十一年九月一日以降に製作された自動車であつて、次に掲げるもの

イ 令和十一年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ 令和十一年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であつて、同年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの

ハ 国土交通大臣が定める自動車

三 令和十一年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であつて、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

(電気装置)

第十四条 (略)

231 (略)

32 次に掲げる自動車については、細目告示第二十一条第五項第一号及び第六項（協定規則第百号に係る部分に限る。）、第九十九条第七項第一号及び第八項（協定規則第百号に係る部分に限る。）並びに第百七十七条第五項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和三年国土交通省告示第五百二十一号）による改正前の細目告示第二十一条第五項第一号及び第六項（協定規則第百号に係る部分に限る。）、第九十九条第七項第一号及び第八項（協定規則第百号に係る部分に限る。）並びに第百七十七条第五項の規定に適合するものであればよい。

一 (略)

二 令和五年九月一日から令和七年八月三十一日までに製作された自動車（電力により作動する原動機を有する自動車以外の自動車を改造等により、電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）としたものを除く。次号において同じ。）であつて、次に掲げるもの

イ・ロ (略)

(削る)

三 (略)

四 国土交通大臣が定める自動車

3336 (略)

(新設)

(電気装置)

第十四条 (略)

231 (略)

32 次に掲げる自動車については、細目告示第二十一条第五項第一号及び第六項（協定規則第百号に係る部分に限る。）、第九十九条第七項第一号及び第八項（協定規則第百号に係る部分に限る。）並びに第百七十七条第五項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和三年国土交通省告示第五百二十一号）による改正前の細目告示第二十一条第五項第一号及び第六項（協定規則第百号に係る部分に限る。）、第九十九条第七項第一号及び第八項（協定規則第百号に係る部分に限る。）並びに第百七十七条第五項の規定に適合するものであればよい。

一 (略)

二 令和五年九月一日から令和七年八月三十一日までに製作された自動車（電力により作動する原動機を有する自動車以外の自動車を改造等により、電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）としたものを除く。次号において同じ。）であつて、次に掲げるもの

イ・ロ (略)

三 (略)

(新設)

ハ 国土交通大臣が定める自動車

3336 (略)

（ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置）

|| 2
s
208
(略)

細目告示第四十一条第三号、第四号、第七号、第八号、第十一号及び第十二号並びに

ては、細目告示別添四十二の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和八年国土交通省告示第千七百七十九号）による改正前の細目告示別添四十二の規定に適合するものであればよい。

令和十年八月三十一日以前に製作された自動車

令和十年九月一日以降に製作された自動車であつて次に掲げるもの

イ 令和十年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車又は酸化炭素等発散防止装置指定自動車

令和十年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であつて、同年十月八月三

料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるもの

八 国土交通大臣が定める自動車

(前照灯等)

第二十九条 (略)

2
27
(略)

28 次の各号に掲げる自動車については、保安基準第三十二条第十項の規定並びに細目告示別添五十二・四・一・二・三・四・五・六・七・八・九・十・十一・十二・十三・十四・十五・十六・十七・十八・十九・二十・二十一・二十二・二十三・二十四・二十五・二十六・二十七・二十八・二十九・三十・三十一・三十二・三十三・三十四・三十五・三十六・三十七・三十八・三十九・四十・四十一・四十二・四十三・四十四・四十五・四十六・四十七・四十八・四十九・五十・五十一・五十二・五十三・五十四・五十五・五十六・五十七・五十八・五十九・六十・六十一・六十二・六十三・六十四・六十五・六十六・六十七・六十八・六十九・七十・七十一・七十二・七十三・七十四・七十五・七十六・七十七・七十八・七十九・八十・八十一・八十二・八十三・八十四・八十五・八十六・八十七・八十八・八十九・九十・九十一・九十二・九十三・九十四・九十五・九十六・九十七・九十八・九十九・百の規定に適合するものであればよい。

六(略)

29 指定自動車等以外の自動車については、当分の間、保安基準第三十二条第十項中「備えなければならぬ」を「備えることができる」に読み替えて適用する。

(低速走行時照射灯)

第三十一条の二次に掲げる自動車については、細目告示第四十四条の二第二項及び別添五十一・四・二七・二の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和元年国土交通省告示第七百十四号）による改正前の細目告示第四十四条の二第二項及び別添五十二・四・二七・二の規定（以下この項において「旧規定」という。）に適合するものであればよい。この場合において、旧規定中「旧規定補足第22改訂版」とあるのは「旧規定改訂版」と、「協定規則第23号補足第22改訂版」とあるのは「協定規則第23号改訂版」と読み替えることがされる。

令和八年八月三十一日以前に製作された自動車

（ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置）

2
s
208
(略)

(新設)

(前照灯等)

第二十九条 (略)

2
27
(略)

28 次の各号に掲げる自動車については、細目告示別添五十二の四・一・二・四・二・二・四・
 2・6・1・1・4・2・6・1・2・4・2・6・2・1・4・2・6・2・2・
 4・2・8・4・2・9・4・3・6・2・2・4・2・3・2・4・2・3・6・1・
 1・4・2・3・6・1・2・4・2・3・8・2・2・及び4・2・3・9・1の規定にかかわ
 らず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和六年国土交
 通省告示第百七十二号）による改正前の細目告示別添五十二の四・一・二・四・二・二・
 4・2・6・1・1・4・2・6・1・2・4・2・6・2・1・4・2・6・2・2・
 4・2・6・2・3・4・2・8・4・2・9・4・3・6・2・2・4・2・3・2・
 4・2・3・6・1・1・4・2・3・6・1・2・4・2・3・8・2・2・及び4・2・3・9・
 1の規定に適合するものであればよい。

一六(略)

(新設)

(低速走行時照射灯)

第三十一条の二次に掲げる自動車については、細目告示第四十四条の二第二項及び別添五十一・四・二七・二の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和元年国土交通省告示第七百十四号）による改正前の細目告示第四十四条の二第二項及び別添五十二・四・二七・二の規定（以下この項において「旧規定」という。）に適合するものであればよい。この場合において、旧規定中「回規旧補足第22改訂版」とあるのは「回規改訂版」と、「協定規則第23号補足第22改訂版」とあるのは「協定規則第23号改訂版」と読み替えることができる。

一 令和八年八月三十一日以前に製作された自動車

二 令和八年九月一日以降に製作された自動車であつて、次に掲げるもの

イ 令和八年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ 令和八年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であつて、同年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と低速走行時照射灯の型式が同一であるもの

ハ 国土交通大臣が定める自動車

2・3 (略)

(眠気警報装置)

第五十一条の七 次に掲げる自動車（次項の自動車を除く。）については、保安基準第四十三条の

十一の規定は適用しない。

一 令和十三年八月三十一日以前に製作された自動車

二 令和十三年九月一日から令和十五年八月三十一日までに製作された自動車であつて、次に掲げるもの

イ 令和十三年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ 令和十三年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であつて、同年八月三十

一日以前に指定を受けた型式指定自動車と眠気警報装置に係る性能が同一であるもの

ハ 国土交通大臣が定める自動車

三 令和十五年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であつて、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

2 指定自動車等以外の自動車については、当分の間、保安基準第四十三条の十一の規定は、適用しない。

(脇見警報装置)

第五十一条の八 次に掲げる自動車（次項の自動車を除く。）については、保安基準第四十三条の

十二の規定は適用しない。

一 令和十三年八月三十一日以前に製作された自動車

二 令和十三年九月一日から令和十五年八月三十一日までに製作された自動車であつて、次に掲げるもの

イ 令和十三年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ 令和十三年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であつて、同年八月三十

一日以前に指定を受けた型式指定自動車と脇見警報装置に係る性能が同一であるもの

ハ 国土交通大臣が定める自動車

三 令和十五年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であつて、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

2 指定自動車等以外の自動車については、当分の間、保安基準第四十三条の十二の規定は、適用しない。

二 令和八年九月一日以降に製作された自動車であつて、次に掲げるもの

イ 令和八年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ 令和八年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であつて、同年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と低速走行時照射灯の型式が同一であるもの

2・3 (略)

(新設)

(新設)

別表第一

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

○印は、各欄に掲げる国が、装置型式指定規則第五条第一項の表各号に掲げる特定装置の項に掲げる各特定装置について、国土交通大臣が定める国であることを示す。

[illegible]

別表第二を次のように改める。

別表第二

国及び規則上の国番号		規則等号改訂版、第零号第二改訂版、第零号第三改訂版、第零号第四改訂版、第零号第五改訂版、第零号第六改訂版、第零号第七改訂版又は第零号第八改訂版	
モルディブ国	○	1	1
カンボジア王国	○	2	2
ミャンマー共和国	○	3	3
ネパール王国	○	4	4
ブータン王国	○	5	5
ラオス王国	○	6	6
タイ王国	○	7	7
インドネシア共和国	○	8	8
マレーシア共和国	○	9	9
シンガポール共和国	○	10	10
スリランカ共和国	○	11	11
フィリピン共和国	○	12	12
インドネシア共和国	○	13	13
スリランカ共和国	○	14	14
ミャンマー王国	○	15	15
タイ王国	○	16	16
インドネシア共和国	○	17	17
スリランカ共和国	○	18	18
フィリピン共和国	○	19	19
マレーシア共和国	○	20	20
シンガポール共和国	○	21	21
インドネシア共和国	○	22	22
スリランカ共和国	○	23	23
フィリピン共和国	○	24	24
マレーシア共和国	○	25	25
シンガポール共和国	○	26	26
インドネシア共和国	○	27	27
スリランカ共和国	○	28	28
フィリピン共和国	○	29	29
マレーシア共和国	○	30	30
シンガポール共和国	○	31	31
インドネシア共和国	○	32	32
スリランカ共和国	○	33	33
フィリピン共和国	○	34	34
マレーシア共和国	○	35	35
シンガポール共和国	○	36	36
インドネシア共和国	○	37	37
スリランカ共和国	○	38	38
フィリピン共和国	○	39	39
マレーシア共和国	○	40	40
シンガポール共和国	○	41	41
インドネシア共和国	○	42	42
スリランカ共和国	○	43	43
フィリピン共和国	○	44	44
マレーシア共和国	○	45	45
シンガポール共和国	○	46	46
インドネシア共和国	○	47	47
スリランカ共和国	○	48	48
フィリピン共和国	○	49	49
マレーシア共和国	○	50	50
シンガポール共和国	○	51	51
インドネシア共和国	○	52	52
スリランカ共和国	○	53	53
フィリピン共和国	○	54	54
マレーシア共和国	○	55	55
シンガポール共和国	○	56	56
インドネシア共和国	○	57	57
スリランカ共和国	○	58	58
フィリピン共和国	○	59	59
マレーシア共和国	○	60	60
シンガポール共和国	○	61	61
インドネシア共和国	○	62	62
スリランカ共和国	○	63	63
フィリピン共和国	○	64	64
マレーシア共和国	○	65	65
シンガポール共和国	○	66	66
インドネシア共和国	○	67	67
スリランカ共和国	○	68	68
フィリピン共和国	○	69	69
マレーシア共和国	○	70	70

備考

○印は、各欄に掲げる国が、共通構造部型式指定規則第五条の二の特定共通構造部について、国土交通大臣が定める国であることを示す。

(道路運送車両法関係手数料規則に基づき自動車、特定共通構造部若しくは特定装置の型式についての指定又は特定改造等の許可の申請に係る手数料の額の算出に關し必要な事項を定める告示の一部改正)

第五条 道路運送車両法関係手数料規則に基づき自動車、特定共通構造部若しくは特定装置の型式についての指定又は特定改造等の許可の申請に係る手数料の額の算出に關し必要な事項を定める告示（平成二十八年国土交通省告示第六百十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
（審査試験項目に規定する試験に代えて行う試験）		（審査試験項目に規定する試験に代えて行う試験）	
第二条 道路運送車両法関係手数料規則別表第一備考第三号（同令第一条第二項及び第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び別表第二備考第二号に掲げる告示で定める試験は、次の表の上欄に掲げる同令別表第一の規定及び同表の中欄に掲げる同令別表第二の規定に掲げる審査試験項目ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる試験とする。		第二条 道路運送車両法関係手数料規則別表第一備考第三号（同令第一条第二項及び第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び別表第二備考第二号に掲げる告示で定める試験は、次の表の上欄に掲げる同令別表第一の規定及び同表の中欄に掲げる同令別表第二の規定に掲げる審査試験項目ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる試験とする。	
第十六号	第六号	第十四号	第六号
道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和八年国土交通省告示第八号）による改正前の道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号。以下「細目告示」という。）第十条第六項に定める基準に係る試験		道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和八年国土交通省告示第八号）による改正前の道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号。以下「細目告示」という。）第十条第六項に定める基準に係る試験	

第二十四号	第十三号	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（平成三十年国土交通省告示第千七百七十五号） 第一条による改正前の細目告示第十三条第二項及び第九十一条第二項に定める基準に係る試験
第三十一号	第十九号	道路運送車両の保安基準及び装置型式指定規則の一部を改正する省令（平成二十五年国土交通省令第七十三号）による改正前の道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号。以下「保安基準」という。）第十二条第二項並びに道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十五年国土交通省告示第八百二十六号）による改正前の細目告示第十五条第六項及び第七項に定める基準に係る試験 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十五年国土交通省告示第八百二十六号）による改正前の細目告示第十五条第二項に定める基準に係る試験
第三十二号	第二十号	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和七年国土交通省告示第四百六十九号）による改正前の細目告示第十五条第二項に定める基準に係る試験
第三十三号	第二十一号	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和五年国土交通省告示第一号）による改正前の細目告示第十五条第七項に定める基準に係る試験
第三十七号	第二十五号	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和六年国土交通省告示第二号）による改正前の細目告示第十五条第四項に定める基準に係る試験
第四十号		道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十七年国土交通省告示第七百二十三号）による改正前の細目告示第十八条第一項に定める基準に係る試験
第五十一号		道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十六年国土交通省告示第百二十六号）による改正前の細目告示第二十条第一項に定める基準に係る試験

第二十二号	第十三号	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（平成三十年国土交通省告示第千七百七十五号） 第一条による改正前の細目告示第十三条第二項及び第九十一条第二項に定める基準に係る試験
第二十九号	第十九号	道路運送車両の保安基準及び装置型式指定規則の一部を改正する省令（平成二十五年国土交通省令第七十三号）による改正前の道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号。以下「保安基準」という。）第十二条第二項並びに道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十五年国土交通省告示第八百二十六号）による改正前の細目告示第十五条第六項及び第七項に定める基準に係る試験 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十五年国土交通省告示第八百二十六号）による改正前の細目告示第十五条第二項に定める基準に係る試験
第三十号	第二十号	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和七年国土交通省告示第四百六十九号）による改正前の細目告示第十五条第二項に定める基準に係る試験
第三十一号	第二十一号	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和五年国土交通省告示第一号）による改正前の細目告示第十五条第七項に定める基準に係る試験
第三十五号	第二十五号	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和六年国土交通省告示第二号）による改正前の細目告示第十五条第四項に定める基準に係る試験
第三十八号		道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十七年国土交通省告示第七百二十三号）による改正前の細目告示第十八条第一項に定める基準に係る試験
第四十九号		道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十六年国土交通省告示第百二十六号）による改正前の細目告示第二十条第一項に定める基準に係る試験

第八十号	道路運送車両の保安基準及び装置型式指定規則の一部を改正する省令（平成二十三年国土交通省令第四十四号）による改正前の保安基準第十八条第五項並びに道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十三年国土交通省告示第五百六十五号）による改正前の細目告示第二十二条及び別添九十九に定める基準に係る試験
第九十号	細目告示別添二十八「インストルメントパネルの衝撃吸収の技術基準」及び別添八十七「サンバイザの衝撃吸収の技術基準」に定める基準に係る試験
第九十三号	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和五年国土交通省告示第五百七十二号）による改正前の細目告示第二十七号第二号及び第三号に定める基準に係る試験
第一百一号	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十九年国土交通省告示第六百四十号）による改正前の細目告示第三十条第十項、第百八条第十二項及び第百八十六条第十二項に定める基準に係る試験
第一百九号	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十八年国土交通省告示第六百八十一号）による改正前の細目告示第四十条第一項に定める基準に係る試験
第九十一号	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和三年国土交通省告示第千二百九十四号）による改正前の細目告示第四十条第一項第四号に定める基準に係る試験
第一百十二号	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十二年国土交通省告示第千二百十三号）による改正前の細目告示別添四十四「二輪車モード排出ガスの測定方法」に規定する二輪車モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物の測定に係る試験

第七十八号	道路運送車両の保安基準及び装置型式指定規則の一部を改正する省令（平成二十三年国土交通省令第四十四号）による改正前の保安基準第十八条第五項並びに道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十三年国土交通省告示第五百六十五号）による改正前の細目告示第二十二条及び別添九十九に定める基準に係る試験
第八十八号	細目告示別添二十八「インストルメントパネルの衝撃吸収の技術基準」及び別添八十七「サンバイザの衝撃吸収の技術基準」に定める基準に係る試験
第九十一号	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和五年国土交通省告示第五百七十二号）による改正前の細目告示第二十七号第二号及び第三号に定める基準に係る試験
第九十九号	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十九年国土交通省告示第六百四十号）による改正前の細目告示第三十条第十項、第百八条第十二項及び第百八十六条第十二項に定める基準に係る試験
第一百七号	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十八年国土交通省告示第六百八十一号）による改正前の細目告示第四十条第一項に定める基準に係る試験
第九十一号	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和三年国土交通省告示第千二百九十四号）による改正前の細目告示第四十条第一項第四号に定める基準に係る試験
第一百十号	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十二年国土交通省告示第千二百十三号）による改正前の細目告示別添四十四「二輪車モード排出ガスの測定方法」に規定する二輪車モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物の測定に係る試験

第百十三号	第九十二号	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十七年国土交通省告示第八百二十六号）による改正前のJ E O五モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物の測定に係る試験
第百十七号	第九十六号	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十七年国土交通省告示第八百二十六号）による改正前の細目告示第四十一条第二項第四号に定める基準に係る試験
第百十八号	第九十七号	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示及び道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（令和元年国土交通省告示第五百八十九号）による改正前の細目告示別添百十五「二輪車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」に定める基準に係る試験
第百二十二号	第一百号	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十七年国土交通省告示第七百二十三号）による改正前の細目告示第四十二条第二項、第六項及び第八項に定める基準に係る試験
第百六十九号		道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十八年国土交通省告示第八百二十六号）による改正前の細目告示第六十八条第一項に定める基準に係る試験
第百八十一号	第百五十二号	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和二年国土交通省告示第千五百七十七号）による改正前の細目告示第七十二条の二に定める基準に係る試験

第百十一号	第九十二号	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十七年国土交通省告示第八百二十六号）による改正前のJ E O五モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物の測定に係る試験
第百十五号	第九十六号	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十七年国土交通省告示第八百二十六号）による改正前の細目告示第四十一条第二項第四号に定める基準に係る試験
第百十六号	第九十七号	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示及び道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（令和元年国土交通省告示第五百八十九号）による改正前の細目告示別添百十五「二輪車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」に定める基準に係る試験
第百二十号	第一百号	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十七年国土交通省告示第七百二十三号）による改正前の細目告示第四十二条第二項、第六項及び第八項に定める基準に係る試験
第百六十五号		道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十八年国土交通省告示第八百二十六号）による改正前の細目告示第六十八条第一項に定める基準に係る試験
第百七十七号	第百五十号	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和二年国土交通省告示第千五百七十七号）による改正前の細目告示第七十二条の二に定める基準に係る試験

附 則

この告示は、令和八年九月三十日から施行する。ただし、第一条中道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第二条第二項の表の改正規定（同項の表協定規則第百七十八号の項の次に二項を加える部に限る。）、同告示第六十七条の六の次に二条を加える改正規定、同告示第百四十五条の六の次に二条を加える改正規定、同告示別添百三十三の次に二別添を加える改正規定、第二条の規定、第三条中道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示第五十一条の六の次に二条を加える改正規定、第四条の規定並びに第五条の規定は、令和八年十月二十日から施行する。

○国土交通省告示第千百七十九号

道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）及び関係法令の規定に基づき、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年九月三十日

国土交通大臣 井林 辰憲

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示

（道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部改正）

第一条 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前																																																																																								
(定義等) 第2条 (略) 2 この告示において、次の表の左欄に掲げる略語は、それぞれ同表の右欄に掲げる意味を表すものとする。 <table> <tr><th>略語</th><th>意味</th></tr> <tr><td>協定規則第10号</td><td>協定規則第10号第7改訂版補足第2改訂版</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>協定規則第13号</td><td>協定規則第13号第15改訂版補足第2改訂版</td></tr> <tr><td>協定規則第13H号</td><td>協定規則第13H号第2改訂版補足改訂版</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>協定規則第39号</td><td>協定規則第39号第2改訂版補足改訂版</td></tr> <tr><td>協定規則第41号</td><td>協定規則第41号第6改訂版補足改訂版</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>協定規則第48号</td><td>協定規則第48号第9改訂版補足第3改訂版</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>協定規則第79号</td><td>協定規則第79号第4改訂版補足第10改訂版</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>協定規則第130号</td><td>協定規則第130号改訂版補足改訂版</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>協定規則第140号</td><td>協定規則第140号補足第7改訂版</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>協定規則第148号</td><td>協定規則第148号改訂版補足第6改訂版</td></tr> <tr><td>協定規則第149号</td><td>協定規則第149号改訂版補足第7改訂版</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>協定規則第154号</td><td>協定規則第154号第4改訂版</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </table>	略語	意味	協定規則第10号	協定規則第10号第7改訂版補足第2改訂版	(略)	(略)	協定規則第13号	協定規則第13号第15改訂版補足第2改訂版	協定規則第13H号	協定規則第13H号第2改訂版補足改訂版	(略)	(略)	協定規則第39号	協定規則第39号第2改訂版補足改訂版	協定規則第41号	協定規則第41号第6改訂版補足改訂版	(略)	(略)	協定規則第48号	協定規則第48号第9改訂版補足第3改訂版	(略)	(略)	協定規則第79号	協定規則第79号第4改訂版補足第10改訂版	(略)	(略)	協定規則第130号	協定規則第130号改訂版補足改訂版	(略)	(略)	協定規則第140号	協定規則第140号補足第7改訂版	(略)	(略)	協定規則第148号	協定規則第148号改訂版補足第6改訂版	協定規則第149号	協定規則第149号改訂版補足第7改訂版	(略)	(略)	協定規則第154号	協定規則第154号第4改訂版	(略)	(略)	(定義等) 第2条 (略) 2 この告示において、次の表の左欄に掲げる略語は、それぞれ同表の右欄に掲げる意味を表すものとする。 <table> <tr><th>略語</th><th>意味</th></tr> <tr><td>協定規則第10号</td><td>協定規則第10号第7改訂版補足改訂版</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>協定規則第13号</td><td>協定規則第13号第15改訂版補足改訂版</td></tr> <tr><td>協定規則第13H号</td><td>協定規則第13H号第2改訂版</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>協定規則第39号</td><td>協定規則第39号第2改訂版</td></tr> <tr><td>協定規則第41号</td><td>協定規則第41号第6改訂版</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>協定規則第48号</td><td>協定規則第48号第9改訂版補足第2改訂版</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>協定規則第79号</td><td>協定規則第79号第4改訂版補足第9改訂版</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>協定規則第130号</td><td>協定規則第130号改訂版</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>協定規則第140号</td><td>協定規則第140号補足第6改訂版</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>協定規則第148号</td><td>協定規則第148号改訂版補足第5改訂版</td></tr> <tr><td>協定規則第149号</td><td>協定規則第149号改訂版補足第6改訂版</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>協定規則第154号</td><td>協定規則第154号第3改訂版補足第2改訂版</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </table>	略語	意味	協定規則第10号	協定規則第10号第7改訂版補足改訂版	(略)	(略)	協定規則第13号	協定規則第13号第15改訂版補足改訂版	協定規則第13H号	協定規則第13H号第2改訂版	(略)	(略)	協定規則第39号	協定規則第39号第2改訂版	協定規則第41号	協定規則第41号第6改訂版	(略)	(略)	協定規則第48号	協定規則第48号第9改訂版補足第2改訂版	(略)	(略)	協定規則第79号	協定規則第79号第4改訂版補足第9改訂版	(略)	(略)	協定規則第130号	協定規則第130号改訂版	(略)	(略)	協定規則第140号	協定規則第140号補足第6改訂版	(略)	(略)	協定規則第148号	協定規則第148号改訂版補足第5改訂版	協定規則第149号	協定規則第149号改訂版補足第6改訂版	(略)	(略)	協定規則第154号	協定規則第154号第3改訂版補足第2改訂版	(略)	(略)
略語	意味																																																																																								
協定規則第10号	協定規則第10号第7改訂版補足第2改訂版																																																																																								
(略)	(略)																																																																																								
協定規則第13号	協定規則第13号第15改訂版補足第2改訂版																																																																																								
協定規則第13H号	協定規則第13H号第2改訂版補足改訂版																																																																																								
(略)	(略)																																																																																								
協定規則第39号	協定規則第39号第2改訂版補足改訂版																																																																																								
協定規則第41号	協定規則第41号第6改訂版補足改訂版																																																																																								
(略)	(略)																																																																																								
協定規則第48号	協定規則第48号第9改訂版補足第3改訂版																																																																																								
(略)	(略)																																																																																								
協定規則第79号	協定規則第79号第4改訂版補足第10改訂版																																																																																								
(略)	(略)																																																																																								
協定規則第130号	協定規則第130号改訂版補足改訂版																																																																																								
(略)	(略)																																																																																								
協定規則第140号	協定規則第140号補足第7改訂版																																																																																								
(略)	(略)																																																																																								
協定規則第148号	協定規則第148号改訂版補足第6改訂版																																																																																								
協定規則第149号	協定規則第149号改訂版補足第7改訂版																																																																																								
(略)	(略)																																																																																								
協定規則第154号	協定規則第154号第4改訂版																																																																																								
(略)	(略)																																																																																								
略語	意味																																																																																								
協定規則第10号	協定規則第10号第7改訂版補足改訂版																																																																																								
(略)	(略)																																																																																								
協定規則第13号	協定規則第13号第15改訂版補足改訂版																																																																																								
協定規則第13H号	協定規則第13H号第2改訂版																																																																																								
(略)	(略)																																																																																								
協定規則第39号	協定規則第39号第2改訂版																																																																																								
協定規則第41号	協定規則第41号第6改訂版																																																																																								
(略)	(略)																																																																																								
協定規則第48号	協定規則第48号第9改訂版補足第2改訂版																																																																																								
(略)	(略)																																																																																								
協定規則第79号	協定規則第79号第4改訂版補足第9改訂版																																																																																								
(略)	(略)																																																																																								
協定規則第130号	協定規則第130号改訂版																																																																																								
(略)	(略)																																																																																								
協定規則第140号	協定規則第140号補足第6改訂版																																																																																								
(略)	(略)																																																																																								
協定規則第148号	協定規則第148号改訂版補足第5改訂版																																																																																								
協定規則第149号	協定規則第149号改訂版補足第6改訂版																																																																																								
(略)	(略)																																																																																								
協定規則第154号	協定規則第154号第3改訂版補足第2改訂版																																																																																								
(略)	(略)																																																																																								

協定規則第168号	協定規則第168号改訂版
(略)	(略)
協定規則第177号	協定規則第177号改訂版
協定規則第178号	協定規則第178号初版
協定規則第182号	協定規則第182号初版
協定規則第183号	協定規則第183号初版

(原動機及び動力伝達装置)

第10条 原動機及び動力伝達装置の構造等に関し、保安基準第8条第1項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一・二 (略)

三 自動車(軽自動車(二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。))に限る。)、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。)にあっては、別添125「車載式燃料・電力消費等測定装置の技術基準」に適合する装置を備えたものであること。

2～4 (略)

5 自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。以下この項において同じ。)の原動機の出力は、協定規則第85号の規則5.に定める方法により測定するものとする。この場合において、専ら乗用の用に供する乗車定員9人以下の自動車又は貨物の運送の用に供する車両総重量が5 t以下の自動車であって、複数の原動機を有する自動車の原動機の出力は、協定規則第177号の規則7.及び8.

協定規則第168号	協定規則第168号補足改訂版
(略)	(略)
協定規則第177号	協定規則第177号初版
協定規則第178号	協定規則第178号初版

(原動機及び動力伝達装置)

第10条 原動機及び動力伝達装置の構造等に関し、保安基準第8条第1項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一・二 (略)

三 自動車(軽自動車(二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。))に限る。)、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。)にあっては、別添125「車載式燃料・電力消費等測定装置の技術基準」に適合する装置を備えたものであること。なお、外国の法令に基づく書面又は表示により、協定規則第154号の附則5の要件又はこれと同等の欧州連合規則(以下この号において「協定規則等」という。)に適合することが明らかである自動車にあっては、協定規則等と同等の別添125の要件に適合するものとみなす。

2～4 (略)

5 自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。以下この項において同じ。)の原動機の出力は、協定規則第85号の規則5.に定める方法により測定するものとする。この場合において、車両総重量が3.5t以下のものであって複数の原動機を有する自動車にあっては、協定規則第177号の規則7.及び8.に定める方法により、その出力を測定してもよい。ただし、法第75条の3第1項の規定に

に定める方法により測定してもよい。ただし、法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合以外の場合にあっては、この限りでない。

6・7 (略)

(自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置)

第41条 (略)

2 前項の規定に適合させるために自動車に備えるばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置が当該装置及び他の装置の機能を損なわないものとして構造、機能、性能等に関し、保安基準第31条第3項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。ただし、二輪自動車については、第2号及び第3号の規定は適用せず、大型特殊自動車及び小型特殊自動車については、第2号から第5号までの規定は適用しない。

一 原動機の作動中、確実に機能するものであること。この場合において、次に掲げるものは、この基準に適合しないものとする。

イ・ロ (略)

ハ 前項第3号、第4号、第7号、第8号、第11号及び第12号に掲げる自動車（還元剤等の補給を必要とする触媒等を備えるものに限る。）であって、協定規則第154号の付録6に定める基準（4フェーズWLTCによる評価及びレベル1Aに係る規定を除く。）に適合しないもの

二～五 (略)

3～6 (略)

(前照灯等)

第42条 (略)

2～9 (略)

10 保安基準第32条第10項の告示で定める基準は、別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とする。

基づく装置の型式の指定を行う場合以外の場合にあっては、この限りでない。

6・7 (略)

(自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置)

第41条 (略)

2 前項の規定に適合させるために自動車に備えるばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置が当該装置及び他の装置の機能を損なわないものとして構造、機能、性能等に関し保安基準第31条第3項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。ただし、二輪自動車については、第2号及び第3号の規定は適用せず、大型特殊自動車及び小型特殊自動車については、第2号から第5号までの規定は適用しない。

一 原動機の作動中、確実に機能するものであること。この場合において、次に掲げるものは、この基準に適合しないものとする。

イ・ロ (略)

ハ 前項第3号、第4号、第7号、第8号、第11号及び第12号に掲げる自動車（還元剤等の補給を必要とする触媒等を備えるものに限る。）であって、協定規則第154号第2改訂版補足第2改訂版又は協定規則第154号の付録6に定める基準に適合しないもの

二～五 (略)

3～6 (略)

(前照灯等)

第42条 (略)

2～9 (略)

10 前照灯の照射方向の調節に係る性能等に関し保安基準第32条第10項の告示で定める基準は、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタビ

11 保安基準第32条第11項の告示で定める基準は、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車にあつては別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とし、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあつては別添53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とする。ただし、法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合に適用する基準は、協定規則第48号の規則5. 及び6. に定める基準とする。

12 保安基準第32条第12項の告示で定める配光可変型前照灯は、灯光の色、明るさ等が協定規則第149号の規則4. 16. 及び5. 3. に定める基準に適合する配光形態のうち配光制御信号(当該配光可変型前照灯の照射光線の光度及びその方向の空間的な分布を制御するために入力される信号をいう。以下同じ。)が出力状態にない状態(以下「基本すれ違い状態」という。)であり、かつ、協定規則第149号の規則5. 3. 5. 1. に規定される範囲にカットオフ(すれ違い状態の照射方法を調整する際に用いる光の明部と暗部を分ける線のことをいう。以下同じ。)を有する場合において、灯火ユニット(配光可変型前照灯から灯光を発することを目的とする部品のことをいう。以下同じ。)の光源の目標光束(光源から出る光の設計上の総量のことをいう。以下同じ。)の総和が自動車の車両中心線を含む鉛直面により左側又は右側に区分された部分当たり2,000lmを超えるものをいう。

13 前照灯洗浄器の洗浄性能等に関し、保安基準第32条第13項の告示で

ラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車にあつては別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とし、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあつては別添53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とする。ただし、法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合に適用する基準は、協定規則第48号の規則5. 及び6. に定める基準とする。

(新設)

11 保安基準第32条第11項の告示で定める配光可変型前照灯は、灯光の色、明るさ等が協定規則第149号の規則4. 16. 及び5. 3. に定める基準に適合する配光形態のうち配光制御信号(当該配光可変型前照灯の照射光線の光度及びその方向の空間的な分布を制御するために入力される信号をいう。以下同じ。)が出力状態にない状態(以下「基本すれ違い状態」という。)であり、かつ、協定規則第149号の規則5. 3. 5. 1. に規定される範囲にカットオフ(すれ違い状態の照射方法を調整する際に用いる光の明部と暗部を分ける線のことをいう。以下同じ。)を有する場合において、灯火ユニット(配光可変型前照灯から灯光を発することを目的とする部品のことをいう。以下同じ。)の光源の目標光束(光源から出る光の設計上の総量のことをいう。以下同じ。)の総和が自動車の車両中心線を含む鉛直面により左側又は右側に区分された部分当たり2,000lmを超えるものをいう。

12 前照灯洗浄器の洗浄性能等に関し保安基準第32条第12項の告示で定

定める基準は、別添55「前照灯洗浄器の技術基準」に定める基準とする。ただし、法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合であり、かつ、別添55「前照灯洗浄器の技術基準」の3.2.1.は、別添55「前照灯洗浄器の技術基準」の3.2.1.に関する前照灯及び前照灯洗浄器の部品が、当該前照灯の一体型部品として型式の指定を受けている場合には適用しないものとする。

14 前照灯洗浄器の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第32条第14項の告示で定める基準は、別添56「前照灯洗浄器及び前照灯洗浄器取付装置の技術基準」に定める基準とする。

(その他の灯火等の制限)

第62条 (略)

2～5 (略)

6 自動車には、次に掲げる灯火を除き、点滅する灯火または光度が増減する灯火（色度が変わることにより視感度が変わる灯火を含む。）を備えてはならない。

一～三 (略)

四 車両後退表示投影装置

五～二十三 (略)

7～15 (略)

(眠気警報装置)

第67条の7 眠気警報装置の機能、性能等に関し、保安基準第43条の11の告示で定める基準は、別添134「眠気警報装置の技術基準」に定める基準又は協定規則第182号の規則5.に定める基準とする。ただし、法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合に適用する基準は、協定規則第182号の規則5.に定める基準とする。

(脇見警報装置)

第67条の8 脇見警報装置の機能、性能等に関し、保安基準第43条の12

める基準は、別添55「前照灯洗浄器の技術基準」に定める基準とする。ただし、法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合であり、かつ、別添55「前照灯洗浄器の技術基準」の3.2.1.は、別添55「前照灯洗浄器の技術基準」の3.2.1.に関する前照灯及び前照灯洗浄器の部品が、当該前照灯の一体型部品として型式の指定を受けている場合には適用しないものとする。

13 前照灯洗浄器の取付位置、取付方法等に関し保安基準第32条第13項の告示で定める基準は、別添56「前照灯洗浄器及び前照灯洗浄器取付装置の技術基準」に定める基準とする。

(その他の灯火等の制限)

第62条 (略)

2～5 (略)

6 自動車には、次に掲げる灯火を除き、点滅する灯火または光度が増減する灯火（色度が変わることにより視感度が変わる灯火を含む。）を備えてはならない。

一～三 (略)

(新設)

四～二十二 (略)

7～15 (略)

(新設)

(新設)

の告示で定める基準は、別添135「協見警報装置の技術基準」に定める基準又は協定規則第183号の規則5.に定める基準とする。ただし、法第75条の3第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合に適用する基準は、協定規則第183号の規則5.に定める基準とする。

（原動機及び動力伝達装置）

第88条 原動機及び動力伝達装置の構造等に関し、保安基準第8条第1項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一 （略）

二 自動車（軽自動車（二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）に限る。）、カタピラ及び^{けん}そりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引^{けん}自動車を除く。）にあっては、別添125「車載式燃料・電力消費等測定装置の技術基準」3.の規定に適合する装置を備えたものであること。この場合において、別添125の3.の規定に掲げる記録項目が読み出せないものは、この基準に適合しないものとする。

2～6 （略）

（自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置）

第119条 （略）

2 前項の規定に適合させるために自動車に備えるばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置が当該装置及び他の装置の機能を損なわないものとして構造、機能、性能等に関し、保安基準第31条第3項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。この場合において、別添124「継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準」に定める基準に適合しない自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置（二輪自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車に備えるものを除く。）は、これらの基準に適合しないものとし、軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車であって車両総重量が3.5tを超えるもの以外の自動車（二輪自動車、大型特殊自動車及び小

（原動機及び動力伝達装置）

第88条 原動機及び動力伝達装置の構造等に関し、保安基準第8条第1項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一 （略）

二 自動車（軽自動車（二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）に限る。）、カタピラ及び^{けん}そりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引^{けん}自動車を除く。）にあっては、別添125「車載式燃料・電力消費等測定装置の技術基準」3.の規定に適合する装置を備えたものであること。この場合において、車載式燃料・電力消費等測定装置の機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、この基準に適合するものとする。

2～6 （略）

（自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置）

第119条 （略）

2 前項の規定に適合させるために自動車に備えるばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置が当該装置及び他の装置の機能を損なわないものとして構造、機能、性能等に関し保安基準第31条第3項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。この場合において、別添124「継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準」に定める基準に適合しない自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置（二輪自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車に備えるものを除く。）は、これらの基準に適合しないものとし、軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車であって車両総重量が3.5tを超えるもの以外の自動車（二輪自動車、大型特殊自動車及

型特殊自動車を除く。)については第5号の規定は適用せず、二輪自動車については、第2号及び第3号の規定は適用せず、大型特殊自動車及び小型特殊自動車については、第2号から第5号までの規定は適用しない。

一 原動機の作動中、確実に機能するものであること。なお、次に掲げるもののいずれかに該当するもの（公的試験機関が実施した試験の結果を記載した書面により、自動車の種別に応じて適用される前項の基準に適合することが明らかである自動車にあっては、ハ及びニに掲げるもの）は、この基準に適合しないものとする。

イ～ニ （略）

ホ 前項第2号、第4号及び第6号に掲げる自動車（還元剤等の補給を必要とする触媒等を備えるものに限る。）であって、協定規則第154号の付録6に定める基準（4フェーズWLTCによる評価及びレベル1Aに係る規定を除く。）に適合しないもの

二～五 （略）

3～6 （略）

（前照灯等）

第120条 （略）

2～12 （略）

13 保安基準第32条第11項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一～三 （略）

14 （略）

15 保安基準第32条第12項の告示で定める配光可変型前照灯（指定自動車等又は法第75条の2第1項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられている配光可変型前照灯若しくは法第75条の3第1項の規定に基づき灯火器、反射器及び指示装置の取付装置について型式の指定を受けた自動車に備える配光可変型前照灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたものに限る。）は、灯光の色、明

び小型特殊自動車を除く。)については第5号の規定は適用せず、二輪自動車については、第2号及び第3号の規定は適用せず、大型特殊自動車及び小型特殊自動車については、第2号から第5号までの規定は適用しない。

一 原動機の作動中、確実に機能するものであること。なお、次に掲げるもののいずれかに該当するもの（公的試験機関が実施した試験の結果を記載した書面により、自動車の種別に応じて適用される前項の基準に適合することが明らかである自動車にあっては、ハ及びニに掲げるもの）は、この基準に適合しないものとする。

イ～ニ （略）

ホ 前項第2号、第4号及び第6号に掲げる自動車（還元剤等の補給を必要とする触媒等を備えるものに限る。）であって、協定規則第154号第2改訂版補足第2改訂版又は協定規則第154号の付録6に定める基準に適合しないもの

二～五 （略）

3～6 （略）

（前照灯等）

第120条 （略）

2～12 （略）

13 前照灯の照射方向の調節に係る性能等に関し保安基準第32条第10項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一～三 （略）

14 （略）

15 保安基準第32条第11項の告示で定める配光可変型前照灯（指定自動車等又は法第75条の2第1項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられている配光可変型前照灯若しくは法第75条の3第1項の規定に基づき灯火器、反射器及び指示装置の取付装置について型式の指定を受けた自動車に備える配光可変型前照灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたものに限る。）は、灯光の色、明

るさ等が基本すれ違い状態であり、かつ、灯火ユニットの照明部の中心を含み、かつ、水平面から下方0.8°の平面並びに車両中心線と平行な鉛直面より右側6°の鉛直面及び左側4°の鉛直面に囲まれた範囲内にカットオフを有する場合にあっては、灯火ユニットの光源の目標光束の総和が自動車の車両中心線を含む鉛直面により左側又は右側に区分された部分当たり2,000lmを超えるものとする。

16 前照灯洗浄器の洗浄性能等に関し、保安基準第32条第13項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一～四 (略)

17 (略)

18 前照灯洗浄器の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第32条第14項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一・二 (略)

19・20 (略)

(低速走行時照射灯)

第122条の2 (略)

2・3 (略)

4 低速走行時照射灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第33条の3第3項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。この場合において、低速走行時照射灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第2章第2節及び同章第3節関係）」によるものとする。

一～七 (略)

八 低速走行時照射灯の直射光又は反射光は、当該低速走行時照射灯を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと。この場合において、低速走行時照射灯の見かけの表面が地上1mの位置から直接視認できないものは、この基準に適合するものとする。

九・十 (略)

るさ等が基本すれ違い状態であり、かつ、灯火ユニットの照明部の中心を含み、かつ、水平面から下方0.8°の平面並びに車両中心線と平行な鉛直面より右側6°の鉛直面及び左側4°の鉛直面に囲まれた範囲内にカットオフを有する場合にあっては、灯火ユニットの光源の目標光束の総和が自動車の車両中心線を含む鉛直面により左側又は右側に区分された部分当たり2,000lmを超えるものとする。

16 前照灯洗浄器の洗浄性能等に関し保安基準第32条第12項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一～四 (略)

17 (略)

18 前照灯洗浄器の取付位置、取付方法等に関し保安基準第32条第13項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一・二 (略)

19・20 (略)

(低速走行時照射灯)

第122条の2 (略)

2・3 (略)

4 低速走行時照射灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第33条の3第3項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。この場合において、低速走行時照射灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第2章第2節及び同章第3節関係）」によるものとする。

一～七 (略)

八 低速走行時照射灯の直射光又は反射光は、当該低速走行時照射灯を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと。この場合において、低速走行時照射灯の見かけの表面が地上面からの高さ1mの位置から直接視認できないものは、この基準に適合するものとする。

九・十 (略)

5 (略)

(車両後退表示投影装置)

第136条の2 車両後退表示投影装置の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第40条の2第2項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一 車両後退表示投影装置の照射光線は、他の交通を妨げないものであること。この場合において、第4号に定める範囲における光度が8,000cd以下のもの又は協定規則第48号の規則5.及び6.の規定に適合するものは、この基準に適合するものとする。

二・三 (略)

四 車両後退表示投影装置が路面に投影する表示は、自動車の最後端に接する車両中心面と直交する鉛直面、自動車の最後端から3,000mm後方にある車両中心面と直交する鉛直面及び車両中心面から1,875mmの距離にある車両中心面に平行な2つの鉛直面により囲まれる車両中心面に対して対称な長方形の範囲内にあること。

五 (略)

2 (略)

3 車両後退表示投影装置の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第40条の2第3項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一～三 (略)

四 車両後退表示投影装置の直射光又は反射光は、当該車両後退表示投影装置を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと。この場合において、車両後退表示投影装置の見かけの表面が地上1mの位置から直接視認できないものは、この基準に適合するものとする。

五 (略)

4 (略)

(その他の灯火等の制限)

5 (略)

(車両後退表示投影装置)

第136条の2 車両後退表示投影装置の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第40条の2第2項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一 車両後退表示投影装置の照射光線は、他の交通を妨げないものであること。この場合において、第4号に定める範囲における光度が8,000cd以下のもの又は協定規則第48号の規則5.36.5.の規定に適合するものは、この基準に適合するものとする。

二・三 (略)

四 車両後退表示投影装置が路面に投影する表示は、自動車の最後端に接する車両中心面と直行する鉛直面、自動車の最後端から3,000mm後方にある車両中心面と直行する鉛直面及び車両中心面から1,875mmの距離にある車両中心面に平行な2つの鉛直面により囲まれる車両中心面に対して対称な長方形の範囲内にあること。

五 (略)

2 (略)

3 車両後退表示投影装置の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第40条の2第3項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一～三 (略)

四 車両後退表示投影装置の直射光又は反射光は、当該車両後退表示投影装置を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと。この場合において、車両後退表示投影装置の見かけの表面が地上面からの高さ1mの位置から直接視認できないものは、この基準に適合するものとする。

五 (略)

4 (略)

(その他の灯火等の制限)

第140条 (略)

2～5 (略)

6 自動車には、次に掲げる灯火を除き、点滅する灯火または光度が増減する灯火（色度が変わることにより視感度が変わる灯火を含む。）を備えてはならない。

一～三 (略)

四 車両後退表示投影装置

五～二十四 (略)

7～15 (略)

(眠気警報装置)

第145条の7 眠気警報装置の機能、性能等に関し、保安基準第43条の11の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一 運転者の状態若しくは運転行動又は車両挙動に基づき、眠気を検知及び報知するものであること。

二 走行時において確実に機能するものであること。この場合において、眠気警報装置の機能を損なうおそれのある損傷等のあるものは、この基準に適合しないものとする。

三 眠気警報装置の作動を停止させることができる機能を有さないものであること。

四 警報の停止機能を有するものにあつては、原動機の始動時（アイドリングストップ対応自動車等における原動機自動停止に続き、原動機が始動したときを除く。次条、第223条の7及び第223条の8において同じ。）に警報の停止状態が解除されるものであること。この場合において、次に掲げる条件のいずれかに該当することにより警報の停止状態が解除されるものは、この基準に適合するものとする。

イ 運転者席の扉の開放

ロ 最大15分間の原動機の停止状態（アイドリングストップ対応自動車等における原動機の自動停止状態を除く。第223条の7にお

第140条 (略)

2～5 (略)

6 自動車には、次に掲げる灯火を除き、点滅する灯火または光度が増減する灯火（色度が変わることにより視感度が変わる灯火を含む。）を備えてはならない。

一～三 (略)

(新設)

四～二十三 (略)

7～15 (略)

(新設)

いて同じ。)

五 正常に作動しないおそれがある状態となっている場合、その旨を運転者等に視覚的に警報するものであること。

2 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた眠気警報装置であって、その機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、前項の基準に適合するものとする。

(脇見警報装置)

第145条の8 脇見警報装置の機能、性能等に関し、保安基準第43条の12の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一 運転者の状態に基づいて脇見を検知及び報知するものであること。

二 走行時において確実に機能するものであること。この場合において、脇見警報装置の機能を損なうおそれのある損傷等のあるものは、この基準に適合しないものとする。

三 停止機能を有するものにあっては、原動機の始動時に停止状態が解除されるものであること。

四 正常に作動しないおそれがある状態となっている場合、その旨を運転者等に視覚的に警報するものであること。

2 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた脇見警報装置であって、その機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、前項の基準に適合するものとする。

(原動機及び動力伝達装置)

第166条 原動機及び動力伝達装置の構造等に関し、保安基準第8条第1項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一 (略)

二 自動車(軽自動車(二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。))に限る。)、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引^{けんいん}自動車を除く。)にあっては、別添12

(新設)

(原動機及び動力伝達装置)

第166条 原動機及び動力伝達装置の構造等に関し、保安基準第8条第1項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一 (略)

二 自動車(軽自動車(二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。))に限る。)、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引^{けんいん}自動車を除く。)にあっては、別添12

5「車載式燃料・電力消費等測定装置の技術基準」3.の規定に適合する装置を備えたものであること。この場合において、別添125の3.の規定に掲げる記録項目が読み出せないものは、この基準に適合しないものとする。

2～5 (略)

(前照灯等)

第198条 (略)

2～8 (略)

9 配光可変型前照灯の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第32条第8項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一～五 (略)

10 (略)

11 配光可変型前照灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第32条第9項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一～二十 (略)

12 (略)

13 保安基準第32条第11項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一～三 (略)

14 (略)

15 保安基準第32条第12項の告示で定める配光可変型前照灯は、灯光の色、明るさ等が基本すれ違い状態であり、かつ、灯火ユニットの照明部の中心を含み、かつ、水平面から下方0.8°の平面並びに車両中心線と平行な鉛直面より右側6°の鉛直面及び左側4°の鉛直面に囲まれた範囲にカットオフを有する場合において、灯火ユニットの光源の目標光束の総和が自動車の車両中心線を含む鉛直面により左側又は右側に区分された部分当たり2,000lmを超えるものであって、かつ、次に掲げるものをいう。

一～三 (略)

5「車載式燃料・電力消費等測定装置の技術基準」3.の規定に適合する装置を備えたものであること。この場合において、車載式燃料・電力消費等測定装置の機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、この基準に適合するものとする。

2～5 (略)

(前照灯等)

第198条 (略)

2～8 (略)

9 配光可変型前照灯の灯光の色、明るさ等に関し保安基準第32条第8項の告示で定める基準は、次のとおりとする。

一～五 (略)

10 (略)

11 配光可変型前照灯の取付位置、取付方法等に関し保安基準第32条第9項の告示で定める基準は、次のとおりとする。

一～二十 (略)

12 (略)

13 前照灯の照射方向の調節に係る性能等に関し保安基準第32条第10項の告示で定める基準は、次のとおりとする。

一～三 (略)

14 (略)

15 保安基準第32条第11項の告示で定める配光可変型前照灯は、灯光の色、明るさ等が基本すれ違い状態であり、かつ、灯火ユニットの照明部の中心を含み、かつ、水平面から下方0.8°の平面並びに車両中心線と平行な鉛直面より右側6°の鉛直面及び左側4°の鉛直面に囲まれた範囲にカットオフを有する場合において、灯火ユニットの光源の目標光束の総和が自動車の車両中心線を含む鉛直面により左側又は右側に区分された部分当たり2,000lmを超えるものであって、かつ、次に掲げるものをいう。

一～三 (略)

16 前照灯洗浄器の洗浄性能等に関し、保安基準第32条第13項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一～四 (略)

17 (略)

18 前照灯洗浄器の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第32条第14項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一・二 (略)

19・20 (略)

(低速走行時照射灯)

第200条の2 (略)

2・3 (略)

4 低速走行時照射灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第33条の3第3項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。この場合において、低速走行時照射灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第2章第2節及び同章第3節関係）」によるものとする。

一～七 (略)

八 低速走行時照射灯の直射光又は反射光は、当該低速走行時照射灯を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと。この場合において、低速走行時照射灯の見かけの表面が地上1mの位置から直接視認できないものは、この基準に適合するものとする。

九・十 (略)

5 (略)

(車両後退表示投影装置)

第214条の2 車両後退表示投影装置の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第40条の2第2項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。

16 前照灯洗浄器の洗浄性能等に関し保安基準第32条第12項の告示で定める基準は、次のとおりとする。

一～四 (略)

17 (略)

18 前照灯洗浄器の取付位置、取付方法等に関し保安基準第32条第13項の告示で定める基準は、次のとおりとする。

一・二 (略)

19・20 (略)

(低速走行時照射灯)

第200条の2 (略)

2・3 (略)

4 低速走行時照射灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第33条の3第3項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。この場合において、低速走行時照射灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第2章第2節及び同章第3節関係）」によるものとする。

一～七 (略)

八 低速走行時照射灯の直射光又は反射光は、当該低速走行時照射灯を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと。この場合において、低速走行時照射灯の見かけの表面が地上面からの高さ1mの位置から直接視認できないものは、この基準に適合するものとする。

九・十 (略)

5 (略)

(車両後退表示投影装置)

第214条の2 車両後退表示投影装置の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第40条の2第2項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一 車両後退表示投影装置の照射光線は、他の交通を妨げないものであること。この場合において、第4号に定める範囲における光度が8,000cd以下のもの又は協定規則第48号の規則5. 及び6.の規定に適合するものは、この基準に適合するものとする。

二・三 (略)

四 車両後退表示投影装置が路面に投影する表示は、自動車の最後端に接する車両中心面と直交する鉛直面、自動車の最後端から3,000mm後方にある車両中心面と直交する鉛直面及び車両中心面から1,875mmの距離にある車両中心面に平行な2つの鉛直面により囲まれる車両中心面に対して対称な長方形の範囲内にあること。

五 (略)

2 (略)

3 車両後退表示投影装置の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第40条の2第3項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一～三 (略)

四 車両後退表示投影装置の直射光又は反射光は、当該車両後退表示投影装置を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと。この場合において、車両後退表示投影装置の見かけの表面が地上1mの位置から直接視認できないものは、この基準に適合するものとする。

五 (略)

4 (略)

(その他の灯火等の制限)

第218条 (略)

2～5 (略)

6 自動車には、次に掲げる灯火を除き、点滅する灯火または光度が増減する灯火（色度が変わることにより視感度が変わる灯火を含む。）を備えてはならない。

一～三 (略)

一 車両後退表示投影装置の照射光線は、他の交通を妨げないものであること。この場合において、第4号に定める範囲における光度が8,000cd以下のもの又は協定規則第48号の規則5.36.5.の規定に適合するものは、この基準に適合するものとする。

二・三 (略)

四 車両後退表示投影装置が路面に投影する表示は、自動車の最後端に接する車両中心面と直行する鉛直面、自動車の最後端から3,000mm後方にある車両中心面と直行する鉛直面及び車両中心面から1,875mmの距離にある車両中心面に平行な2つの鉛直面により囲まれる車両中心面に対して対称な長方形の範囲内にあること。

五 (略)

2 (略)

3 車両後退表示投影装置の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第40条の2第3項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一～三 (略)

四 車両後退表示投影装置の直射光又は反射光は、当該車両後退表示投影装置を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと。この場合において、車両後退表示投影装置の見かけの表面が地上面からの高さ1mの位置から直接視認できないものは、この基準に適合するものとする。

五 (略)

4 (略)

(その他の灯火等の制限)

第218条 (略)

2～5 (略)

6 自動車には、次に掲げる灯火を除き、点滅する灯火または光度が増減する灯火（色度が変わることにより視感度が変わる灯火を含む。）を備えてはならない。

一～三 (略)

四 車両後退表示投影装置

五～二十四 (略)

7～15 (略)

(眠気警報装置)

第223条の7 眠気警報装置の機能、性能等に関し、保安基準第43条の1の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一 走行時において確実に機能するものであること。この場合において、眠気警報装置の機能を損なうおそれのある損傷等のあるものは、この基準に適合しないものとする。

二 眠気警報装置の作動を停止させることができる機能を有さないものであること。

三 警報の停止機能を有するものにあつては、原動機の始動時に警報の停止状態が解除されるものであること。この場合において、次に掲げる条件のいずれかに該当することにより警報の停止状態が解除されるものは、この基準に適合するものとする。

イ 運転者席の扉の開放

ロ 最大15分間の原動機の停止状態

四 正常に作動しないおそれがある状態となっている場合、その旨を運転者等に視覚的に警報するものであること。

2 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた眠気警報装置であつて、その機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、前項の基準に適合するものとする。

(脇見警報装置)

第223条の8 脇見警報装置の機能、性能等に関し、保安基準第43条の1の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一 走行時において確実に機能するものであること。この場合において、脇見警報装置の機能を損なうおそれのある損傷等のあるものは、この基準に適合しないものとする。

(新設)

四～二十三 (略)

7～15 (略)

(新設)

(新設)

二 停止機能を有するものにあつては、原動機の始動時に停止状態が解除されるものであること。

三 正常に作動しないおそれがある状態となっている場合、その旨を運転者等に視覚的に警報するものであること。

2 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた脇見警報装置であつて、その機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、前項の基準に適合するものとする。

(電気装置)

第253条の3 (略)

2 保安基準第65条の4第2項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一 一般原動機付自転車に備える電気装置(第3号に掲げる一般原動機付自転車に備えるものを除く。)にあつては、協定規則第136号の規則5.及び6.に定める基準とする。

二 前号の規定(協定規則第136号の規則6.に限る。)にかかわらず、一般小型原動機付自転車に備える電気装置にあつては、次に掲げるいずれかの基準に適合すればよい。

イ 国際連合危険物輸送勧告(UN38.3)

ロ ヨーロッパ連合における統一規格(EN15194)

ハ 電気用品の技術上の基準を定める省令(平成25年経済産業省令第34号)(PSEマークが表示されているもの)

三 原動機用蓄電池として鉛蓄電池を備える一般原動機付自転車にあつては、次に掲げる基準に適合すること。

イ 電気配線は、被覆され、かつ、車体に定着されていること。

ロ 電気端子、電気開閉器その他火花を生ずるおそれのある電気装置は、乗車人員及び積載物品によって損傷、短絡等を生じないように、かつ、電気火花等によって乗車人員及び積載物品に危害を与えないように適当におおわれていること。この場合において、計器板裏面又は座席下部の密閉された箇所等に設置されている電

(電気装置)

第253条の3 (略)

2 保安基準第65条の4第2項の告示で定める基準は、協定規則第136号の規則5.及び6.に定める基準とする。

(新設)

(新設)

(新設)

気端子及び電気開閉器は、適当におおわれているものとする。

ハ 蓄電池は、振動等により移動し又は損傷することがないように確実に取り付けられていること。この場合において、車室内の蓄電池は、木箱その他適当な絶縁物等によりおおわれている（蓄電池端子の部分（蓄電池箱の上側）が適当な絶縁物で完全におおわれていることをいい、蓄電池箱の横側あるいは下側は、絶縁物でおおわれていないものであってもよい。）ものとする。

（削る）

（電気装置）

第269条の3 （略）

2 （略）

3 保安基準第65条の4第2項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一 一般原動機付自転車に備える電気装置（第3号に掲げる一般原動機付自転車に備えるものを除く。）にあつては、協定規則第136号の規則5.（5.2.1.、5.2.5.及び5.3.を除く。）及び6.に定める基準とする。ただし、一般原動機付自転車の振動等により移動し又は損傷することがないように確実に取り付けられている原動機用蓄電池は、協定規則第136号の規則6.2.から6.4.まで及び6.12.に定める基準に適合するものとみなす。

二 （略）

三 原動機用蓄電池として鉛蓄電池を備える一般原動機付自転車に備える電気装置にあつては、次に掲げる基準とする。

3 前項の規定（協定規則第136号の規則6.に限る。）にかかわらず、一般小型原動機付自転車に備える電気装置にあつては、次に掲げるいずれかの基準に適合すればよい。

一 国際連合危険物輸送勧告（UN38.3）

二 ヨーロッパ連合における統一規格（EN15194）

三 電気用品の技術上の基準を定める省令（平成25年経済産業省令第34号）（PSEマークが表示されているもの）

（電気装置）

第269条の3 （略）

2 （略）

3 保安基準第65条の4第2項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一 一般原動機付自転車に備える電気装置にあつては、協定規則第136号の規則5.（5.2.1.、5.2.5.及び5.3.を除く。）及び6.に定める基準とする。ただし、一般原動機付自転車の振動等により移動し又は損傷することがないように確実に取り付けられている原動機用蓄電池は、協定規則第136号の規則6.2.から6.4.まで及び6.12.に定める基準に適合するものとみなす。

二 （略）

（新設）

- イ 電気配線は、被覆され、かつ、車体に定着されていること。
- ロ 電気端子、電気開閉器その他火花を生ずるおそれのある電気装置は、乗車人員及び積載物品によって損傷、短絡等を生じないように、かつ、電気火花等によって乗車人員及び積載物品に危害を与えないように適当におおわれていること。この場合において、計器板裏面又は座席下部の密閉された箇所等に設置されている電気端子及び電気開閉器は、適当におおわれているものとする。
- ハ 蓄電池は、振動等により移動し又は損傷することがないように確実に取り付けられていること。この場合において、車室内の蓄電池は、木箱その他適当な絶縁物等によりおおわれている（蓄電池端子の部分（蓄電池箱の上側）が適当な絶縁物で完全におおわれていることをいい、蓄電池箱の横側あるいは下側は、絶縁物でおおわれていないものであってもよい。）ものとする。

4 施行規則第62条の3第1項の規定により型式の認定を受けた一般原動機付自転車に備えられている電気装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた電気装置であって、その機能を損なう損傷等のないものは、前項第1号及び第3号の基準に適合するものとする。

（電気装置）

第285条の3 （略）

2 保安基準第65条の4第2項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

- 一 一般原動機付自転車に備える電気装置（次号に掲げる一般原動機付自転車に備えるものを除く。）にあっては、次に掲げる基準とする。
- イ 高電圧回路に使用する動力系の活電部の配線（エンクロージャ内に設置されている高電圧回路に使用する配線を除く。）は、橙色の被覆を施すことにより、他の電気配線と識別できるものであること。
- ロ 導電性のバリヤ、エンクロージャ等の露出導電部への人体の接

4 施行規則第62条の3第1項の規定により型式の認定を受けた一般原動機付自転車に備えられている電気装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた電気装置であって、その機能を損なう損傷等のないものは、前項第1号の基準に適合するものとする。

（電気装置）

第285条の3 （略）

2 保安基準第65条の4第2項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

- 一 高電圧回路に使用する動力系の活電部の配線（エンクロージャ内に設置されている高電圧回路に使用する配線を除く。）は、橙色の被覆を施すことにより、他の電気配線と識別できるものであること。
- 二 導電性のバリヤ、エンクロージャ等の露出導電部への人体の接触による感電を防止するため、導電性のバリヤ、エンクロージャ等の露出導電部を直流電氣的に電氣的シャシに接続する電線、アース束線等による接続、溶接、ボルト締め等の締結状態は、その機能を損

触による感電を防止するため、導電性のバリヤ、エンクロージャ等の露出導電部を直流電氣的に電氣的シャシに接続する電線、アース束線等による接続、溶接、ボルト締め等の締結状態は、その機能を損なうような緩み又は損傷がないものであること。

ハ 原動機用蓄電池は、振動等により移動し又は損傷することがないよう確実に取り付けられていること。

ニ 原動機用蓄電池は、一般原動機付自転車の動揺により電解液が漏れない構造であること。

二 原動機用蓄電池として鉛蓄電池を備える一般原動機付自転車に備える電気装置にあつては、次に掲げる基準とする。

イ 電気配線は、被覆され、かつ、車体に定着されていること。

ロ 電気端子、電気開閉器その他火花を生ずるおそれのある電気装置は、乗車人員及び積載物品によって損傷、短絡等を生じないように、かつ、電気火花等によって乗車人員及び積載物品に危害を与えないように適当におおわれていること。この場合において、計器板裏面又は座席下部の密閉された箇所等に設置されている電気端子及び電気開閉器は、適当におおわれているものとする。

ハ 蓄電池は、振動等により移動し又は損傷することがないよう確実に取り付けられていること。この場合において、車室内の蓄電池は、木箱その他適当な絶縁物等によりおおわれている（蓄電池端子の部分（蓄電池箱の上側）が適当な絶縁物で完全におおわれていることをいい、蓄電池箱の横側あるいは下側は、絶縁物でおおわれていないものであってもよい。）ものとする。

3 （略）

（電気装置）

第298条 （略）

2 特定小型原動機付自転車の電気装置の性能及び構造に関し、保安基準第66条の15第2項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

なうような緩み又は損傷がないものであること。

三 原動機用蓄電池は、振動等により移動し又は損傷することがないよう確実に取り付けられていること。

四 原動機用蓄電池は、一般原動機付自転車の動揺により電解液が漏れない構造であること。

3 （略）

（電気装置）

第298条 （略）

2 特定小型原動機付自転車の電気装置の性能及び構造に関し、保安基準第66条の15第2項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一 特定小型原動機付自転車に備える電気装置（第4号に掲げる特定小型原動機付自転車に備えるものを除く。）にあつては、協定規則第136号の規則6.に定める基準とする。この場合において、次に掲げる基準のいずれかに適合するものは、この基準に適合するものとみなす。

イ～ハ （略）

二・三 （略）

四 原動機用蓄電池として鉛蓄電池を備える特定小型原動機付自転車に備える電気装置にあつては、次に掲げる基準とする。

イ 電気配線は、被覆され、かつ、車体に定着されていること。

ロ 電気端子、電気開閉器その他火花を生ずるおそれのある電気装置は、乗車人員及び積載物品によって損傷、短絡等を生じないように、かつ、電気火花等によって乗車人員及び積載物品に危害を与えないように適当におおわれていること。この場合において、座席下部の密閉された箇所等に設置されている電気端子及び電気開閉器は、適当におおわれているものとする。

ハ 蓄電池は、振動等により移動し又は損傷することがないよう確実に取り付けられていること。この場合において、車室内の蓄電池は、木箱その他適当な絶縁物等によりおおわれている（蓄電池端子の部分（蓄電池箱の上側）が適当な絶縁物で完全におおわれていることをいい、蓄電池箱の横側あるいは下側は、絶縁物でおおわれていないものであってもよい。）ものとする。

（電気装置）

第311条 （略）

2 （略）

3 特定小型原動機付自転車の電気装置の性能及び構造に関し、保安基準第66条の15第2項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一 特定小型原動機付自転車に備える原動機用蓄電池にあつては、協定規則第136号の規則6.に定める基準とする。この場合において、次に掲げる基準のいずれかに適合するものは、この基準に適合するものとみなす。

イ～ハ （略）

二・三 （略）

（新設）

（電気装置）

第311条 （略）

2 （略）

3 特定小型原動機付自転車の電気装置の性能及び構造に関し、保安基準第66条の15第2項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一 特定小型原動機付自転車に備える電気装置（第4号に掲げる特定小型原動機付自転車に備えるものを除く。）にあつては、協定規則第136号の規則6.に定める基準とする。この場合において、次に掲げる基準のいずれかに適合するものは、この基準に適合するものとみなす。

イ～ハ （略）

二・三 （略）

四 原動機用蓄電池として鉛蓄電池を備える特定小型原動機付自転車に備える電気装置にあつては、次に掲げる基準とする。

イ 車室内の電気配線は、被覆され、かつ、車体に定着されていること。

ロ 車室内の電気端子、電気開閉器その他火花を生ずるおそれのある電気装置は、乗車人員及び積載物品によって損傷、短絡等を生じないように、かつ、電気火花等によって乗車人員及び積載物品に危害を与えないように適当におおわれていること。この場合において、座席下部の密閉された箇所等に設置されている電気端子及び電気開閉器は、適当におおわれているものとする。

ハ 蓄電池は、振動等により移動し又は損傷することがないように確実に取り付けられていること。この場合において、車室内の蓄電池は、木箱その他適当な絶縁物等によりおおわれている（蓄電池端子の部分（蓄電池箱の上側）が適当な絶縁物で完全におおわれていることをいい、蓄電池箱の横側あるいは下側は、絶縁物でおおわれていないものであってもよい。）ものとする。

（電気装置）

第324条 （略）

2 特定小型原動機付自転車の電気装置の性能及び構造に関し、保安基準第66条の15第2項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一 特定小型原動機付自転車に備える電気装置（第4号に掲げる特定

一 特定小型原動機付自転車に備える原動機用蓄電池にあつては、協定規則第136号の規則6.に定める基準とする。この場合において、次に掲げる基準のいずれかに適合するものは、この基準に適合するものとみなす。

イ～ハ （略）

二・三 （略）

（新設）

（電気装置）

第324条 （略）

2 特定小型原動機付自転車の電気装置の性能及び構造に関し、保安基準第66条の15第2項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一 特定小型原動機付自転車に備える原動機用蓄電池にあつては、協

小型原動機付自転車に備えるものを除く。) にあつては、協定規則第136号の規則6. に定める基準とする。この場合において、次に掲げる基準のいずれかに適合するものは、この基準に適合するものとみなす。

イ～ハ (略)

二・三 (略)

四 原動機用蓄電池として鉛蓄電池を備える特定小型原動機付自転車に備える電気装置にあつては、次に掲げる基準とする。

イ 電気配線は、被覆され、かつ、車体に定着されていること。

ロ 電気端子、電気開閉器その他火花を生ずるおそれのある電気装置は、乗車人員及び積載物品によって損傷、短絡等を生じないように、かつ、電気火花等によって乗車人員及び積載物品に危害を与えないように適当におおわれていること。この場合において、座席下部の密閉された箇所等に設置されている電気端子及び電気開閉器は、適当におおわれているものとする。

ハ 蓄電池は、振動等により移動し又は損傷することがないように確実に取り付けられていること。この場合において、車室内の蓄電池は、木箱その他適当な絶縁物等によりおおわれている(蓄電池端子の部分(蓄電池箱の上側)が適当な絶縁物で完全におおわれていることをいい、蓄電池箱の横側あるいは下側は、絶縁物でおおわれていないものであつてもよい。)ものとする。

別添41 重量車排出ガスの測定方法

I J E 05モード法

1. ～11. (略)

別表1～別表4 (略)

別紙1～別紙5 (略)

別紙6 PM測定

別紙6-1 PMの測定方法及び測定要領

1. ・2. (略)

定規則第136号の規則6. に定める基準とする。この場合において、次に掲げる基準のいずれかに適合するものは、この基準に適合するものとみなす。

イ～ハ (略)

二・三 (略)

(新設)

別添41 重量車排出ガスの測定方法

I J E 05モード法

1. ～11. (略)

別表1～別表4 (略)

別紙1～別紙5 (略)

別紙6 PM測定

別紙6-1 PMの測定方法及び測定要領

1. ・2. (略)

3. PM質量の算出

3.1. フィルタ重量の浮力補正

PM捕集前のフィルタ重量及びPM捕集後のフィルタ重量について、それぞれ次式により浮力補正し、浮力補正後のPM捕集前フィルタ重量を W_{fb} 、PM捕集後のフィルタ重量を W_{fa} とする。

$$W_{corr} = W_{uncorr} \times \left(\frac{1 - \frac{\rho_{air}}{\rho_{weight}}}{1 - \frac{\rho_{air}}{\rho_{media}}} \right)$$

W_{corr} : PM又はPMb用捕集フィルタ重量（浮力補正後）

W_{uncorr} : PM又はPMb用捕集フィルタ重量（浮力補正前）

ρ_{air} : 天秤環境中の空気密度

$$\rho_{air} = \frac{p_{abs} \times M_{mix}}{R \times T_{amb}}$$

p_{abs} : 天秤環境中の絶対圧力 (kPa)

M_{mix} : 天秤環境中の標準湿度状態（温度282.65Kの飽和湿度）
における空気のモル質量=28.836 (g/mol)

R : 分子ガス定数=8.3144

T_{amb} : 天秤環境中の絶対環境温度 (K)

ρ_{weight} : 天秤の校正に用いる校正分銅の密度 (kg/m³)
ステンレス鋼の場合=8000kg/m³
その他の場合は、天秤製造メーカーの仕様に従うこと。

ρ_{media} : PMサンプル媒体の密度 (kg/m³)
炭化フッ素皮膜ガラス繊維フィルタの場合=2300kg/m³

3. PM質量の算出

3.1. フィルタ重量の浮力補正

PM捕集前のフィルタ重量及びPM捕集後のフィルタ重量について、それぞれ次式により浮力補正し、浮力補正後のPM捕集前フィルタ重量を W_{fb} 、PM捕集後のフィルタ重量を W_{fa} とする。

$$W_{corr} = W_{uncorr} \times \left(\frac{1 - \frac{\rho_{air}}{\rho_{weight}}}{1 - \frac{\rho_{air}}{\rho_{media}}} \right)$$

W_{corr} : PM又はPMb用捕集フィルタ重量（浮力補正後）

W_{uncorr} : PM又はPMb用捕集フィルタ重量（浮力補正前）

ρ_{air} : 天秤環境中の空気密度

$$\rho_{air} = \frac{p_{abs} \times M_{mix}}{R \times T_{amb}}$$

p_{abs} : 天秤環境中の絶対圧力 (kPa)

M_{mix} : 天秤環境中の標準湿度状態（温度282.65Kの飽和湿度）
における空気のモル質量=28.836 (g/mol)

R : 分子ガス定数=8.3144

T_{amb} : 天秤環境中の絶対環境温度 (K)

ρ_{weight} : 天秤の校正に用いる校正分銅の密度 (kg/m³)
ステンレス鋼の場合=8000kg/m³
その他の場合は、天秤製造メーカーの仕様に従うこと。

ρ_{media} : PMサンプル媒体の密度 (kg/m³)
炭化フッ素皮膜ガラス繊維フィルタの場合=2300kg/m³

媒体質量の95%を占めるポリメチルペンテン（PMP）
のサポート・リングがついたPTFE薄膜（フィルム）
媒体の場合=920kg/m³

PTFEのサポート・リングがついたPTFE薄膜
（フィルム）媒体の場合=2144kg/m³

ポリメチルペンテン（PMP）又はPTFEと同等の不
活性材料のサポート・リングがついたPTFE薄膜
（フィルム）媒体の場合は、製造メーカー指定の密度を
使用

3.2. （略）

別紙6-2・別紙6-3 （略）

別紙6-4 捕集フィルタ

1. PM及びPMbを捕集する捕集フィルタは次の要件に適合すること
。

- (1) 捕集フィルタの材質は、炭化フッ素皮膜ガラス繊維フィルタ又は
ポリテトラフルオロエチレン（PTFE）膜フィルタとすること
。また、ポリテトラフルオロエチレン（PTFE）膜フィルタにお
いては、フィルタとフィルタホルダーのシールのために、フィルタ
材料の外周に不活性ポリマーリングを接着することができる。不活
性ポリマーリングはポリメチルペンテン（PMP）、PTFEまたは試験機関との事前の合意があれば同等の不活性材料を使用しても
よい。

(2) ・ (3) （略）

別紙6-5・別紙6-6 （略）

別紙7～別紙8 （略）

II WHDCモード法

媒体質量の95%を占めるポリメチルペンテン（PMP）
のサポート・リングがついたPTFE薄膜（フィルム）
媒体の場合=920kg/m³

PTFEのサポート・リングがついたPTFE薄膜
（フィルム）媒体の場合2144kg/m³

3.2. （略）

別紙6-2・別紙6-3 （略）

別紙6-4 捕集フィルタ

1. PM及びPMbを捕集する捕集フィルタは次の要件に適合すること
。

- (1) 捕集フィルタの材質は、炭化フッ素皮膜ガラス繊維フィルタ又は
ポリテトラフルオロエチレン（PTFE）膜フィルタとすること
。

(2) ・ (3) （略）

別紙6-5・別紙6-6 （略）

別紙7～別紙8 （略）

II WHDCモード法

1. ～8. (略)
9. 測定機器の仕様と検定
- 9.1. ～9.3. (略)
- 9.4. PMの測定及びサンプリングシステム
- 9.4.1. ～9.4.3. (略)
- 9.4.4. PM捕集フィルタ
- 希釈された排気は、試験シーケンス中、9.4.4.1. から9.4.4.3. までの要件に適合するフィルタによってサンプルを採取する。
- 9.4.4.1. フィルタの仕様
- 全てのフィルタタイプは、 $0.3\mu\text{m}$ のDOP（ジオクチルフタレート）の収集効率が少なくとも99%であること。フィルタの材料は以下のいずれかとする。
- (a) フルオロカーボン（PTFE）コーティングを施したガラス繊維
- (b) フルオロカーボン（PTFE）膜
- また、フィルタとフィルタホルダーのシールのために、フィルタ材料の外周に不活性ポリマーリングを接着することができる。不活性ポリマーリングはポリメチルペンテン（PMP）、PTFEまたは試験機関との事前の合意があれば同等の不活性材料を使用してもよい。
- 9.4.4.2. ・9.4.4.3. (略)
- 9.4.5. ・9.4.6. (略)
- 9.5. (略)
10. 粒子数測定試験手順
- 10.1. ・10.2. (略)
- 10.3. 粒子数サンプル流量の補正一分流希釈システム
- 10.3.1. (略)
- 10.3.2. サンプリングの比例制御において使用した分流希釈システムへの瞬時排出ガス流量（ q_{mp} ）は、以下の(a)又は(b)の方法により補正すること。
- (a) 抽出された粒子数サンプル流を廃棄する場合は、9.4.6.2. の式⁽⁸³⁾を以下に置き換えるものとする。

1. ～8. (略)
9. 測定機器の仕様と検定
- 9.1. ～9.3. (略)
- 9.4. PMの測定及びサンプリングシステム
- 9.4.1. ～9.4.3. (略)
- 9.4.4. PM捕集フィルタ
- 希釈された排気は、試験シーケンス中、9.4.4.1. から9.4.4.3. までの要件に適合するフィルタによってサンプルを採取する。
- 9.4.4.1. フィルタの仕様
- 全てのフィルタタイプは、 $0.3\mu\text{m}$ のDOP（ジオクチルフタレート）の収集効率が少なくとも99%であること。フィルタの材料は以下のいずれかとする。
- (a) フルオロカーボン（PTFE）コーティングを施したガラス繊維
- (b) フルオロカーボン（PTFE）膜
- 9.4.4.2. ・9.4.4.3. (略)
- 9.4.5. ・9.4.6. (略)
- 9.5. (略)
10. 粒子数測定試験手順
- 10.1. ・10.2. (略)
- 10.3. 粒子数サンプル流量の補正一分流希釈システム
- 10.3.1. (略)
- 10.3.2. サンプリングの比例制御において使用した分流希釈システムへの瞬時排出ガス流量（ q_{mp} ）は、以下の(a)又は(b)の方法により補正すること。
- (a) 抽出された粒子数サンプル流を廃棄する場合は、9.4.6.2. の式⁽⁸³⁾を以下に置き換えるものとする。

$$q_{mp} = q_{mdew} - q_{mdw} + q_{ex} \quad (93)$$

q_{mp} : 分流希釈システムへの排出ガスサンプル質量流量 [kg / s]

q_{mdew} : 希釈排出ガス質量流量 [kg / s]

q_{mdw} : 希釈空気質量流量 [kg / s]

q_{ex} : 粒子数サンプル質量流量 [kg / s]

分流システムコントローラに送る q_{ex} 信号は、常に q_{mdew} の0.1%以内の精度とし、かつ、少なくとも1 Hzの周波数で送ること。この場合において、信号は5 Hz以上のサンプルの1秒平均値を1 Hzで送るものでよい。

(b) 抽出された粒子数サンプル流を、すべて又は部分的に廃棄するが、等価流を流量測定装置の上流で分流希釈システムに戻す場合は、9.4.6.2.の式(83)を以下に置き換えるものとする。

$$q_{mp} = q_{mdew} - q_{mdw} + q_{ex} - q_{sw} \quad (94)$$

q_{mp} : 分流希釈システムへの排出ガスサンプル質量流量 [kg / s]

q_{mdew} : 希釈排出ガス質量流量 [kg / s]

q_{mdw} : 希釈空気質量流量 [kg / s]

q_{ex} : 粒子数サンプル質量流量 [kg / s]

q_{sw} : 粒子数サンプル質量流量を補正するために分流希釈トンネルに戻した質量流量 [kg / s]

分流システムコントローラに送る q_{ex} と q_{sw} の差は、常に q_{mdew} の0.1%以内の精度とする。信号は、少なくとも1 Hzの周波数で送ること。この場合において、信号は5 Hz以上のサンプルの1秒平均値を1 Hzで送るものでよい。

10.3.3.・10.3.4. (略)

10.4. (略)

別紙1～別紙10 (略)

III～VII (略)

別添42 軽・中量車排出ガスの測定方法

I (略)

$$q_{mp} = q_{mdew} - q_{mdw} + q_{ex} \quad (93)$$

q_{mp} : 分流希釈システムへの排出ガスサンプル質量流量 [kg / s]

q_{mdew} : 希釈排出ガス質量流量 [kg / s]

q_{mdw} : 希釈空気質量流量 [kg / s]

q_{ex} : 粒子数サンプル質量流量 [kg / s]

分流システムコントローラに送る q_{ex} 信号は、常に q_{mdew} の0.1%以内の精度とし、かつ、少なくとも1 Hzの周波数で送ること。

(b) 抽出された粒子数サンプル流を、すべて又は部分的に廃棄するが、等価流を流量測定装置の上流で分流希釈システムに戻す場合は、9.4.6.2.の式(83)を以下に置き換えるものとする。

$$q_{mp} = q_{mdew} - q_{mdw} + q_{ex} - q_{sw} \quad (94)$$

q_{mp} : 分流希釈システムへの排出ガスサンプル質量流量 [kg / s]

q_{mdew} : 希釈排出ガス質量流量 [kg / s]

q_{mdw} : 希釈空気質量流量 [kg / s]

q_{ex} : 粒子数サンプル質量流量 [kg / s]

q_{sw} : 粒子数サンプル質量流量を補正するために分流希釈トンネルに戻した質量流量 [kg / s]

分流システムコントローラに送る q_{ex} と q_{sw} の差は、常に q_{mdew} の0.1%以内の精度とする。信号は、少なくとも1 Hzの周波数で送ること。

10.3.3.・10.3.4. (略)

10.4. (略)

別紙1～別紙10 (略)

III～VII (略)

別添42 軽・中量車排出ガスの測定方法

I (略)

II W L T Cモード法

1. (略)
2. 試験方法等

W L T Cモード法に関する試験方法等は、協定規則第154号の附則Bに定める基準（4フェーズWLTCによる評価及びレベル1Aに係る規定を除く。）及び別紙2（ガソリン又はL P Gを燃料とする自動車に限る。）に定める試験方法等とする。この場合において、レベル1Bに関する規定の適用に関し、必要な事項は次のとおりとする。

- 2.1. 協定規則第154号中、次に掲げる規定は適用しない。

- (1) 附則B1の8.の規定（ただし、電気自動車の場合に限る。）
- (2) 附則B6の2.6.8.4.及び2.6.8.5.の規定

- (3) 附則B10の規定

- 2.2. エンジン出力（ P_{rated} ）については、協定規則第154号3.7.1.の規定にかかわらず、諸元表に記載されたエンジン出力（ただし、電気自動車にあっては諸元表に記載されたモーター出力の合算値）とすることができる。
- 2.3. 最高速度（ v_{max} ）については、協定規則第154号3.7.2.の規定にかかわらず、試験自動車の諸元表記載の最高速度をkm/hで表した値とする。
- 2.4. W L T Cについては、協定規則第154号の附則B1の3.の規定にかかわらず、同附則の2.3.に規定する自動車の低速フェーズは別紙1の表1を、同附則の2.3.1.1.に規定する自動車の中速フェーズは同別紙の表2を、高速フェーズは同別紙の表3を、同附則の2.3.1.2.に規定する自動車の中速フェーズは同別紙の表4を、高速フェーズは同別紙の表5を、同附則の2.2.に規定する自動車の低速フェーズは同別紙の表6を、中速フェーズは同別紙の表7を、高速フェーズは同別紙の表8を、同附則の2.1.に規定する自動車の低速フェーズは同別紙の表9

II W L T Cモード法

1. (略)
2. 試験方法等

W L T Cモード法に関する試験方法等は、協定規則第154号第2改訂版補足第2改訂版又は協定規則第154号の附則Bに定める基準及び別紙2（ガソリン又はL P Gを燃料とする自動車に限る。）に定める試験方法等とする。この場合において、協定規則第154号第2改訂版補足第2改訂版の附則Bに定める試験方法の規定の適用に関し必要な事項は次のとおりとする。

- 2.1. 協定規則第154号第2改訂版補足第2改訂版中、次に掲げる規定は適用しない。

- (1) レベル1Aに関する規定
- (2) 附則B1の2.3.2.及び8.の規定（ただし、電気自動車の場合に限る。）
- (3) 附則B6の2.6.8.4.及び2.6.8.5.の規定

- 2.2. エンジン出力（ P_{rated} ）については、協定規則第154号第2改訂版補足第2改訂版3.7.1.の規定にかかわらず、諸元表に記載されたエンジン出力（ただし、電気自動車にあっては諸元表に記載されたモーター出力の合算値）とする。
- 2.3. 最高速度（ v_{max} ）については、協定規則第154号第2改訂版補足第2改訂版3.7.2.の規定にかかわらず、試験自動車の諸元表記載の最高速度をkm/hで表した値とする。
- 2.4. W L T Cについては、協定規則第154号第2改訂版補足第2改訂版の附則B1の3.の規定にかかわらず、同附則の2.3.に規定する自動車の低速フェーズは別紙1の表1を、同附則の2.3.1.1.に規定する自動車の中速フェーズは同別紙の表2を、高速フェーズは同別紙の表3を、同附則の2.3.1.2.に規定する自動車の中速フェーズは同別紙の表4を、高速フェーズは同別紙の表5を、同附則の2.2.に規定する自動車の低速フェーズは同別紙の表6を、中速フェーズは同別紙の表7を、高速フェーズは同別紙の表8を、同附則の2.1.に規定する自動車の

を、中速フェーズは同別紙の表10を適用するものとする。

- 2.5. $P_{wot}(n)$ については、協定規則第154号の附則B2の2.(h)の規定にかかわらず、 n_{idle} から n_{rated} まで又は n_{max} 若しくは $(n/v)(n_{gvmax}) \times v_{max}$ のいずれか高い値までのエンジン回転速度範囲にわたる全負荷出力曲線とし、 $(n/v)(n_{gvmax})$ については、ギヤ n_{gvmax} についてエンジン回転速度 n を車速 v で除して得られる比率($rpm/(km/h)$) (ただし、線形補間によって連続的なデータセットの中間点の計算を実行できるように、全負荷出力曲線は十分な数のデータセット (n, P_{wot}) からなるものとし、また、1番目のデータセットは、 n_{idle} 又はそれより低い位置とする。)とする。
(削る)

- 2.6. 協定規則第154号の附則B6の1.2.3.2.中「AER」とあるのは「 R_{CDA} 」と、同附則のTable A6/1の表中「AER Paragraph 4.4.1.1. of Annex B8.」とあるのは「 R_{CDA} Paragraph 4.4.5. of Annex B8.」と、同附則のTable A6/2のFor OVC-HEVs charge-depleting Type 1 tests.の表中「For Level 1A and 4-phase WLTP test in Level 2:AER」とあるのは「 R_{CDA} 」と読み替えるものとする。

3. 一般要件

3.1. 電子装置のセキュリティ

排出ガス発散防止装置を制御する電子装置を備える自動車にあっては、協定規則第154号6.1.7.に定める基準に適合するものであること。

別紙1 (略)

別紙2 アイドリング運転における排出ガスの測定

低速フェーズは同別紙の表9を、中速フェーズは同別紙の表10を適用するものとする。

- 2.5. $P_{wot}(n)$ については、協定規則第154号第2改訂版補足第2改訂版の附則B2の2.(h)の規定にかかわらず、 n_{idle} から n_{rated} まで又は n_{max} 若しくは $(n/v)(n_{gvmax}) \times v_{max}$ のいずれか高い値までのエンジン回転速度範囲にわたる全負荷出力曲線とし、 $(n/v)(n_{gvmax})$ については、ギヤ n_{gvmax} についてエンジン回転速度 n を車速 v で除して得られる比率($rpm/(km/h)$) (ただし、線形補間によって連続的なデータセットの中間点の計算を実行できるように、全負荷出力曲線は十分な数のデータセット (n, P_{wot}) からなるものとし、また、1番目のデータセットは、 n_{idle} 又はそれより低い位置とする。)とする。

- 2.6. 協定規則第154号第2改訂版補足第2改訂版の附則B8における電気自動車の分類については、同附則の1.4.、1.4.1.及び1.4.2.の規定にかかわらず、同規則の附則B1の2.の規定(ただし、2.3.2.の規定を除く。)を適用し、このうち、附則B1の2.1.及び2.2.が適用される電気自動車の試験手順については、同規則の附則B8のTableA 8/3の表にかかわらず、同附則の3.4.4.1.の規定に従うものとする。

- 2.7. 協定規則第154号第2改訂版補足第2改訂版の附則B6の1.2.3.2.中「AER」とあるのは「 R_{CDA} 」と、同附則のTable A6/1の表中「AER Paragraph 4.4.1.1. of Annex B8.」とあるのは「 R_{CDA} Paragraph 4.4.5. of Annex B8.」と、同附則のTable A6/2のFor OVC-HEVs charged epleting Type 1 tests.の表中「For Level 1A:AER」とあるのは「 R_{CDA} 」と読み替えるものとする。

3. 一般要件

3.1. 電子装置のセキュリティ

排出ガス発散防止装置を制御する電子装置を備える自動車にあっては、協定規則第154号第2改訂版補足第2改訂版又は協定規則第154号の6.1.7.に定める基準に適合するものであること。

別紙1 (略)

別紙2 アイドリング運転における排出ガスの測定

1. アイドリング運転における排出ガスの測定

- (1) アイドリング運転における排出ガスの測定は、試験自動車をシャシダイナモメータ上に配置し、 $60 \pm 2 \text{ km/h}$ の定速で十分に暖機した後、速やかに、変速位置をニュートラル又は駐車とし試験自動車の排気管から大気中に排出される排出物に含まれるCO、HC及びCO₂の濃度を非分散形赤外線分析計（NDIR）により測定することにより行う。この場合において、濃度測定時のエンジン回転速度、及び必要に応じ、吸気マニホールド内圧力を併せて測定する。ただし、排出ガスの採取は、CVS装置によらず、排気管から直接に行うものとする。なお、非分散形赤外線分析計（NDIR）の校正に用いる校正ガスについては協定規則第154号の附則B5の6.に規定する校正ガス又は次に掲げるものを使用するものとする。

(a)・(b) (略)

(2) (略)

別添49 燃料蒸発ガスの測定方法

1. (略)
2. 試験方法等

燃料蒸発ガスの排出量の測定に関する試験方法等については、別添42のⅡの2.の規定を準用する。この場合において、同別添Ⅱの2.中「附則B」とあるのは「附則C3」と、「及び別紙2（ガソリン又はLPGを燃料とする自動車に限る。）に定める試験方法等とする。」とあるのは「とする。」と読み替えるものとする。

- 2.1. 炭化水素分析計の燃料ガスについては、協定規則第154号の附則C3の4.7.1.にかかわらず、HC燃料ガス（ $40 \pm 2\%$ 水素、平衡ヘリウム又は窒素、C₁当量が1 ppm未満のHC、400ppm未満のCO₂）を用いることができる。
- 2.2. 試験に使用する燃料の標準規格については、協定規則第154号の附則B3に規定するもの及び別添16の別紙に掲げるとおりとする。

1. アイドリング運転における排出ガスの測定

- (1) アイドリング運転における排出ガスの測定は、試験自動車をシャシダイナモメータ上に配置し、 $60 \pm 2 \text{ km/h}$ の定速で十分に暖機した後、速やかに、変速位置をニュートラル又は駐車とし試験自動車の排気管から大気中に排出される排出物に含まれるCO、HC及びCO₂の濃度を非分散形赤外線分析計（NDIR）により測定することにより行う。この場合において、濃度測定時のエンジン回転速度、及び必要に応じ、吸気マニホールド内圧力を併せて測定する。ただし、排出ガスの採取は、CVS装置によらず、排気管から直接に行うものとする。なお、非分散形赤外線分析計（NDIR）の校正に用いる校正ガスについては協定規則第154号第2改訂版補足第2改訂版及び協定規則第154号の附則B5の6.に規定する校正ガス又は次に掲げるものを使用するものとする。

(a)・(b) (略)

(2) (略)

別添49 燃料蒸発ガスの測定方法

1. (略)
2. 試験方法等

燃料蒸発ガスの排出量の測定に関する試験方法等については、別添42のⅡの2.の規定を準用する。この場合において、同別添Ⅱの2.中「附則B」とあるのは「附則C3」と、「及び別紙2（ガソリン又はLPGを燃料とする自動車に限る。）に定める試験方法等とする。」とあるのは「とする。」と読み替えるものとする。

- 2.1. 炭化水素分析計の燃料ガスについては、協定規則第154号第2改訂版補足第2改訂版の附則C3の4.7.1.にかかわらず、HC燃料ガス（ $40 \pm 2\%$ 水素、平衡ヘリウム又は窒素、C₁当量が1 ppm未満のHC、400ppm未満のCO₂）を用いることができる。
- 2.2. 試験に使用する燃料の標準規格については、協定規則第154号第2改訂版補足第2改訂版の附則B3に規定するもの及び別添16の別紙に

3. 一般要件

自動車は、燃料キャップの紛失による過剰な燃料蒸発ガスの放出を防止するための対策を講じるものとして、協定規則第154号6. 1. 6. に定める基準に適合するものであること。

別添52 灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準

1. ・ 2. (略)

3. 一般規定

3. 1. ～ 3. 26. (略)

3. 27. 自動車製作者等は、自動車（被牽引自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。）から前照灯、制動灯、補助制動灯、車幅灯及び尾灯に供給する電源電圧が以下の要件に適合していることを証明するものとする。この場合において、当該電源電圧は当該車両が自動車製作者等の申告する代表的な一定電圧となる状態で測定するものとする。

3. 27. 1. ・ 3. 27. 2. (略)

3. 27. 3. 3. 27. 1. 及び 3. 27. 2. の規定は、灯火器の一部として次に掲げるものが含まれるものには適用しないものとする。

(a) 光源電子制御装置

(b) 可変光度制御

(c) 協定規則第128号に従って認可された光源

3. 27. 4. (略)

3. 28. ～ 3. 33. (略)

4. 個別規定

4. 1. ～ 4. 5. (略)

4. 6. 方向指示器

4. 6. 1. ～ 4. 6. 6. (略)

4. 6. 7. 電気結線

掲げるとおりとする。

3. 一般要件

自動車は、燃料キャップの紛失による過剰な燃料蒸発ガスの放出を防止するための対策を講じるものとして、協定規則第154号第2改訂版補足第2改訂版又は協定規則第154号の6. 1. 6. に定める基準に適合するものであること。

別添52 灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準

1. ・ 2. (略)

3. 一般規定

3. 1. ～ 3. 26. (略)

3. 27. 自動車製作者等は、自動車（被牽引自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。）から前照灯、制動灯、補助制動灯、車幅灯及び尾灯に供給する電源電圧が以下の要件に適合していることを証明するものとする。この場合において、当該電源電圧は当該車両が自動車製作者等の申告する代表的な一定電圧となる状態で測定するものとする。

3. 27. 1. ・ 3. 27. 2. (略)

3. 27. 3. 3. 27. 1. 及び 3. 27. 2. の規定は、灯火器の一部として光源電子制御装置又は可変光度制御が含まれるものには適用しないものとする。

3. 27. 4. (略)

3. 28. ～ 3. 33. (略)

4. 個別規定

4. 1. ～ 4. 5. (略)

4. 6. 方向指示器

4. 6. 1. ～ 4. 6. 6. (略)

4. 6. 7. 電気結線

4. 6. 7. 1. 方向指示器は、他の灯火の点灯状態に係らず点灯操作及び消灯操作が行えるものであり、かつ、車両中心面に対し同一の側に備える全ての方向指示器が、該当する協定規則に従って自動的に点灯操作及び消灯操作される場合を除き、1つの操作により点灯操作及び消灯操作され、同時に点滅する構造でなければならない。

4. 6. 7. 2. ～4. 6. 7. 4. (略)

4. 6. 8. ・4. 6. 9. (略)

4. 7. ～4. 29. (略)

4. 30. 車両後退表示投影装置

4. 30. 1. ～4. 30. 3. (略)

4. 30. 4. 取付位置

車両後退表示投影装置は、4. 30. 5.、4. 30. 6. 及び4. 30. 9. の規定に適合するよう取り付けられなければならない。

4. 30. 5. ～4. 30. 8. (略)

4. 30. 9. その他の要件

4. 30. 9. 1. いかなる車両後退表示投影装置の見かけの表面も、車両最前端及び最後端から10m離れた位置にある車両中心面に鉛直な平面上並びに最外側から10m離れた位置にある車両中心面に平行な平面上の、地上1 mから3 mの位置から、直接視認できないことを別紙11に示す目視試験又はシミュレーション等の方法により確認しなければならない。

この場合において、協定規則第148号の規則5. 12. 1. 2. (a)に適合する場合は、本要件を満たすものとみなす。

4. 30. 9. 2. 4. 30. 9. 1. の要件が満たされない場合には、協定規則第148号の規則5. 12. 1. 2. (b)が適用されるものとする。

別紙1～別紙15 (略)

別添55 前照灯洗浄器の技術基準

1. 適用範囲

本技術基準は、自動車に備える前照灯洗浄器に適用する(保安基準

4. 6. 7. 1. 方向指示器は、他の灯火の点灯状態に係らず点灯操作及び消灯操作が行えるものであり、かつ、1つの操作により車両中心面に対し同一の側の方向指示器が同時に点滅する構造でなければならない。

4. 6. 7. 2. ～4. 6. 7. 4. (略)

4. 6. 8. ・4. 6. 9. (略)

4. 7. ～4. 29. (略)

4. 30. 車両後退表示投影装置

4. 30. 1. ～4. 30. 3. (略)

4. 30. 4. 取付位置

車両後退表示投影装置は、4. 30. 5.、4. 30. 6. 及び4. 30. 9. の規定に適合するよう取り付けられなければならない。

4. 30. 5. ～4. 30. 8. (略)

4. 30. 9. その他の要件

4. 30. 9. 1. いかなる車両後退表示投影装置の見かけの表面も、車両最前端及び最後端から10m離れた位置にある車両中心面に鉛直な平面上並びに最外側から10m離れた位置にある車両中心面に平行な平面上の、地上面からの高さ1 mから3 mの位置から、直接視認できないことを別紙11に示す目視試験又はシミュレーション等の方法により確認しなければならない。

この場合において、協定規則第148号の規則5. 12. 1. 2. (a)に適合する場合は、本要件を満たすものとみなす。

4. 30. 9. 2. 4. 30. 9. 1. の要件が満たされない場合には、協定規則第148号の規則5. 12. 1. 2. (b)が適用されるものとする。

別紙1～別紙15 (略)

別添55 前照灯洗浄器の技術基準

1. 適用範囲

本技術基準は、自動車に備える前照灯洗浄器に適用する(保安基準

第32条第13項関係)。

なお、本技術基準は、協定規則第45号と調和したものである。

2. 定義

2.1. 「前照灯洗浄器」とは、保安基準第32条第13項の前照灯洗浄器をいい、前照灯のレンズ面の全部又は一部を洗浄するために自動車に備える装置をいう。

2.2. ～2.7. (略)

3. 一般要件

3.1. 前照灯洗浄器は、本技術基準4. に定める洗浄効率を成し遂げる為に、主要なすれ違いビームを発するすれ違い用前照灯(走行用前照灯を洗浄する性能を有する前照灯洗浄器にあつては、主要なすれ違いビームを発するすれ違い用前照灯及び走行用前照灯)のレンズ面を十分洗浄する設計及び構造でなければならない。

3.1.1. 配光可変型前照灯に備える前照灯洗浄器は、保安基準第32条第12項の規定に従って前照灯洗浄機を備える必要のある配光可変型前照灯のレンズ面を十分洗浄する設計及び構造でなければならない。

3.2. ・3.3. (略)

4. (略)

別紙1 (略)

別添56 前照灯洗浄器及び前照灯洗浄器取付装置の技術基準

1. 適用範囲

本技術基準は、自動車に備える前照灯洗浄器及び前照灯洗浄器取付装置に適用する。(保安基準第32条第14項関係)

なお、本技術基準は、協定規則第45号と調和したものである。

2. 定義

2.1. 「前照灯洗浄器」とは、保安基準第32条第13項の前照灯洗浄器をいい、前照灯のレンズ面の全部又は一部を洗浄するために自動車に備える装置をいう。

2.2. 「前照灯洗浄器及び前照灯洗浄器取付装置」とは、保安基準第32

第32条第12項関係)。

なお、本技術基準は、協定規則第45号と調和したものである。

2. 定義

2.1. 「前照灯洗浄器」とは、保安基準第32条第9項の前照灯洗浄器をいい、前照灯のレンズ面の全部又は一部を洗浄するために自動車に備える装置をいう。

2.2. ～2.7. (略)

3. 一般要件

3.1. 前照灯洗浄器は、本技術基準4. に定める洗浄効率を成し遂げる為に、主要なすれ違いビームを発するすれ違い用前照灯(走行用前照灯を洗浄する性能を有する前照灯洗浄器にあつては、主要なすれ違いビームを発するすれ違い用前照灯及び走行用前照灯)のレンズ面を十分洗浄する設計及び構造でなければならない。

3.1.1. 配光可変型前照灯に備える前照灯洗浄器は、保安基準第32条第11項の規定に従って前照灯洗浄機を備える必要のある配光可変型前照灯のレンズ面を十分洗浄する設計及び構造でなければならない。

3.2. ・3.3. (略)

4. (略)

別紙1 (略)

別添56 前照灯洗浄器及び前照灯洗浄器取付装置の技術基準

1. 適用範囲

本技術基準は、自動車に備える前照灯洗浄器及び前照灯洗浄器取付装置に適用する。(保安基準第32条第13項関係)

なお、本技術基準は、協定規則第45号と調和したものである。

2. 定義

2.1. 「前照灯洗浄器」とは、保安基準第32条第9項の前照灯洗浄器をいい、前照灯のレンズ面の全部又は一部を洗浄するために自動車に備える装置をいう。

2.2. 「前照灯洗浄器及び前照灯洗浄器取付装置」とは、保安基準第32

条第14項の自動車に取り付けられた前照灯洗浄器をいい、前照灯洗浄器及び前照灯洗浄器の取付けに係る装置をいう。

2.3. (略)

3. (略)

別添119 路上走行時のディーゼル軽・中量車排出ガスに関する技術基準

1. (略)

2. 試験方法等

路上走行時の排出ガス試験に関する試験方法等は、協定規則第168号に定める試験方法等とする。この場合において、協定規則第168号に定める試験方法等の規定の適用に関し、必要な事項は次のとおりとする。

2.1. 協定規則第168号中、次に掲げる規定は適用しない。

(1) 4 フェーズWLTCによる評価及びレベル1Aに関する規定

(2) (略)

(3) 本則の規則1.、4.、5.、6.4.1.1. から6.4.1.3. まで、6.5.2.、11.2.、11.3. 及び12. から16. まで並びに附則1 から附則3 まで及び附則12の規定

(4)・(5) (略)

2.2.～2.11. (略)

2.12. 移動平均ウィンドウ法に用いる試験自動車のCO₂排出量の基準値 $M_{CO_2, ref}$ については、協定規則第168号の附則8の3.1.の規定にかかわらず、協定規則第154号の附則Bに基づく測定値又は補間値を使用することができるものとする。

2.13. (略)

3. 特別要件

3.1. (略)

3.1.1. (略)

条第10項の自動車に取り付けられた前照灯洗浄器をいい、前照灯洗浄器及び前照灯洗浄器の取付けに係る装置をいう。

2.3. (略)

3. (略)

別添119 路上走行時のディーゼル軽・中量車排出ガスに関する技術基準

1. (略)

2. 試験方法等

路上走行時の排出ガス試験に関する試験方法等は、協定規則第168号に定める試験方法等とする。この場合において、協定規則第168号に定める試験方法等の規定の適用に関し必要な事項は次のとおりとする。

2.1. 協定規則第168号中、次に掲げる規定は適用しない。

(1) 4 フェーズWLTCによる評価に関する規定

(2) (略)

(3) 本則の規則1.、4.、5.、6.4.1.1. から6.4.1.3. まで、6.5.2.、10.8.、11.2.、11.3. 及び12. から16. まで並びに附則1 から附則3 まで及び附則12の規定

(4)・(5) (略)

2.2.～2.11. (略)

2.12. 移動平均ウィンドウ法に用いる試験自動車のCO₂排出量の基準値 $M_{CO_2, ref}$ については、協定規則第168号の附則8の3.1.の規定にかかわらず、協定規則第154号第2改訂版補足第2改訂版又は協定規則第154号の附則Bに基づく測定値又は補間値を使用することができるものとする。

2.13. (略)

3. 特別要件

4.1. (略)

4.1.1. (略)

3.1.2. (略)

別添124 継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準

1.・2. (略)

3. 継続検査用OBDの技術的要件

継続検査用OBDは、3.1.又は3.2.の要件を満たすものでなければならない。ただし、当該自動車の構造上適合することが不可能な場合であって、独立行政法人自動車技術総合機構が試験の実施に影響しないと判断した場合は、この限りでない。

3.1. (略)

3.2. 協定規則第154号の附則C5付録1の6.5.3.1.及び6.5.3.2.の規定又は別添48「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」IV.2.6.3.の規定を満たすものであること。

4. 基準適合性の判定

独立行政法人自動車技術総合機構が指定する方法により、継続検査用OBDの必要な情報を読み出した結果、次の表の左欄に掲げる装置の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる要件に該当するものは、本技術基準に適合しないものとする。

装置の種類	不適合要件
(略)	(略)
1.(2)に掲げる装置	次のいずれかの要件に該当するものであること。 (1) (略) (2) 警告灯（ <u>協定規則第154号の附則C5</u> の3.5.及び3.7.の規定又は別添48「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス

4.1.2. (略)

別添124 継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準

1.・2. (略)

3. 継続検査用OBDの技術的要件

継続検査用OBDは、3.1.又は3.2.の要件を満たすものでなければならない。ただし、当該自動車の構造上適合することが不可能な場合であって、独立行政法人自動車技術総合機構が試験の実施に影響しないと判断した場合は、この限りでない。

3.1. (略)

3.2. 協定規則第154号第2改訂版補足第2改訂版若しくは協定規則第154号の附則C5付録1の6.5.3.1.及び6.5.3.2.の規定又は別添48「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」IV.2.6.3.の規定を満たすものであること。

4. 基準適合性の判定

独立行政法人自動車技術総合機構が指定する方法により、継続検査用OBDの必要な情報を読み出した結果、次の表の左欄に掲げる装置の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる要件に該当するものは、本技術基準に適合しないものとする。

装置の種類	不適合要件
(略)	(略)
1.(2)に掲げる装置	次のいずれかの要件に該当するものであること。 (1) (略) (2) 警告灯（ <u>協定規則第154号第2改訂版補足第2改訂版若しくは協定規則第154号の附則C5</u> の3.5.及び3.7.の規定又は別添

	等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」IV.2.5.2.（作動モード4に限る。）に定める条件により点灯するものに限る。）を点灯させるための信号が出力されているものであること。 (3) <u>協定規則第154号の附則C5の基準</u>が適用されるものにあつては、同附則の3.3.3.に規定する装置（レベル1Aに関する装置を除く。）について、別添48「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」IV.の基準が適用されるものにあつては、IV.2.6.1.5.2.に規定する監視の全てについて、1つもレディネスコードが記録されていないものであること。 (4)・(5) (略)		48「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」IV.2.5.2.（作動モード4に限る。）に定める条件により点灯するものに限る。）を点灯させるための信号が出力されているものであること。 (3) <u>協定規則第154号第2改訂版補足第2改訂版又は協定規則第154号の附則C5の基準</u>が適用されるものにあつては、同附則の3.3.3.に規定する装置（レベル1Aに関する装置を除く。）について、別添48「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」IV.の基準が適用されるものにあつては、IV.2.6.1.5.2.に規定する監視の全てについて、1つもレディネスコードが記録されていないものであること。 (4)・(5) (略)
別添125 車載式燃料・電力消費等測定装置の技術基準 1. (略) 2. 用語の定義 2.1.～2.11. (略) <u>2.12.</u> 「ライフタイム値の保持状況」とは、5.2.に規定するようにライフタイム値が保持されている状態を「0」で示し、5.5.に規定するようにライフタイム値が保持しなくなった事実が記録されている状態を「1」で示したものをいう。		別添125 車載式燃料・電力消費等測定装置の技術基準 1. (略) 2. 用語の定義 2.1.～2.11. (略) (新設)	

2.13. 「バッテリーSOCE」とは、専ら乗用の用に供する乗車定員9人以下の自動車又は車両総重量3.5t以下の自動車（二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。以下同じ。）を除く。以下同じ。）にあっては別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に規定するWLTCモード法（以下、「WLTCモード法」という。）により運行する場合、車両総重量3.5t超の自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員9人以下の自動車を除く。）にあっては別添41「重量車排出ガスの測定方法」のVに規定するJH25モード法により運行する場合におけるバッテリーの使用可能エネルギーであって法第75条第1項又は法第75条の2第1項の指定に当たり製作者が設計上定めたものとして申告するものに対する使用過程におけるバッテリーの使用可能エネルギーの割合をいう。

2.14. （略）

2.15. 「V2Xによる総電力消費量」とは、外部の電力要求量を賄うために駆動用バッテリーを用いて放電した総電力量をいう。

2.16. 「非走行目的による総電力消費量」とは、エアコン等を除く走行以外の目的でバッテリーから放電されるエネルギーの総量をkWh単位で表したものをいう。

2.17. 「総電力消費量」とは、バッテリーから放出されたエネルギーの総量をkWh単位で表したものをいう。

2.18. 「充電状態（SOC）」とは、車両運転者に表示される、放電可能なバッテリーの残存容量の指示値をパーセンテージで表したものをいう。

2.19. 「バッテリー耐久ファミリー」とは、専ら乗用の用に供する乗車定員9人以下の自動車又は車両総重量3.5t以下の自動車にあっては協定規則第154号の規則6.11.1.2.の規定に、車両総重量3.5t超の自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員9人以下の自動車を除く。）にあっては車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る世界統一技術規則の作成に関する協定に基づいて作成された世界統一技術規則第25号（以下この別添において世界統一技術規則第25号という。）の規則6.1.2.の規定に基づき同一ファミリーで

2.12. 「バッテリーSOCE」とは、別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に規定するWLTCモード法（以下、「WLTCモード法」という。）により運行する場合におけるバッテリーの使用可能エネルギーであって法第75条第1項の指定に当たり算定するものに対する使用過程におけるバッテリーの使用可能エネルギーの割合をいう。

2.13. （略）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

あることを示すコードをいう。

2. 20. (略)

2. 21. 「V2X」とは、駆動用バッテリーを利用して外部の電力・エネルギー需要をまかなうことを指し、例えば、駆動用バッテリーを活用した系統安定化のためのV2G (Vehicle-to-Grid)、停電時の地域最適化や非常用電源として駆動用バッテリーを住宅用蓄電システムとして利用するV2H (Vehicle-to-Home)、および停電時や平常時の屋外活動時に利用されるV2L (Vehicle-to-Load、接続された負荷のみに供給) を指す。

2. 22. 「仮想距離」とは、専ら乗用の用に供する乗車定員9人以下の自動車又は車両総重量3.5t以下の自動車にあっては「V2Xおよび非走行目的における総放電エネルギー (Wh)」を「バッテリー耐久ファミリーの最悪ケース認可エネルギー消費量 (Wh/km)」で除した値を言う。

3. 車載式燃料・電力消費等測定装置の記録項目

車載式燃料・電力消費等測定装置は、次に掲げる自動車の区分に応じ、5.1.の規定に基づき、それぞれに定める項目を読み出すことができ、かつ、ライフタイム値を記録するものでなければならない。

3.1. 電気を動力源としない自動車 (圧縮水素ガスを燃料とする自動車を除く。)

(1)～(6) (略)

(7) ライフタイム値の保持状況

(8) (略)

3.2. 電気を動力源としない自動車 (圧縮水素ガスを燃料とする自動車に限る。)

(1)～(5) (略)

(6) ライフタイム値の保持状況

3.3. 電気を動力源とする自動車 (ガソリン又は軽油を使用するものに限る。ただし、車両総重量3.5t超の自動車 (専ら乗用の用に供する乗車定員9人以下の自動車を除く。) にあっては、軽油を使用するもの

2. 14. (略)

(新設)

(新設)

3. 車載式燃料・電力消費等測定装置の記録項目

車載式燃料・電力消費等測定装置は、次に掲げる自動車の区分に応じ、5.1.の規定に基づき、それぞれに定める項目を読み出すことができ、かつ、ライフタイム値を記録するものでなければならない。

3.1. 電気を動力源としない自動車 (圧縮水素ガスを燃料とする自動車を除く。)

(1)～(6) (略)

(新設)

(7) (略)

3.2. 電気を動力源としない自動車 (圧縮水素ガスを燃料とする自動車に限る。)

(1)～(5) (略)

(新設)

3.3. 電気を動力源とする自動車 (燃料を使用するものに限る。)

に限る。)

(1)～(12) (略)

(13) V2Xによる総電力消費量(ライフタイム値)(kWh)(V2X機能を有しない、または仮想距離を申請しない場合はデフォルト値を使用してもよい。)(二輪自動車を除く。)

(14) 貨物の用に供する自動車のうち非走行目的による総電力消費量(ライフタイム値)(kWh)(V2X機能を有しない、または仮想距離を申請しない場合はデフォルト値(0xFF)を使用してもよい。)(二輪自動車を除く。)

(15) ライフタイム値の保持状況

(16) (略)

(17) (略)

(18) バッテリーSOCE(%) (二輪自動車を除く。)

(19) バッテリーSOCR(%) (専ら乗用の用に供する乗車定員9人以下の自動車又は車両総重量3.5t以下の自動車に限る。)(二輪自動車を除く。)

(20) 仮想距離(ライフタイム値)(km)(V2X機能を有しない、または仮想距離を申請しない場合はデフォルト値(0xFF)を使用してもよい。)(二輪自動車を除く。)

(21) 総電力消費量(ライフタイム値)(kWh)(二輪自動車を除く。)

(22) バッテリー耐久ファミリー(二輪自動車を除く。)

(23) 充電前後における充電状態(SOC)の変化量が最後に50%を超えて増加してからの経過時間(日数)(二輪自動車を除く。)

(24) 推進システム作動中の平均バッテリー温度(ライフタイム値)(℃)(二輪自動車を除く。)

(25) 充電中の平均バッテリー温度(ライフタイム値)(℃)(二輪自動車を除く。)

(1)～(12) (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(13) (略)

(14) (略)

(15) 専ら乗用の用に供する乗車定員9人以下の自動車又は車両総重量3.5t以下の自動車(二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。以下同じ。))を除く。以下同じ。))にあつては、バッテリーSOCE(%)

(16) 専ら乗用の用に供する乗車定員9人以下の自動車又は車両総重量3.5t以下の自動車 にあつては、バッテリーSOCR(%)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

<u>(26)</u> 車両の推進システム非作動かつ非充電中の平均バッテリー温度（ライフタイム値）（℃）（V2X機能を有しない、または仮想距離を申請しない場合はデフォルト値(0xFF)を使用してもよい。）（二輪自動車を除く。）	（新設）
3. 4. 電気を動力源とする自動車（燃料を使用するものを除く。）	3. 4. 電気を動力源とする自動車（燃料を使用するものを除く。）
(1)～(3) （略）	(1)～(3) （略）
<u>(4)</u> 充電式エネルギー貯蔵システム（以下「REESS」という。）の電流（A）（専ら乗用の用に供する乗車定員9人以下の自動車又は車両総重量3.5t以下の自動車に限る。）	（新設）
<u>(5)</u> REESSの電圧（V）（専ら乗用の用に供する乗車定員9人以下の自動車又は車両総重量3.5t以下の自動車に限る。）	（新設）
<u>(6)</u> REESSの充電状態（SOC）（%）（専ら乗用の用に供する乗車定員9人以下の自動車又は車両総重量3.5t以下の自動車に限る。）	（新設）
<u>(7)</u> V2Xによる総電力消費量（ライフタイム値）（kWh）（V2X機能を有しない、または仮想距離を申請しない場合はデフォルト値(0xFF)を使用してもよい。）（二輪自動車を除く。）	（新設）
<u>(8)</u> 貨物の用に供する自動車のうち非走行目的による総電力消費量（ライフタイム値）（kWh）（V2X機能を有しない、または仮想距離を申請しない場合はデフォルト値(0xFF)を使用してもよい。）（二輪自動車を除く。）	（新設）
<u>(9)</u> ライフタイム値の保持状況（二輪自動車を除く。）	（新設）
<u>(10)</u> （略）	<u>(4)</u> （略）
<u>(11)</u> （略）	<u>(5)</u> （略）
<u>(12)</u> バッテリーSOCE（%）（二輪自動車を除く。）	<u>(6)</u> 専ら乗用の用に供する乗車定員9人以下の自動車又は車両総重量3.5t以下の自動車にあつては、バッテリーSOCE（%）
<u>(13)</u> バッテリーSOCR（%）（専ら乗用の用に供する乗車定員9人以下の自動車又は車両総重量3.5t以下の自動車に限る。）	<u>(7)</u> 専ら乗用の用に供する乗車定員9人以下の自動車又は車両総重量3.5t以下の自動車 にあつては、バッテリーSOCR（%）
<u>(14)</u> 仮想距離（ライフタイム値）（km）（V2X機能を有しない、または仮想距離を申請しない場合はデフォルト値(0xFF)を使用してもよい。）（二輪自動車を除く。）	（新設）

<u>15</u> 総電力消費量（ライフタイム値）（kWh）（二輪自動車を除く。）	（新設）
<u>16</u> バッテリー耐久ファミリー（二輪自動車を除く。）	（新設）
<u>17</u> 充電前後における充電状態（SOC）の変化量が最後に50%を超えて増加してからの経過時間（日数）（二輪自動車を除く。）	（新設）
<u>18</u> 推進システム作動中の平均バッテリー温度（ライフタイム値）（℃）（二輪自動車を除く。）	（新設）
<u>19</u> 充電中の平均バッテリー温度（ライフタイム値）（℃）（二輪自動車を除く。）	（新設）
<u>20</u> 車両の推進システム非作動かつ非充電中の平均バッテリー温度（ライフタイム値）（℃）（V2X機能を有しない、または仮想距離を申請しない場合はデフォルト値(0xFF)を使用してもよい。）（二輪自動車を除く。）	（新設）
<u>3. 5.</u> 電気を動力源とする自動車（圧縮水素ガスを燃料とする自動車に限る。）	（新設）
(1) 総燃料消費量（ライフタイム値）（kg）	
(2) 総走行距離（ライフタイム値）（km）	
(3) 総外部充電量（ライフタイム値）（kWh）	
(4) 毎秒車両燃料消費率（g/s）	
(5) 車速（km/h）	
(6) 毎秒電力量消費率（Wh/s）	
(7) 総電力消費量（ライフタイム値）（kWh）	
(8) V2Xによる総電力消費量（ライフタイム値）（kWh）（V2X機能を有しない、または仮想距離を申請しない場合はデフォルト値(0xFF)を使用してもよい。）（二輪自動車を除く。）	
(9) ISO3779に規定される車両識別番号（VIN）、車台番号又はこれと同等のもの	
(10) ライフタイム値の保持状況	
<u>4.</u> 精度及び表示	<u>4.</u> 精度
4. 1. 3. 1. 及び3. 3. に掲げる自動車（ガソリン、軽油又はLPGを燃料と	3. 1. 及び3. 3. に掲げる自動車（ガソリン又は軽油を燃料とする専

する専ら乗用の用に供する乗車定員9人以下の自動車又は車両総重量3.5t以下の自動車に限る。)にあっては、WLTCモード法により運行する場合における走行距離であって法第75条第1項の指定に当たり算定するものをWLTCモード法により運行する場合における燃料消費率であって法第75条第1項の指定に当たり算定するもので除して得た値(電気を動力源とする自動車の場合にあっては、CS走行時の値。以下「試験WLTC燃料消費量」という。)からWLTCモード法により運行して車載式燃料・電力消費等測定装置に記録される総燃料消費量を引いて得た値を、試験WLTC燃料消費量で除して得た値が-0.05を超え0.05未満であること。なお、試験機関が認めた場合には、追加走行を行い、その結果を使用してよいものとする。

4.2. 3.3.の(18)及び3.4.の(12)については、次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれに定める基準に適合するものであること。この基準に適合するにあたっては、必要な情報提供に努めること。

4.2.1. 専ら乗用の用に供する乗車定員9人以下の自動車又は車両総重量3.5t以下の自動車協定規則第154号の附則C1の規則1.1.、1.2.、1.3.1.及び1.3.2.の規定。なお、本規定への適合に際し、協定規則第154号の附則C1の付録2に規定する方法とする。

4.2.2. 車両総重量3.5t超の自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員9人以下の自動車を除く。)世界統一技術規則第25号の規則5.1.及び6.3.3.の規定。また、自動車の登録日から6年又は総走行距離と仮想距離の合計が15万kmのいずれかを迎えるまで、世界統一技術規則第25号の規則6.4.に規定する方法により、バッテリーSOCEが70%を下回らないこと。

4.3. 専ら乗用の用に供する乗車定員9人以下の自動車又は車両総重量3.5t以下の自動車であって、3.3.の(20)及び3.4.の(14)について、仮想距離を申請する場合にあっては、協定規則第154号の附則C1の規則1.3.3.の規定に適合するものであること。

5. 情報アクセス・記録の対改ざん性

5.1. 車載式燃料・電力消費等測定装置に記録される情報へのアクセス

ら乗用の用に供する乗車定員9人以下の自動車又は車両総重量3.5t以下の自動車に限る。)にあっては、WLTCモード法により運行する場合における走行距離であって法第75条第1項の指定に当たり算定するものをWLTCモード法により運行する場合における燃料消費率であって法第75条第1項の指定に当たり算定するもので除して得た値(電気を動力源とする自動車の場合にあっては、CS走行時の値。以下「試験WLTC燃料消費量」という。)からWLTCモード法により運行して車載式燃料・電力消費等測定装置に記録される総燃料消費量を引いて得た値を、試験WLTC燃料消費量で除して得た値が-0.05を超え0.05未満であること。なお、試験機関が認めた場合には、追加走行を行い、その結果を使用してよいものとする。

5. 情報アクセス・記録の対改ざん性

5.1. 車載式燃料・電力消費等測定装置に記録される情報へのアクセス

については、5.1.1.から5.1.3.までの各号に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれに定める基準に適合するものであること。なお、5.1.1.から5.1.3.までの各号で引用して適用する規格に関しては、試験機関が認めた場合には、より新しい規格を用いてもよい。

5.1.1. 専ら乗用の用に供する乗車定員9人以下の自動車又は車両総重量3.5t以下の自動車 協定規則第154号の附則C5付録1の6.5.3.1.(a)及び6.5.3.2.(a)、(c)、(e)、(f)又は(g)の規定を満たすものであること。

5.1.2.・5.1.3. (略)

5.2. 5.1.1.で引用する協定規則第154号の附則C5付録1の6.5.3.2.(a)、(e)、(f)又は(g)に規定するリセットに関する要件は適用しないものとする。5.3.及び5.4.の規定にかかわらずライフタイム値については、車両完成時から保持されなければならない。

5.3.・5.4. (略)

5.5. 5.2.の規定にかかわらずライフタイム値が保持されなくなった場合には、保持されなくなった事実を記録し、容易に当該記録を消去することができないようにすること。なお、法第75条第4項の規定及び施行規則第62条の6第1項の規定による検査の際、当該記録がされていない状態であること。

については、5.1.1.から5.1.3.までの各号に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれに定める基準に適合するものであること。なお、5.1.1.から5.1.3.までの各号で引用して適用する規格に関しては、試験機関が認めた場合には、より新しい規格を用いてもよい。

5.1.1. 専ら乗用の用に供する乗車定員9人以下の自動車又は車両総重量3.5t以下の自動車 協定規則第154号第2改訂版補足第2改訂版若しくは協定規則第154号の附則C5付録1の6.5.3.1.(a)及び6.5.3.2.(a)、(c)、(e)又は(f)の規定を満たすものであること。なお、3.3.及び3.4.に掲げる自動車においては、SAE J1979—3の規定を使用してよいものとする。

5.1.2.・5.1.3. (略)

5.2. 5.1.1.で引用する協定規則第154号第2改訂版又は協定規則第154号の附則C5付録1の6.5.3.2.(a)、(e)又は(f)に規定するリセットに関する要件は適用しないものとする。5.3.及び5.4.の規定にかかわらずライフタイム値については、車両完成時から保持されなければならない。

5.3.・5.4. (略)

5.5. 自動車製作者等は、車載式燃料・電力消費等測定装置に対し自動車製作者等が認めた改造以外の改造を抑止するための機能を備えるものとする。自動車製作者等は、改造が車両の診断、整備、点検、装備の後付又は修理のために必要な場合には、改造を認めるものとする。

取り外しが可能な校正メモリチップは、埋め込まれる、密封された容器に収納される又は電子アルゴリズムで保護されるものとし、専門的な工具又は手順を用いなければ変更できないものとする。

電氣的に消去及びプログラミングが可能なリードオンリーメモリ、EEPROM等のプログラミング可能なコンピュータコードシステムを使用する自動車製作者等は、不正の再プログラミングを抑止するものとする。自動車製作者等は、強固な改ざん防止手段と自動車製作者等が維持するオフサイトコンピュータへの電子アクセスを要求する書き込み防止機能を採用するものとする。

5.6. 自動車製作者等は、車載式燃料・電力消費等測定装置に対し自動車製作者等が認めた改造以外の改造を抑止するための機能を備えるものとする。自動車製作者等は、改造が車両の診断、整備、点検、装備の後付又は修理のために必要な場合には、改造を認めるものとする。

取り外しが可能な校正メモリチップは、埋め込まれる、密封された容器に収納される又は電子アルゴリズムで保護されるものとし、専門的な工具又は手順を用いなければ変更できないものとする。

電氣的に消去及びプログラミングが可能なリードオンリーメモリ、EEPROM等のプログラミング可能なコンピュータコードシステムを使用する自動車製作者等は、不正の再プログラミングを抑止するものとする。自動車製作者等は、強固な改ざん防止手段と自動車製作者等が維持するオフサイトコンピュータへの電子アクセスを要求する書き込み防止機能を採用するものとする。

別添134 眠気警報装置の技術基準

1. 適用範囲

この技術基準は、道路運送車両の保安基準第43条の11に定める自動車に備える眠気警報装置に適用する。

2. 用語の定義

- 2.1. 「眠気尺度」とは、眠気の程度を定量化したものをいう。
- 2.2. 「眠気評定値」とは、眠気尺度を用いて眠気の程度を測った結果得られる具体的な数値・値をいう。
- 2.3. 「眠気閾値」とは、運転者の眠気の程度に関し、眠気警報装置が運転者に警告を発する眠気の程度を表す眠気評定値をいう。
- 2.4. 「顔表情評定」とは、第三者による運転者の表情や動作の観察に基づき、眠気の程度を判定する手法をいう。
- 2.4.1. 「ORD (Observer Rating of Drowsiness) 評定値」とは、顔表

5.2.の規定にかかわらずライフタイム値が保持されなくなった場合には、保持されなくなった事実を記録し、容易に当該記録を消去することができないようにすること。

(新設)

(新設)

情評価に基づく判定の結果得られる眠気評価値をいう。ORD評価値に用いる眠気尺度として、全く眠くなさそうな状態をD1、非常に眠そうな状態をD5とし、その丁度中間をD3とした5段階の等間隔尺度を用いる。（下の表1を参照）

表1 顔表情評価における眠気尺度の定義

ORD評価値	状態
D1	全く眠くなさそう
D2	やや眠そう
D3	眠そう
D4	かなり眠そう
D5	非常に眠そう

2.5. 「KSS (Karolinska Sleepiness Scale)」とは、主観的な眠気評価法において用いる眠気尺度をいう。（下の表2を参照）。

表2 KSSにおける眠気尺度の定義

KSS評価値	状態
1	非常にはっきりと目覚めている (Extremely alert)
2	とても目覚めている (Very alert)
3	目覚めている (Alert)
4	やや目覚めている (Rather alert)
5	どちらでもない (Neither alert nor sleepy)
6	眠くなる兆候がある (Some signs of sleepiness)
7	眠いが、起きている努力は必要ない (Sleepy, no effort to keep awake)
8	眠い、起きている努力が少し必要 (Sleepy, some effort to keep awake)
9	とても眠い、起きている努力がとても必要、眠気と戦っている (Very sleepy, great effort to keep awake, fighting sleep)

- 2.5.1. 「KSS評定値」とは、主観的な眠気評定法においてKSSを用いて報告された眠気評定値をいう。
- 2.6. 「検知方式」とは、運転者の眠気を評価する方式をいう。
- 2.6.1. 「直接検知方式」とは、検知方式のうち、運転者の状態を直接観測する方式をいう。
- 2.6.2. 「間接検知方式」とは、検知方式のうち、運転行動（ハンドル操作の有無、操作量、操作速度、操作頻度・ゆらぎ等）又は車両挙動（車線逸脱、横方向のふらつき等）を観測する方式をいう。
- 2.7. 「報知」とは、視覚、聴覚又は触覚を用いて運転者に情報を伝達することをいう。
- 3. 要件
- 3.1. 機能概要
 - 眠気警報装置は、運転者の眠気の状態を検知し、眠気の状態が眠気閾値に達した場合に安全運転を継続できないおそれがあると判断し、運転者への報知を行う。
- 3.2. 運転者の眠気の検知
 - 眠気警報装置は、直接検知方式及び間接検知方式のいずれか又は両者を組み合わせて運転者の眠気を検知する。
- 3.2.1. 眠気警報装置は、運転者の眠気の状態が、ORD評定値D5以上又はKSS評定値8以上であると評価される状態を検知したときに、運転者に報知するものとする。
- 3.2.2. 眠気警報装置は、運転者の眠気の状態が、ORD評定値D5未満又はKSS評定値8未満であると評価される状態を検知したときに、運転者に報知してもよい。ただし、不要な報知の発生率が著しく高くないよう設計されているものとする。
- 3.3. 運転者への報知方法
 - 運転者への報知方法は視覚によるものを必須とし、聴覚、触覚、緩減速等による体感等の方法のうち少なくともいずれか一つ以上を組み合わせるものとする。
- 3.4. 故障時の処置

眠気警報装置は、その機能に故障が生じた場合に、運転者が運転者席から容易に確認できる故障表示を行うこと。

4. 試験方法

4.1. 眠気警報装置の試験は、眠気の検知及び報知に係る性能を確認するものとして製作者が定める条件に基づいて実施するものとする。

4.2. 試験には、参加者10名以上の試験を含めるものとする。

5. 判定基準

4. の試験を行った結果、眠気警報装置が適切に眠気を検知し、かつ報知を行う場合は適合とする。この場合において、眠気検知の平均感度が40%以上となるものは適合とみなす。

別添135 脇見警報装置の技術基準

(新設)

1. 適用範囲

この技術基準は、道路運送車両の保安基準第43条の12に規定する自動車に備える脇見警報装置について適用する。

2. 用語の定義

2.1. 「視認」とは、対象物を目視により確認する行為をいう。

2.2. 「前方視認エリア」とは、運転者が運転中に前方の交通状況を確認するための視認範囲をいう。

2.3. 「報知」とは、視覚、聴覚又は触覚を用いて運転者に情報を伝達することをいう。

3. 要件

3.1. 一般要件

脇見警報装置は、運転者の脇見を検知し、その状態が継続した場合に運転者へ報知する機能を有するものでなければならない。

3.2. 脇見の検知

3.2.1. 視認方向

脇見警報装置は、運転者の視認方向を前方視認エリア及び前方視認エリア以外に区分して判定できるものでなければならない。前方視認エリアは運転者が前方交通状況を確認するための視認範囲として、製

作者等が前面ガラスの透明部分に設定する領域とする。

3.2.2. 視認行動

運転者の視認行動は、次に掲げるものに区分する。

3.2.2.1. 運転に必要な視認行動

- イ 前方視認エリアにおける前方視認行動
- ロ 室内ミラー、速度計その他の運転に必要な車室内装置の視認行動
- ハ 右左折時、進路変更時、後退時等に行う側方又は後方の視認行動
- ニ 車外ミラーその他の運転に必要な車室外装置の視認行動

3.2.2.2. 運転上必要な操作又は行動に伴う視認行動

- イ 計器類の視認行動
- ロ 空調装置、スイッチその他の車室内装置の操作に伴う視認行動

3.2.2.3. 継続した場合に不安全な状態となる視認行動

3.2.2.1. 及び3.2.2.2. に掲げるものの以外の視認行動

3.2.3. 判定基準

脇見警報装置は、運転者の視認方向及び視認行動その他これらに類する情報に基づき、脇見を判定するものとする。製作者等は、表1に示す判定の例と同等以上の性能を有する脇見判定方法を用いることができる。

表1 脇見の判定の例

視認方向	視認行動	判定
前方視認エリア	3.2.2.1. に掲げる視認行動	運転に必要な視認
前方視認エリア 以外	3.2.2.1. に掲げる視認行動	運転に必要な視認
前方視認エリア 以外	3.2.2.2. に掲げる視認行動	運転に必要な視認
前方視認エリア 以外	3.2.2.3. に掲げる視認行動	脇見

3.2.4. 検知要件

脇見警報装置は、顔の向き、視線その他これらに類する情報を単独又は組み合わせて使用することにより脇見を検知できるものでなけれ

ばならない。

3.3. 報知

脇見警報装置は、脇見を検知した場合に運転者へ報知を行うものでなければならない。報知は運転者が容易に認識できるものでなければならない。報知の方式、内容及び作動条件は製作者等が定めることができる。

3.4. 除外要件

次の場合には、脇見警報装置は判定又は報知を抑制することができる。

- (1) 報知することにより運転者の運転操作への注意を著しく阻害するおそれがある場合
- (2) 自動車の大きさ又は構造に起因して必要となる特有の視認行動を行っている場合
- (3) 自動車の用途又は運行形態に起因して必要となる操作又は視認行動を行っている場合

3.5. 故障時の措置

脇見警報装置は、その機能に故障が生じた場合に、運転者が当該故障を認識できる表示を行わなければならない。

4. 試験方法

4.1. 脇見警報装置の試験は、脇見の検知及び報知に係る性能を確認するものとして製作者等が定める条件に基づいて実施するものとする。

4.2. 試験条件には、3.2.2.1.及び3.2.2.2.に掲げる視認行動並びに3.2.2.3.に掲げる視認行動を含めるものとする。

5. 判定基準

4.の試験を行った結果、脇見警報装置が適切に脇見を検知し、かつ報知を行う場合は適合とする。

（道路運送車両の保安基準第五十五条第一項、第五十六条第一項及び第五十七条第一項に規定する
国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示の一部改正）

第二条 道路運送車両の保安基準第五十五条第一項、第五十六条第一項及び第五十七条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示（平成十五年国土交通省告示第千三百二十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第一条 道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号。以下「保安基準」という。）第五十五条第一項に規定する国土交通大臣が定めるものは、次の各号に定めるとおりとする。 一 保安基準第二条、第四条、第四条の二、第六条、第八条第三項、第四項及び第八項、第九条第三項、第十一条第二項、第十四条、第十八条第二項から第七項まで、第十八条の二、第二十条第四項から第六項まで、第二十二条第三項及び第四項、第二十二条の三、第二十二条の四、第二十五条第一項及び第四項、第二十六条、第二十九条第二項及び第四項、第三十二条第十項及び第十二項、第三十七条第一項、第三十七条の三第二項及び第三項、第三十八条の二、第四十条第一項、第四十一条の三第一項、第四十三条の二、第四十三条の六、第四十三条の九、第四十三条の十、第四十三条の十一、第四十三条の十二、第四十四条第六項、第四十五条第二項、第四十八条の二並びに第四十八条の三の規定 二 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号。以下「細目告示」という。）第八条第一号、第二号、第四号及び第五号、第九条（第一号を除く。）、第十条第三項第二号及び第三号、第十二条第三項、第十五条第二項、第三項、第四項、第五項第五号、第九号及び第十一号、第七項並びに第八項、第十六条第二項第一号、第二十七条第一号、第三十九条第一項、第四十一条第六項第三号、第四十三条第二項、第四十五条第一項、第四十六条第二項、第四十七条第二項、第四十八条第一項及び第四項、第五十条第一項及び第二項、第五十一条第二項、第五十三条第二項、第五十四条第二項、第五十六条第一項、第五十七条第一項、第五十八条第二項、第五十九条第一項及び第三項、第六十一条第一項及び第二項、第六十二条第二項、第三項、第五項、第六項、第八項及び第十二項、第六十八条第一項（車室内後写鏡の衝撃	第一条 道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号。以下「保安基準」という。）第五十五条第一項に規定する国土交通大臣が定めるものは、次の各号に定めるとおりとする。 一 保安基準第二条、第四条、第四条の二、第六条、第八条第三項、第四項及び第八項、第九条第三項、第十一条第二項、第十四条、第十八条第二項から第七項まで、第十八条の二、第二十条第四項から第六項まで、第二十二条第三項及び第四項、第二十二条の三、第二十二条の四、第二十五条第一項及び第四項、第二十六条、第二十九条第二項及び第四項、第三十二条第十項、第三十七条第一項、第三十七条の三第二項及び第三項、第三十八条の二、第四十条第一項、第四十一条の三第一項、第四十三条の二、第四十三条の六、第四十三条の九、第四十三条の十、第四十四条第五項、第四十五条第二項、第四十八条の二並びに第四十八条の三の規定 二 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号。以下「細目告示」という。）第八条第一号、第二号、第四号及び第五号、第九条（第一号を除く。）、第十条第三項第二号及び第三号、第十二条第三項、第十五条第二項、第三項、第四項、第五項第五号、第九号及び第十一号、第七項並びに第八項、第十六条第二項第一号、第二十七条第一号、第三十九条第一項、第四十一条第六項第三号、第四十三条第二項、第四十五条第一項、第四十六条第二項、第四十七条第二項、第四十八条第一項及び第四項、第五十条第一項及び第二項、第五十一条第二項、第五十三条第二項、第五十四条第二項、第五十六条第一項、第五十七条第一項、第五十八条第二項、第五十九条第一項及び第三項、第六十一条第一項及び第二項、第六十二条第二項、第三項、第五項、第六項、第八項及び第十二項、第六十八条第一項第三号、第六十八条の

緩和に関する部分に限る。）、第六十八條の二第一項、第七十七條第一項各号列記以外の部分、第二項第二号及び第四項第一号、第八十一條第一項第五号、第八十六條第一号、第二号、第四号及び第五号、第八十七條（第一号を除く。）、第八十九條第四項第二号（滑り止めの溝に関する部分に限る。）、第九十條第三項、第九十三條第二項、第三項、第四項、第五項第五号、第九号及び第十一号、第六項、第八項並びに第九項、第九十四條第二項第一号及び第四項、第一百五條第一項第一号口、第一百七十七條第一項、第一百十九條第六項第三号、第二百一十一條第三項第五号、第二百二十三條第一項第三号、第二百二十四條第一項第三号、第二百二十五條第三項第一号及び第三号、第二百二十六條第一項第三号及び第四号並びに第七項第一号及び第二号、第二百二十八條第一項第三号及び第三項第四号、第二百二十九條第三項第七号、第三百一十一條第一項第三号、第三百二十二條第三項第三号から第五号まで、第三百三十四條第一項第四号、第三百三十五條第一項第二号、第三百三十六條第三項第五号、第三百三十七條第一項第三号、第三項並びに第四項第三号及び第七号から第十号まで、第三百三十九條第一項及び第三項第一号、第三百四十條第二項、第三項、第五項、第六項、第八項及び第十二項、第四百四十六條第一項第二号ハ、第四百四十六條の二第一項、第五百五十五條第一項各号列記以外の部分、第二項第二号及び第四項第一号、第五百五十九條第一項第五号、第六百六十四條第一号、第二号、第四号及び第五号、第六百六十五條（第一号を除く。）、第六百六十七條第四項第二号（滑り止めの溝に関する部分に限る。）、第六百六十八條第三項、第六百七十一條第二項第三号から第五号まで、第八号、第十号及び第十一号、第三項第一号（同条第二項第三号から第五号まで及び第八号の基準に係る部分に限る。）、第三号及び第六号、第四項第一号（同条第二項第四号及び第十号の基準に係る部分に限る。）、第二号、第四号及び第五号、第五項第四号、第八号及び第十号、第六項、第八項並びに第九項、第七十二條第四項、第五項及び第七項、第八十三條第一項第一号口、第九十五條第三項第二号、第九十七條第六項第三

二第一項、第七十七條第一項各号列記以外の部分、第二項第二号及び第四項第一号、第八十一條第一項第五号、第八十六條第一号、第二号、第四号及び第五号、第八十七條（第一号を除く。）、第八十九條第四項第二号（滑り止めの溝に関する部分に限る。）、第九十條第三項、第九十三條第二項、第三項、第四項、第五項第五号、第九号及び第十一号、第六項、第八項並びに第九項、第九十四條第二項第一号及び第四項、第一百五條第一項第一号口、第一百七十七條第一項、第一百十九條第六項第三号、第二百一十一條第三項第五号、第二百二十三條第一項第三号、第二百二十四條第一項第三号、第二百二十五條第三項第一号及び第三号、第二百二十六條第一項第三号及び第四号並びに第七項第一号及び第二号、第二百二十八條第一項第三号及び第三項第四号、第二百二十九條第三項第七号、第三百一十一條第一項第三号、第三百二十二條第三項第三号から第五号まで、第三百三十四條第一項第四号、第三百三十五條第一項第二号、第三百三十六條第三項第五号、第三百三十七條第一項第三号、第三項並びに第四項第三号及び第七号から第十号まで、第三百三十九條第一項及び第三項第一号、第三百四十條第二項、第三項、第五項、第六項、第八項及び第十二項、第四百四十六條第一項第三号、第四百四十六條の二第一項、第五百五十五條第一項各号列記以外の部分、第二項第二号及び第四項第一号、第五百五十九條第一項第五号、第六百六十四條第一号、第二号、第四号及び第五号、第六百六十五條（第一号を除く。）、第六百六十七條第四項第二号（滑り止めの溝に関する部分に限る。）、第六百六十八條第三項、第六百七十一條第二項第三号から第五号まで、第八号、第十号及び第十一号、第三項第一号（同条第二項第三号から第五号まで及び第八号の基準に係る部分に限る。）、第三号及び第六号、第四項第一号（同条第二項第四号及び第十号の基準に係る部分に限る。）、第二号、第四号及び第五号、第五項第四号、第八号及び第十号、第六項、第八項並びに第九項、第七十二條第四項、第五項及び第七項、第八十三條第一項第一号口、第九十五條第三項第二号、第九十七條第六項第三号、第九十九條第三項第五号、第二百一十

号、第百九十九条第三項第五号、第二百一条第一項第三号、第二百二条第一項第三号、第二百三条第三項第一号及び第三号、第二百四条第一項第三号及び第四号並びに第七項第一号及び第二号、第二百六条第一項第三号及び第三項第四号、第二百七条第三項第七号、第二百九条第一項第三号、第二百十條第三項第三号から第五号まで、第二百十二条第一項第四号、第二百十三條第一項第二号、第二百十四條第三項第五号、第二百十五條第一項第三号、第三項並びに第四項第三号及び第七号から第十号まで、第二百十七條第一項及び第三項第一号、第二百十八條第二項、第三項、第五項、第六項、第八項及び第十二項、第二百二十四條第一項第二号ハ、第二百二十四條の二第一項、第二百三十三條第一項各号列記以外の部分、第二項第二号及び第四項第一号並びに第二百三十七條第一項第五号の規定

三十一 (略)

第二条 保安基準第五十六條第一項に規定する国土交通大臣が定めるものは、次の各号に定めるとおりとする。

一 保安基準第八條第三項及び第四項、第十五條第二項、第十八條第一項第二号、第二項及び第三項、第十八條の二、第二十條第四項から第六項まで、第二十二條第三項及び第四項、第二十二條の三、第二十二條の四、第二十五條第一項及び第四項、第二十六條、第二十九條第二項、第三十條、第三十二條第十項及び第十二項、第三十八條の二、第四十條第一項、第四十一條の三第一項、第四十三條の六、第四十三條の九、第四十三條の十、第四十三條の十一、第四十三條の十二、第四十四條第六項、第四十四條の二、第四十八條の二並びに第四十八條の三の規定

二 細目告示第十五條第二項、第三項、第四項、第五項第五号及び第九号から第十一号まで、第七項並びに第八項、第十六條第二項、第二十條第三項第一号及び第五号、第五項（容器再試験及び容器附属品再試験に関する部分並びに協定規則（車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術

第一項第三号、第二百二條第一項第三号、第二百三條第三項第一号及び第三号、第二百四條第一項第三号及び第四号並びに第七項第一号及び第二号、第二百六條第一項第三号及び第三項第四号、第二百七條第三項第七号、第二百九條第一項第三号、第二百十條第三項第三号から第五号まで、第二百十二條第一項第四号、第二百十三條第一項第二号、第二百十四條第三項第五号、第二百十五條第一項第三号、第三項並びに第四項第三号及び第七号から第十号まで、第二百十七條第一項及び第三項第一号、第二百十八條第二項、第三項、第五項、第六項、第八項及び第十二項、第二百二十四條第一項第三号、第二百二十四條の二第一項、第二百三十三條第一項各号列記以外の部分、第二項第二号及び第四項第一号並びに第二百三十七條第一項第五号の規定

三十一 (略)

第二条 保安基準第五十六條第一項に規定する国土交通大臣が定めるものは、次の各号に定めるとおりとする。

一 保安基準第八條第三項及び第四項、第十五條第二項、第十八條第一項第二号、第二項及び第三項、第十八條の二、第二十條第四項から第六項まで、第二十二條第三項及び第四項、第二十二條の三、第二十二條の四、第二十五條第一項及び第四項、第二十六條、第二十九條第二項、第三十條、第三十二條第十一項、第三十八條の二、第四十條第一項、第四十一條の三第一項、第四十三條の六、第四十三條の九、第四十三條の十、第四十四條第五項、第四十四條の二、第四十八條の二並びに第四十八條の三の規定

二 細目告示第十五條第二項、第三項、第四項、第五項第五号及び第九号から第十一号まで、第七項並びに第八項、第十六條第二項、第二十條第三項第一号及び第五号、第五項（容器再試験及び容器附属品再試験に関する部分並びに協定規則（車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術

上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定に付属する規則をいう。以下同じ。）第110号の規則18. 1. 8. に係る部分に限る。）並びに第六項（容器再試験及び容器附属品再試験に関する部分並びに協定規則第110号の規則18. 1. 8. に係る部分に限る。）第四十一条第六項第一号、第四十八条第一項、第二項及び第四項、第五十条第一項及び第二項、第五十一条第二項、第五十二条第一項、第五十三条第二項、第五十四条第二項、第五十六条第一項及び第二項、第五十八条第二項、第五十九条第一項及び第三項、第六十八條第一項（車室内後写鏡の衝撃緩和に関する部分に限る。）第六十九條第二項第二号、第九十三條第二項、第三項、第四項、第五項第五号、第九号、第十号（警報装置に関する部分に限る。）及び第十一号（警報装置に関する部分に限る。）第八項並びに第九項、第九十四条第二項、第九十八條第三項第一号及び第五号、第六項（容器再試験及び容器附属品再試験に関する部分並びに協定規則第110号の規則18. 1. 8. に係る部分に限る。）並びに第七項（容器再試験及び容器附属品再試験に関する部分並びに協定規則第110号の規則18. 1. 8. に係る部分に限る。）第六十六條第一号、第二百二十六條第一項第三号及び第四号、第三項第五号から第八号まで並びに第七項第二号及び第三号、第二百二十八條第一項第三号及び第三項第四号、第二百二十九條第三項第七号、第二百三十條第一項第三号及び第四号、第二百三十一條第一項第三号、第二百三十二條第三項第三号から第五号まで、第二百三十四條第一項第四号及び第三項第四号（第二百二十八條第三項第四号の基準に係る部分に限る。）第二百三十六條第三項第五号、第二百三十七條第一項第三号の表のイ（自動車の後面に備える方向指示器に関する部分に限る。）ロ及びハ並びに第三項第二号から第四号まで、第四項第三号及び第七号から第九号まで、第四百四十六條第一項第二号ハ、第四百七十七條第三項第二号、第二百七十一條第二項第三号から第五号まで、第八号、第九号（警報装置に関する部分に限る。）第十号及

上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定に付属する規則をいう。以下同じ。）第110号の規則18. 1. 8. に係る部分に限る。）並びに第六項（容器再試験及び容器附属品再試験に関する部分並びに協定規則第110号の規則18. 1. 8. に係る部分に限る。）第四十一条第六項第一号、第四十八条第一項、第二項及び第四項、第五十条第一項及び第二項、第五十一条第二項、第五十二条第一項、第五十三条第二項、第五十四条第二項、第五十六条第一項及び第二項、第五十八条第二項、第五十九条第一項及び第三項、第六十八條第一項第三号、第六十九條第二項第二号、第九十三條第二項、第三項、第四項、第五項第五号、第九号、第十号（警報装置に関する部分に限る。）及び第十一号（警報装置に関する部分に限る。）第八項並びに第九項、第九十四条第二項、第九十八條第三項第一号及び第五号、第六項（容器再試験及び容器附属品再試験に関する部分並びに協定規則第110号の規則18. 1. 8. に係る部分に限る。）並びに第七項（容器再試験及び容器附属品再試験に関する部分並びに協定規則第110号の規則18. 1. 8. に係る部分に限る。）第六十六條第一号、第二百二十六條第一項第三号及び第四号、第三項第五号から第八号まで並びに第七項第二号及び第三号、第二百二十八條第一項第三号及び第三項第四号、第二百二十九條第三項第七号、第二百三十條第一項第三号及び第四号、第二百三十一條第一項第三号、第二百三十二條第三項第三号から第五号まで、第二百三十四條第一項第四号及び第三項第四号（第二百二十八條第三項第四号の基準に係る部分に限る。）第二百三十六條第三項第五号、第二百三十七條第一項第三号の表のイ（自動車の後面に備える方向指示器に関する部分に限る。）ロ及びハ並びに第三項第二号から第四号まで、第四項第三号及び第七号から第九号まで、第四百四十六條第一項第三号、第四百四十七條第三項第二号、第二百七十一條第二項第三号から第五号まで、第八号、第九号（警報装置に関する部分に限る。）第十号及び第十一号、第三項第一号（同条第二項第三号か

び第十一号、第三項第一号（同条第二項第三号から第五号まで、第八号及び第九号（警報装置に関する部分に限る。）の基準に係る部分に限る。）及び第三号、第四項第一号（同条第二項第四号の基準に係る部分に限る。））、第二号、第四号及び第五号、第五項第四号、第八号、第九号（警報装置に関する部分に限る。）及び第十号（警報装置に関する部分に限る。））、第八項並びに第九項、第七十二條第二項（第七十一条第二項第九号（警報装置に関する部分に限る。）及び第五項第九号（警報装置に関する部分に限る。））の基準に係る部分に限る。））、第五項及び第七項、第一号及び第三号、第五項及び第六項、第九十七條第六項第一号、第二百四條第一項第三号及び第四号、第三項第五号から第八号まで並びに第七項第二号及び第三号、第二百六條第一項第三号及び第三項第四号、第二百七條第三項第七号、第二百八條第一項第三号及び第四号、第二百九條第一項第三号、第二百十條第三項第三号から第五号まで、第二百十二條第一項第四号及び第三項第四号（第二百六條第三項第四号の基準に係る部分に限る。））、第二百十四條第三項第五号、第二百十五條第一項第三号の表のイ（自動車の後面に備える方向指示器に関する部分に限る。））、ロ及びハ並びに第三項第二号から第四号まで、第四項第三号及び第七号から第九号まで、第二百二十四條第一項第二号ハ並びに第二百二十五條第三項第二号の規定

三〇六（略）

ら第五号まで、第八号及び第九号（警報装置に関する部分に限る。）の基準に係る部分に限る。）及び第三号、第四項第一号（同条第二項第四号の基準に係る部分に限る。））、第二号、第四号及び第五号、第五項第四号、第八号、第九号（警報装置に関する部分に限る。）及び第十号（警報装置に関する部分に限る。））、第八項並びに第九項、第七十二條第二項（第七十一条第二項第九号（警報装置に関する部分に限る。）及び第五項第九号（警報装置に関する部分に限る。））の基準に係る部分に限る。））、第五項及び第七項、第九十七條第六項第一号、第二百四條第一項第三号及び第四号、第三項第五号から第八号まで並びに第七項第二号及び第三号、第二百六條第一項第三号及び第三項第四号、第二百七條第三項第七号、第二百八條第一項第三号及び第四号、第二百九條第一項第三号、第二百十條第三項第三号から第五号まで、第二百十二條第一項第四号及び第三項第四号（第二百六條第三項第四号の基準に係る部分に限る。））、第二百十四條第三項第五号、第二百十五條第一項第三号の表のイ（自動車の後面に備える方向指示器に関する部分に限る。））、ロ及びハ並びに第三項第二号から第四号まで、第四項第三号及び第七号から第九号まで、第二百二十四條第一項第三号並びに第二百二十五條第三項第二号の規定

三〇六（略）

（道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部改正）

第三条 道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成十五年国土交通省告示第千三百十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。



改正後	改正前
(原動機及び動力伝達装置) 第四条 (略) 230 (略) 31 専ら乗用の用に供する乗車定員九人以下の自動車及び車両総重量三・五トン以下の自動車(二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。次項において同じ。)を除く。)のうち、次に掲げる自動車については、細目告示第十条第一項第三号、第八十八条第一項第二号、第六十六条第一項第二号及び別添百二十五の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示(令和八年国土交通省告示第千七百七十九号)による改正前の細目告示第十条第一項第三号、第八十八条第一項第二号、第六十六条第一項第二号及び別添百二十五の規定に適合するものであればよい。 一 令和十年八月三十一日以前に製作された自動車 二 令和十年九月一日から令和十二年八月三十一日までに製作された自動車であつて次に掲げるもの イ 令和十年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車 ロ 令和十年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であつて、同年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造並びに走行装置の種類及び主要構造が同一であるもの ハ 国土交通大臣が定める自動車 三 令和十二年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であつて、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの 四 国土交通大臣が定める自動車 32 車両総重量が三・五トンを超える自動車(専ら乗用の用に供するも	(原動機及び動力伝達装置) 第四条 (略) 230 (略) (新設) (新設)

のにあつては、乗車定員十人以上のものに限る。）であつて輸入された自動車以外の自動車のうち、次に掲げる自動車については、細目告示第十條第一項第三号、第八十八條第一項第二号、第六百六十六條第一項第二号及び別添百二十五の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和八年国土交通省告示第千七百七十九号）による改正前の細目告示第十條第一項第三号、第八十八條第一項第二号、第六百六十六條第一項第二号及び別添百二十五の規定に適合するものであればよい。

一 令和十二年八月三十一日以前に製作された自動車

二 令和十二年九月一日から令和十四年八月三十一日までに製作された自動車であつて次に掲げるもの

イ 令和十二年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ 令和十二年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であつて、同年十二月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造並びに走行装置の種類及び主要構造が同一であるもの

ハ 国土交通大臣が定める自動車

三 令和十四年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であつて、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

四 国土交通大臣が定める自動車

33 次に掲げる自動車以外の自動車については、当分の間、細目告示第八十八條第一項第二号及び第六百六十六條第一項第二号中「別添125の3.の規定に掲げる記録項目が読み取れないものは、この基準に適合しないものとする」とあるのは、「車載式燃料・電力消費等測定装置の機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、この基準に適合するものとする」と読み替えることができる。

一 令和十年九月一日（輸入された自動車にあつては令和十一年九月一日）以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であつて、令和十

（新設）

年八月三十一日（輸入された自動車にあつては令和十一年八月三十一日）以前に指定を受けた型式指定自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造並びに走行装置の種類及び主要構造が同一でなく、かつ、指定を受けた日から起算して二年を経過したもの（新規登録（軽自動車にあつては新規検査）を初めて受けた日の属する月の前月の末日から起算して十月を経過したものに限る。）

二 国土交通大臣が定める自動車

34 二輪自動車については、設備・体制整備等を行い検査の実施が可能となる環境が整うまでの間、細目告示第八十八条第一項第二号、第六十六条第一項第二号及び別添百二十五の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和八年国土交通省告示第千七百七十九号）による改正前の細目告示第八十八条第一項第二号、第百六十六条第一項第二号及び別添百二十五の規定に適合するものであればよい。

35 細目告示第十条第三項第一号及び第四項第一号に掲げる自動車のうち、次に掲げる自動車については、細目告示別添四十二の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和八年国土交通省告示第千七百七十九号）による改正前の細目告示別添四十二の規定に適合するものであればよい。

一 令和十年八月三十一日以前に製作された自動車

二 令和十年九月一日以降に製作された自動車であつて、次に掲げるもの

イ 令和十年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車又は

一 酸化炭素等発散防止装置指定自動車

ロ 令和十年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であつて、同年十月八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一

（新設）

（新設）

であるもの

ハ 国土交通大臣が定める自動車

(制動装置)

第九条 (略)

2 〽 67 (略)

68 次に掲げる自動車（協定規則第十三号の規則2・54・に定める機能を有する自動車に限る。）については、細目告示第十五条第二項第一号及び第六項第一号並びに第九十三条第二項第一号及び第六項第一号中「協定規則第13号の規則5.及び6.」とあるのは、「協定規則第13号の規則5.（5.1.4.6.2.1.を除く。）及び6.並びに協定規則第13号第15次訂版第15次訂版の規則5.1.4.6.2.1.」と読み替えることができる。

一 令和十一年八月三十一日以前に製作された自動車

二 令和十一年九月一日以降に製作された自動車であつて、次に掲げるもの

イ 令和十一年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ 令和十一年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であつて、同年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの

ハ 国土交通大臣が定める自動車

三 令和十一年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であつて、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

69 次に掲げる自動車（協定規則第十三号の規則2・34・に定める機能を有する自動車に限る。）については、細目告示第十五条第三項及び第九十三条第三項中「協定規則第13号の規則5.及び6.」とあるのは、「協定規則第13号の規則5.（5.1.4.4.1.1.を除く。）及び6.並

(制動装置)

第九条 (略)

2 〽 67 (略)

(新設)

(新設)

びに協定規則第13H号第2改訂版の規則5.1.4.4.1.1.」と読み替えることができる。

一 令和十一年八月三十一日以前に製作された自動車

二 令和十一年九月一日以降に製作された自動車であつて、次に掲げるもの

イ 令和十一年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ 令和十一年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であつて、同年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの

ハ 国土交通大臣が定める自動車

三 令和十一年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であつて、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

(電気装置)

第十四条 (略)

231 (略)

32 次に掲げる自動車については、細目告示第二十一条第五項第一号及び第六項(協定規則第百号に係る部分に限る。)、第九十九条第七項第一号及び第八項(協定規則第百号に係る部分に限る。)並びに第七十七條第五項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示(令和三年国土交通省告示第五百二十一号)による改正前の細目告示第二十一条第五項第一号及び第六項(協定規則第百号に係る部分に限る。)、第九十九条第七項第一号及び第八項(協定規則第百号に係る部分に限る。)並びに第七十七條第五項の規定に適合するものであればよい。

一 (略)

二 令和五年九月一日から令和七年八月三十一日までに製作された自

(電気装置)

第十四条 (略)

231 (略)

32 次に掲げる自動車については、細目告示第二十一条第五項第一号及び第六項(協定規則第百号に係る部分に限る。)、第九十九条第七項第一号及び第八項(協定規則第百号に係る部分に限る。)並びに第七十七條第五項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示(令和三年国土交通省告示第五百二十一号)による改正前の細目告示第二十一条第五項第一号及び第六項(協定規則第百号に係る部分に限る。)、第九十九条第七項第一号及び第八項(協定規則第百号に係る部分に限る。)並びに第七十七條第五項の規定に適合するものであればよい。

一 (略)

二 令和五年九月一日から令和七年八月三十一日までに製作された自

動車（電力により作動する原動機を有する自動車以外の自動車を改造等により、電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）としたものを除く。次号において同じ。）であつて、次に掲げるもの

イ・ロ（略）

（削る）

三（略）

四 国土交通大臣が定める自動車

33
46（略）

（ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置）

第二十八条（略）

2
208（略）

209 細目告示第四十一条第一項第三号、第四号、第七号、第八号、第十号及び第十二号並びに第百十九条第一項第二号、第四号及び第六号に掲げる自動車のうち、次に掲げる自動車については、細目告示別添四十二の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和八年国土交通省告示第千百七十九号）による改正前の細目告示別添四十二の規定に適合するものであればよい。

一 令和十年八月三十一日以前に製作された自動車

二 令和十年九月一日以降に製作された自動車であつて次に掲げるもの

の

イ 令和十年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車又は

一 酸化炭素等発散防止装置指定自動車

ロ 令和十年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であつて、同年十月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動

動車（電力により作動する原動機を有する自動車以外の自動車を改造等により、電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）としたものを除く。次号において同じ。）であつて、次に掲げるもの

イ・ロ（略）

三（略）

ハ 国土交通大臣が定める自動車

（新設）

33
46（略）

（ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置）

第二十八条（略）

2
208（略）

（新設）

八 国土交通大臣が定める自動車

第二十九条（略）

2
3
27
(略)

28 次の各号に掲げる自動車については、保安基準第三十二条第十項の規定並びに細目告示別添五十二4・1・2・4・2・2・4・2・6・1・1・4・2・6・1・2・4・2・6・2・1・4・2・2・6・2・4・2・8・4・2・9・4・3・6・2・2・、4・2・3・2・、4・2・8・4・2・9・、4・2・3・6・1・2・、4・2・3・8・2・及び4・2・3・9・1・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準を改正する省令（令和八年国土交通省令第八十号）による改正前の保安基準第三十二条第十項の規定並びに道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和六年国土交通省告示第千百七十二号）による改正前の細目告示別添五十二4・1・2・、4・2・2・、4・2・6・1・1・、4・2・6・1・2・、4・2・8・1・、4・2・6・2・2・、4・2・2・6・1・2・、4・2・3・、4・2・8・、4・2・9・、4・3・6・2・6・2・2・、4・2・3・2・、4・2・3・2・、4・2・3・8・2・及び4・2・3・9・1・の規定に適合するものであればよい。

一六（略）

29 指定自動車等以外の自動車については、当分の間、保安基準第三十条第十項中「備えなければならない」を「備えることができる」に読み替えて適用する。

(低速走行時照射灯)

第二十九条
(略)

2
3
27
(略)

28 次の各号に掲げる自動車については、細目告示別添五十二・四・一、
二・四・二・二・四・二・六・一・一・四・二・六・一・二・
、四・二・六・二・一・四・二・六・二・四・二・八・四
・二・九・四・三・六・二・二・四・二・三・二・四・二・三・六
・一・一・四・二・三・六・一・二・四・二・三・八・二・及び四・
二・三・九・一の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目
を定める告示等の一部を改正する告示（令和六年国土交通省告示第千
百七十二号）による改正前の細目告示別添五十二・四・一・二・四・
二・二・四・二・六・一・一・四・二・六・一・二・四・二・
六・二・一・四・二・六・二・二・四・二・三・三・四・
二・八・四・二・九・四・三・六・二・二・四・二・三・二・、
四・二・三・六・一・二・四・二・三・二・、四・二・三・二・、
二・及び四・二・三・九・一の規定に適合するものであればよい。

一六(略)

(新設)

(低速走行時照射灯)

三 令和十五年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であつて、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの
指定自動車等以外の自動車については、当分の間、保安基準第四十三条の十一の規定は、適用しない。

2
(協見警報装置)

第五十一条の八 次に掲げる自動車（次項の自動車を除く。）については、保安基準第四十三条の十二の規定は適用しない。

一 令和十三年八月三十一日以前に製作された自動車

二 令和十三年九月一日から令和十五年八月三十一日までに製作された自動車であつて、次に掲げるもの

イ 令和十三年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ 令和十三年九月一日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であつて、同年八月三十一日以前に指定を受けた型式指定自動車と協見警報装置に係る性能が同一であるもの

ハ 国土交通大臣が定める自動車

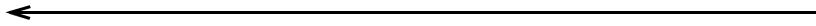
三 令和十五年八月三十一日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であつて、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

2
指定自動車等以外の自動車については、当分の間、保安基準第四十三条の十二の規定は、適用しない。

(新設)

（装置型式指定規則第五条第一項及び共通構造部型式指定規則第五条の二の国土交通大臣が告示で定める国を定める告示の一部改正）

第四条 装置型式指定規則第五条第一項及び共通構造部型式指定規則第五条の二の国土交通大臣が告示で定める国を定める告示（平成十三年国土交通省告示第千八十八号）の一部を次のように改正する。



備考

○印は、各欄に掲げる国が、装置型式指定規則第五条第一項の表各号に掲げる特定装置の項に掲げる各特定装置について、国土交通大臣が定める国であることを示す。

別表第一を次のように改める。

別表第二

[illegible]

備考

○印は、各欄に掲げる国が、共通構造部型式指定規則第五条の二の特定共通構造部について、国土交通大臣が定める国であることを示す。

（道路運送車両法関係手数料規則に基づく自動車、特定共通構造部若しくは特定装置の型式についての指定又は特定改造等の許可の申請に係る手数料の額の算出に関し必要な事項を定める告示の一部改正）

第五条 道路運送車両法関係手数料規則に基づく自動車、特定共通構造部若しくは特定装置の型式についての指定又は特定改造等の許可の申請に係る手数料の額の算出に関し必要な事項を定める告示（平成二十八年国土交通省告示第六百十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。



改正後			改正前		
(審査試験項目に規定する試験に代えて行う試験) 第二条 道路運送車両法関係手数料規則別表第一備考第三号(同令第一条第二項及び第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。) 及び別表第二備考第二号に掲げる告示で定める試験は、次の表の上欄に掲げる同令別表第一の規定及び同表の中欄に掲げる同令別表第二の規定に掲げる審査試験項目ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる試験とする。			(審査試験項目に規定する試験に代えて行う試験) 第二条 道路運送車両法関係手数料規則別表第一備考第三号(同令第一条第二項及び第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。) 及び別表第二備考第二号に掲げる告示で定める試験は、次の表の上欄に掲げる同令別表第一の規定及び同表の中欄に掲げる同令別表第二の規定に掲げる審査試験項目ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる試験とする。		
第十六号	第六号	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示(令和八年国土交通省告示第八号)による改正前の道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(平成十四年国土交通省告示第六百十九号。以下「細目告示」という。)第十条第六項に定める基準に係る試験	第十四号	第六号	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示(令和八年国土交通省告示第八号)による改正前の道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(平成十四年国土交通省告示第六百十九号。以下「細目告示」という。)第十条第六項に定める基準に係る試験
第二十四号	第十三号	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示(平成三十年国土交通省告示第千七百七十五号)第一条による改正前の細目告示第十三条第二項及び第九十一条第二項に定める基準に係る試験	第二十二号	第十三号	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示(平成三十年国土交通省告示第千七百七十五号)第一条による改正前の細目告示第十三条第二項及び第九十一条第二項に定める基準に係る試験
第三十一号	第十九号	道路運送車両の保安基準及び装置型式指定規則の一部を改正する省令(平成二十五年国土交通省令第七十三号)による改正前の道路運送車両の保安基準(昭和二十六年運輸省令第六十七号。以下「保安基準」とい	第二十九号	第十九号	道路運送車両の保安基準及び装置型式指定規則の一部を改正する省令(平成二十五年国土交通省令第七十三号)による改正前の道路運送車両の保安基準(昭和二十六年運輸省令第六十七号。以下「保安基準」とい

第三十三号	第三十二号			
第二十一号	第二十号			
道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示(令和五年国土交通省告示第一号)による改正前の細目告示第十五条第七項に定める基準に係る試験	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示(令和七年国土交通省告示第四百六十九号)による改正前の細目告示第十五条第三項に定める基準に係る試験	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示(令和七年国土交通省告示第四百六十九号)による改正前の細目告示第十五条第二項に定める基準に係る試験	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示(平成二十五年国土交通省告示第八百二十六号)による改正前の細目告示第十五条第二項に定める基準に係る試験	う。)第十二条第二項並びに道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示(平成二十五年国土交通省告示第八百二十六号)による改正前の細目告示第十五条第六項及び第七項に定める基準に係る試験

第三十一号	第三十号			
第二十一号	第二十号			
道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示(令和五年国土交通省告示第一号)による改正前の細目告示第十五条第七項に定める基準に係る試験	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示(令和七年国土交通省告示第四百六十九号)による改正前の細目告示第十五条第三項に定める基準に係る試験	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示(令和七年国土交通省告示第四百六十九号)による改正前の細目告示第十五条第二項に定める基準に係る試験	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示(平成二十五年国土交通省告示第八百二十六号)による改正前の細目告示第十五条第二項に定める基準に係る試験	う。)第十二条第二項並びに道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示(平成二十五年国土交通省告示第八百二十六号)による改正前の細目告示第十五条第六項及び第七項に定める基準に係る試験

第三十七号	第二十五号	第四十号	第五十一号	第八十号	第九十号
道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示(令和六年国土交通省告示第二号)による改正前の細目告示第十五条第四項に定める基準に係る試験	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示(平成二十七年国土交通省告示第七百二十三号)による改正前の細目告示第十八条第一項に定める基準に係る試験	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示(平成二十六年国土交通省告示第二百二十六号)による改正前の細目告示第二十条第一項に定める基準に係る試験	道路運送車両の保安基準及び装置型式指定規則の一部を改正する省令(平成二十三年国土交通省令第四十四号)による改正前の保安基準第十八条第五項並びに道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示(平成二十三年国土交通省告示第五百六十五号)による改正前の細目告示第二十二条及び別添九十九に定める基準に係る試験	細目告示別添二十八「インストールメントパネルの衝撃吸収の技術基準」及び別添八十七「サンバイザの衝撃吸収の技術基準」に	

第三十五号	第二十五号	第三十八号	第四十九号	第七十八号	第八十八号
道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示(令和六年国土交通省告示第二号)による改正前の細目告示第十五条第四項に定める基準に係る試験	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示(平成二十七年国土交通省告示第七百二十三号)による改正前の細目告示第十八条第一項に定める基準に係る試験	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示(平成二十六年国土交通省告示第二百二十六号)による改正前の細目告示第二十条第一項に定める基準に係る試験	道路運送車両の保安基準及び装置型式指定規則の一部を改正する省令(平成二十三年国土交通省令第四十四号)による改正前の保安基準第十八条第五項並びに道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示(平成二十三年国土交通省告示第五百六十五号)による改正前の細目告示第二十二条及び別添九十九に定める基準に係る試験	細目告示別添二十八「インストールメントパネルの衝撃吸収の技術基準」及び別添八十七「サンバイザの衝撃吸収の技術基準」に	

第百十二号	第九十三号	第一百一号	第九十九号	第九十一号	第八十八号
道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十二年国土交通省告示第千二百十三号）による改正	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和五年国土交通省告示第百七十二号）による改正前の細目告示第二十七条第二号及び第三号に定める基準に係る試験	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十九年国土交通省告示第百四十号）による改正前の細目告示第三十条第十項、第百八条第十二項及び第百八十六条第十二項に定める基準に係る試験	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十八年国土交通省告示第百八十一号）による改正前の細目告示第四十条第一項に定める基準に係る試験	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和三年国土交通省告示第千二百九十四号）による改正前の細目告示第四十条第一項第四号に定める基準に係る試験	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（令和三年国土交通省告示第千二百九十四号）による改正前の細目告示第四十条第一項第四号に定める基準に係る試験

第百十号	第九十一号	第九十九号	第九十七号	第九十一号	第八十八号
道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十二年国土交通省告示第千二百十三号）による改正	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和五年国土交通省告示第百七十二号）による改正前の細目告示第二十七条第二号及び第三号に定める基準に係る試験	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十九年国土交通省告示第百四十号）による改正前の細目告示第三十条第十項、第百八条第十二項及び第百八十六条第十二項に定める基準に係る試験	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十八年国土交通省告示第百八十一号）による改正前の細目告示第四十条第一項に定める基準に係る試験	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和三年国土交通省告示第千二百九十四号）による改正前の細目告示第四十条第一項第四号に定める基準に係る試験	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（令和三年国土交通省告示第千二百九十四号）による改正前の細目告示第四十条第一項第四号に定める基準に係る試験

第百二十	第百十八号	第百十七号	第百十三号	
第百一号	第九十七号	第九十六号	第九十二号	
道路運送車両の保安基準の細目を定める告	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示及び道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（令和元年国土交通省告示第五百八十九号（令和元年国土交通省告示別添百十五「二輪車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」に定める基準に係る試験	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十七年国土交通省告示第八百二十六号）による改正前の細目告示第四十一条第二項第四号に定める基準に係る試験	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十七年国土交通省告示第八百二十六号）による改正前のＪＥＯ五モード法により運行する場合に発生し、排気管から大氣中に排出される排出物の測定に係る試験	前の細目告示別添四十四「二輪車モード排出ガスの測定方法」に規定する二輪車モード法により運行する場合に発生し、排気管から大氣中に排出される排出物の測定に係る試験

第百二十	第百十六号	第百十五号	第百十一号	
第百一号	第九十七号	第九十六号	第九十二号	
道路運送車両の保安基準の細目を定める告	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示及び道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（令和元年国土交通省告示第五百八十九号（令和元年国土交通省告示別添百十五「二輪車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」に定める基準に係る試験	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十七年国土交通省告示第八百二十六号）による改正前の細目告示第四十一条第二項第四号に定める基準に係る試験	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十七年国土交通省告示第八百二十六号）による改正前のＪＥＯ五モード法により運行する場合に発生し、排気管から大氣中に排出される排出物の測定に係る試験	前の細目告示別添四十四「二輪車モード排出ガスの測定方法」に規定する二輪車モード法により運行する場合に発生し、排気管から大氣中に排出される排出物の測定に係る試験

二 号	第 百 六 十 九 号	第 百 八 十 一 号
		第 百 五 十 二 号
示の一部を改正する告示（平成二十七年国土交通省告示第七百二十三号）による改正前の細目告示第四十二条第二項、第六項及び第八項に定める基準に係る試験	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十八年国土交通省告示第八百二十六号）による改正前の細目告示第六十八条第一項に定める基準に係る試験	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和二年国土交通省告示第千五百七十七号）による改正前の細目告示第七十二条の二に定める基準に係る試験

号	第 百 六 十 五 号	第 百 七 十 七 号
		第 百 五 十 号
示の一部を改正する告示（平成二十七年国土交通省告示第七百二十三号）による改正前の細目告示第四十二条第二項、第六項及び第八項に定める基準に係る試験	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十八年国土交通省告示第八百二十六号）による改正前の細目告示第六十八条第一項に定める基準に係る試験	道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和二年国土交通省告示第千五百七十七号）による改正前の細目告示第七十二条の二に定める基準に係る試験

附 則

この告示は、令和八年九月三十日から施行する。ただし、第一条中道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第二条第二項の表の改正規定（同項の表協定規則第七十八号の項の次に二項を加える部分に限る。）、「同告示第六十七条の六の次に二条を加える改正規定、同告示第四百四十五条の六の次に二条を加える改正規定、同告示第二百二十三条の六の次に二条を加える改正規定、同告示別添百三十三の次に二別添を加える改正規定、第二条の規定、第三条中道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示第五十一条の六の次に二条を加える改正規定、第四条の規定並びに第五条の規定は、令和八年十月二十日から施行する。

「道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定める自動車等について（依命通達）」の一部改正について（依命通達） 新旧対照表

○道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定める自動車等について（依命通達）（平成 15 年国自技第 151 号、国自環第 134 号）
（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
記 1. ～156. （略） <u>157.</u> 適用関係告示第14条第32項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。 (1) 令和 5 年 9 月 1 日から令和 7 年 8 月 31 日までに製作された自動車（電力により作動する原動機を有する自動車以外の自動車を改造等により、電力により作動する原動機を有する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）としたものを除く。）であって、次に掲げるもの イ 令和 5 年 8 月 31 日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車 ロ 令和 5 年 8 月 31 日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車 ハ 令和 5 年 9 月 1 日以降に輸入自動車特別取扱を受けた自動車（令和 5 年 8 月 31 日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車に、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類並びに動力用電源装置の種類についての変更以外の変更のみを行ったものに限る。） ニ 令和 5 年 8 月 31 日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車（協定規則第100号の技術要件に係る特定	記 1. ～156. （略） <u>157.</u> 適用関係告示第14条第32項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。 (1) 令和 5 年 8 月 31 日以前に新型届出による取扱いを受けた自動車 (2) 令和 5 年 8 月 31 日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車 (3) 令和 5 年 9 月 1 日以降に輸入自動車特別取扱を受けた自動車（令和 5 年 8 月 31 日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車に、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類並びに動力用電源装置の種類についての変更以外の変更のみを行ったものに限る。） (4) 令和 5 年 8 月 31 日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車（協定規則第100号の技術要件に係る特定共通構造部を備えたものに限る。以下この項において同じ。） (5) 令和 5 年 9 月 1 日以降に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車（令和 5 年 8 月 31 日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車に、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類並びに動力用電源装置の種類についての変更以外の変更のみを行ったものに限る。） (6) 型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車、型式認定を受けた自動車、新型届出による

共通構造部を備えたものに限る。以下この項において同じ。
)

ホ 令和 5 年 9 月 1 日以降に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車(令和 5 年 8 月 31 日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車に、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類並びに動力用電源装置の種類についての変更以外の変更のみを行ったものに限る。)

ヘ 型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車、型式認定を受けた自動車、新型届出による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱を受けた自動車以外の自動車 (2)の自動車を除く。)

(2) 細目告示第 83 条の適用を受ける自動車 (原動機用蓄電池 (作動電圧が直流 60V を超え 1,500V 以下又は交流 30V (実効値) を超え 1,000V (実効値) 以下のものを除く。)) を有する自動車に限る。)

(3) 細目告示第 83 条の適用を受ける自動車のうち、令和 9 年 8 月 31 日以前に製作された自動車 (原動機用蓄電池を有する最高速度 20 キロメートル毎時未満の自動車に限る。)

158. ～346. (略)

347. 適用関係告示第 51 条の 7 の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

(1) 令和 13 年 8 月 31 日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車

(2) 令和 13 年 9 月 1 日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、同年 8 月 31 日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と眠気警報装置に係る性能が同一であるもの

(3) 令和 13 年 8 月 31 日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車

(4) 令和 13 年 9 月 1 日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、同年 8 月 31 日以前に多仕

取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱を受けた自動車以外の自動車

158. ～346. (略)

(新設)

様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と眠気警報装置に係る性能が同一であるもの

348. 適用関係告示第 51 条の 8 の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 令和 13 年 8 月 31 日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (2) 令和 13 年 9 月 1 日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、同年 8 月 31 日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と脇見警報装置に係る性能が同一であるもの
- (3) 令和 13 年 8 月 31 日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車
- (4) 令和 13 年 9 月 1 日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、同年 8 月 31 日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と脇見警報装置に係る性能が同一であるもの

349. 適用関係告示第 4 条第 31 項第二号ハの「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (2) 型式指定を受けた自動車及び多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車以外の自動車
- (3) 型式指定を受けた自動車又は多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、異なる型式の原動機に変更したもの
- (4) 型式指定を受けた自動車又は多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、燃料の種類を変更したもの
- (5) 型式指定を受けた自動車又は多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、その構造等の変更により細目告示別添125「車載式燃料・電力消費等測定装置の技術基準」の 5.1.1. から 5.1.3. までの各号に掲げる自動車の区分に応じて適用される基準に変更が生じたもの

(新設)

(新設)

<u>350.</u> 適用関係告示第4条第31項第4号の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。 (1) 輸入自動車特別取扱を受けた自動車	(新設)
<u>351.</u> 適用関係告示第4条第32項第2号ハの「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。 (1) 輸入自動車特別取扱を受けた自動車 (2) 型式指定を受けた自動車及び多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車以外の自動車 (3) 型式指定を受けた自動車又は多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、異なる型式の原動機に変更したもの (4) 型式指定を受けた自動車又は多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、燃料の種類を変更したもの (5) 型式指定を受けた自動車又は多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、その構造等の変更により細目告示別添125「車載式燃料・電力消費等測定装置の技術基準」の5.1.1.から5.1.3.までの各号に掲げる自動車の区分に応じて適用される基準に変更が生じたもの	(新設)
<u>352.</u> 適用関係告示第4条第32項第4号の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。 (1) 輸入自動車特別取扱を受けた自動車	(新設)
<u>353.</u> 適用関係告示第9条第68項第2号ハ及び第69項第2号ハの「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。 (1) 令和10年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車 (2) 令和10年9月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、同年8月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と制動装置に係る性能が同一であるもの	(新設)

- (3) 令和10年 8 月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車
- (4) 令和10年 9 月 1 日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、同年 8 月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの
- (5) 型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱を受けた自動車以外の自動車

354. 適用関係告示第 4 条第33項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 令和10年 8 月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (2) 令和10年 9 月 1 日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、令和10年 8 月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるもの

355. 適用関係告示第28条第209項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 令和10年 8 月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (2) 令和10年 9 月 1 日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、令和10年 8 月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるもの

356. 適用関係告示第 4 条第 33 項の「国土交通大臣が定める自動

(新設)

(新設)

(新設)

車」は、令和 10 年 9 月 1 日（輸入された自動車にあっては令和 11 年 9 月 1 日）以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車（特定共通構造部を備えたものに限る。）であって、令和 10 年 8 月 31 日（輸入された自動車にあっては令和 11 年 8 月 31 日）以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造並びに走行装置の種類及び主要構造が同一でなく、かつ、取扱いを受けた日から起算して二年を経過したもの（法第 7 条に定める新規登録（軽自動車にあっては法第 59 条に定める新規検査）を初めて受けた月の前月の末日から起算して 10 月を経過したものに限る。）とする。

附 則

本改正規定は、令和八年九月三十日から施行する。ただし、347項及び348項の規定は令和八年十月二十日から適用する。